東松山市地域防災計画 資料編

令和6年3月 東松山市防災会議

<目 次>

資料集

1	条例等	1
	東松山市防災会議条例	. 1
	東松山市防災会議運営要綱	. 3
	東松山市災害対策本部条例	. 5
	東松山市災害対策本部要綱	. 6
	東松山市災害対策本部等運営要領	14
	東松山市災害警戒本部等要綱	16
	東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例	18
	東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	23
	東松山市災害弔慰金等支給審査委員会設置規則	27
	東松山市災害見舞金支給条例	28
	東松山市災害見舞金支給条例施行規則	30
	東松山市罹災証明書等交付要綱	31
2	2 協定	. 33
	災害時応援協定一覧	
	日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書(日本水道協会ほか)	
	大規模災害時における相互応援に関する協定書(熊谷市ほか)	41
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(県内全市町村)	
	緊急相互応援給水に関する協定書(熊谷市)	46
	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定(埼玉県清掃行政研究協議会)	48
	東松島市と東松山市との災害相互応援に関する協定(東松島市)	50
	和光市と東松山市との災害時における相互応援に関する協定書(和光市)	52
	伊勢原市と東松山市との災害時における相互応援に関する協定書(伊勢原市)	54
	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定(埼玉県下水道事業管	돌
	理者ほか)	56
	総合行政システム(PubLinker クラウド)災害基本協定書(加須市ほか)	63
	高坂中継ポンプ所の震災時等給水栓の使用に関する覚書(埼玉県)	66
	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書(国土交通省国土地理院)	68
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(生活協同組合さいたまコープ).	70
	災害時における物資等の供給協力に関する協定書(埼玉中央農業協同組合)	72
	緊急災害時における飲料提供に関する協定書(三国フーズ)	74
	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書(伊藤園)	76
	災害時における飲料水の提供等に関する協定書(ジャパンビバレッジホールディングス)	78
	災害時における飲料水の提供等に関する協定書(大蔵屋商事)	80
	災害時における飲料水の提供等に関する協定書(東京キリンビバレッジサービス)	82
	災害時における飲料水の提供に関する協定書(コカ・コーラボトラーズジャパン)	84
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定(カインズ)	86

災害時における物資供給に関する協定書(セッツカートン)	88
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(ユニー)	90
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書(ロイヤルホームセンター)	92
災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定(マミーマート)	94
災害時におけるバス利用に関する協定書(埼玉県バス協会)	96
災害時における物資の輸送に関する協定書(埼玉県トラック協会)	98
災害時における物資の一時保管及び配送等に関する協定(佐川急便)	101
災害時における車両貸渡に関する協定(埼玉県レンタカー協会)	103
災害時情報連絡活動協力に関する協定書(東松山交通ほか)	105
災害時の情報伝達に関する協定書(JARL東松山アマチュア無線クラブ)	106
災害情報の緊急放送に関する協定書(東松山ケーブルテレビ)	108
東松山市犯罪情報の住民提供等に関する協定書(東松山警察署ほか)	110
災害に係る情報発信等に関する協定書(ヤフー)	112
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(ゼンリン)	114
東松山市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書(日本郵便)	116
災害時における緊急避難所としての使用に関する協定(東松山カントリークラブ)	119
災害時における緊急避難所としての使用に関する協定(オーエンス)	121
災害時における緊急避難所としての利用に関する協定(清澄ゴルフ倶楽部)	123
災害時における緊急避難所としての利用に関する協定書(武蔵松山カントリークラブ)	125
災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書(東観光開発)	127
災害時における緊急避難所としての利用に関するお願い(川越カントリークラブ)	129
災害時における施設等の使用に関する協定(埼玉県公園緑地協会)	
災害時における物資の供給等に関する協定(LIXIL ビバ)	
避難所誘導案内付電柱広告に関する協定書(東電タウンプランニング)	
避難所誘導案内付電柱広告に関する協定書(武蔵工業)	138
災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書(埼玉県エルピーガス協会)	140
災害時における燃料の供給に関する協定(東松山簡易ガス事業協同組合)	142
災害時における燃料の供給に関する協定(埼玉中央農業協同組合)	
災害時における燃料の供給に関する協定(高坂石油)	
災害時における燃料の供給に関する協定(滝沢石油)	
災害時における燃料の供給に関する協定(飯島商店)	
災害時における燃料の供給に関する協定(榎田商事)	
災害時における燃料の供給に関する協定(津乃国)	
災害時における燃料の供給に関する協定(東和アークス)	
災害時における燃料の供給に関する協定(ヤジマ燃料)	
地震災害・風水害等に関する協定書(東松山建設安全協会)	
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書(埼玉県電器工事工業組合)	
災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書(東松山清掃協同組合)	
地震等の災害時における応急復旧工事に関する協定書(東松山建設安全協会)	
市内主要道路除雪作業協定書(東松山建設安全協会)	168

地震等の災害時における応急復旧工事に関する協定書(東松山設備協会)	170
災害時における応急対策活動に関する協定書(東松山市造園業組合)	172
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定(東京電力パワーグリッド)	174
災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書(埼玉県宅地建物取引業協会)	176
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書(埼玉土地家屋調査士会)	177
東松山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書(埼玉県建築士事務所協会)	179
東松山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書(埼玉建築士会)	181
災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書(技術開発コンサルタント)	183
災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書(高瀬測量設計)	185
災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書(伊田テクノス)	187
災害に備える人工衛星の利用による協力活動に関する協定書(リモート・センシング技術センター)	189
災害時の医療救護に関する協定書(比企医師会)	191
災害時の医療救護活動に関する協定書(東松山薬剤師会)	194
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(比企郡市歯科医師会)	197
災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定(埼玉中央農業協同組合)	200
災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定(ねぎし)	202
災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定(花恒)	204
災害時における葬祭協力等に関する協定書(埼玉葬祭業協同組合ほか)	206
災害時における協力に関する協定書(全日本冠婚詳細互助協会)	209
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書(埼玉司法書士会)	212
災害時における被災者支援に関する協定書(埼玉県行政書士会)	214
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書(デベロップほか)	216
3 図表類等	218
指定緊急避難場所·指定避難所一覧	218
駐車場を活用した避難場所一覧	222
公園一覧	223
医療機関(病院・診療所等)一覧	229
災害時の臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)一覧	237
埼玉県緊急輸送道路網図	239
市指定緊急輸送道路	241
防災行政無線(固定系)一覧	245
防災行政無線(固定系)配置図	247
防災行政無線(移動系)一覧	248
防災倉庫一覧	250
主な備蓄物資一覧	
文化財一覧	253
東松山市に被害を及ぼした地震災害	257
東松山市における地震被害想定	258
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	261

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	263
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	265
災害救助基準	266
トリアージ・タッグ	272

資料集

1 条例等

東松山市防災会議条例

昭和38年9月30日条例第20号 最終改正 平成24年9月28日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東松山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 東松山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 20人以内
 - (5) 教育委員会の教育長
 - (6) 比企広域消防本部消防長及び東松山消防署長
 - (7) 東松山消防団長
 - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の職員のうちから市長が任命する者 7人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (10) 前各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者 の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、東松山市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

資料集 1 条例等

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (議事等)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

東松山市防災会議運営要綱

昭和38年9月25日 決裁

改正 平成29年1月17日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東松山市防災会議条例(昭和38年9月30日条例第20号)第5条の規 定に基づき東松山市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定め るものとする。

(会議)

- 第2条 防災会議は必要に応じ会長がこれを招集する。
- 2 防災会議は会長が議長となり、議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長 の決する処による。
- 3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め委員に通知しなければならない。

(異動等の報告)

第3条 委員等に異動があった場合は、後任者と共にその役職、氏名及び異動年月日等を会長に 報告しなければならない。

(会長の専決処分)

- 第4条 防災会議の権限に属する事項中その議決により特に指定したものは、会長において処理 することができる。
- 2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(専門委員)

第5条 専門委員は防災会議に出席して、意見を述べることができる。

(幹事)

- 第6条 防災会議の所掌事務の執行並びに委員及び専門委員を補佐するため、幹事若干名を置く ことができる。
- 2 幹事は必要に応じ、委員の属する機関の職員のうちから会長が指名する。

(会議録)

- 第7条 会長は会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の職・氏名
 - (3) 会議に付した案件及び審議の経過
 - (4) 議決した事項
 - (5) その他必要と認める事項

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な細部事項は会長が定める。

附則

この要綱は、昭和38年10月1日から施行する。

資料集 1 条例等

附 則(平成29年1月17日決裁) この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

東松山市災害対策本部条例

昭和38年9月30日条例第21号 最終改正 平成24年9月28日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定 に基づき、東松山市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定め ることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の 職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に所要の部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長をおき、本部長の指名する災害対策本部員が部に属する事務処理に当たる。
- 4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 本部長は、必要に応じて現地災害対策本部を置くことができる。
- 2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その 他の職員を置くものとし、これらは災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちか ら本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 4 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、現地災害対策本部について準用する。 (雑則)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

東松山市災害対策本部要綱

昭和38年10月1日 決裁 改正 平成8年3月4日決裁 平成17年5月27日決裁 平成18年5月16日決裁 平成19年1月25日決裁 平成19年5月18日決裁 平成20年3月7日決裁 平成23年2月3日決裁 平成24年3月30日決裁 平成24年5月31日決裁 平成25年3月25日決裁 平成25年5月8日決裁 平成26年3月31日決裁 平成27年3月25日決裁 平成28年3月24日決裁 平成29年2月20日決裁 平成31年3月26日決裁 平成31年3月26日決裁 令和3年3月23日決裁 令和4年3月3日決裁

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害対策本部(第3条—第5条)

第3章 班の設置(第6条)

第4章 災害対策活動(第7条—第9条)

第5章 雑則(第10条・第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、東松山市災害対策本部条例(昭和38年条例第21号)第5条の規定に基づき、東松山市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の責務)
- 第2条 すべての職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため本部の活動に協力しなければならない。

第2章 災害対策本部

(設置及び閉鎖)

第3条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による東松山市

地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと 認めるときに閉鎖するものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

- 第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定めるものをもって充てる。
 - (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。) 市長
 - (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。) 副市長及び教育長
 - (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。) 東松山市行政組織規則(平成20年東松山市規則第1号)に規定する部長、市民病院事務部長、東松山市教育委員会事務局組織規則(平成7年東松山市教委規則第8号)に規定する部長、東松山市危機管理監設置要綱(平成29年2月20日決裁)に規定する危機管理監その他市長が認めた者

(本部会議)

- 第5条 本部に、災害予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定するため本部会議を置く。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 前項の本部長の職務を代理する副本部長及び本部員の順位については、次のとおりとする。
 - 第1順位 副市長
 - 第2順位 教育長
 - 第3順位 災害対策を主管する部室の長

第3章 班の設置

(班の設置)

- 第6条 本部長は、災害時に限り発生する業務や短期間に集中的な対応を要する業務にあたるため、別表第1に掲げる班を置くことができる。
- 2 各班は、本部の指示の下でそれぞれ別表第1に定める業務に従事するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本部長は、別表第1に掲げる班のほか、必要に応じて班を置く ことができ、当該班は、その業務に従事するものとする。

第4章 災害対策活動

(体制の種別及び配備区分)

- 第7条 本部を設置して行う災害対策活動に当たってのとるべき体制の種別は、非常体制とし、 配備区分は、次のとおりとする。
 - (1) 1号配備 相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動する体制
 - (2) 2号配備 激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する体制
- 2 本部を設置せずに行う災害対策活動に当たってのとるべき体制の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 情報収集体制 災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並び に警報等の伝達を任務として活動する体制
 - (2) 警戒体制 軽微な災害が発生し、さらに災害の拡大が予想される場合において、非常体制に準じて活動する体制

(動員計画)

- 第8条 職員の動員計画については、前条の体制の種別及び配備ごとに別表第2に掲げる基準に 従って別に定めるものとする。
- 2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、 当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

(応援の要請)

第9条 各班は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、 本部長に対して応援を求めるものとする。

第5章 雑則

(情報の収集及び報告)

第10条 各班は、災害に関する情報を関係機関等から得たときは、これを本部長に遅滞なく報告しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成8年3月4日決裁)

この要綱は、平成8年3月4日から施行する。

附 則(平成17年5月27日決裁)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年5月16日決裁)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年1月25日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月18日決裁)

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則(平成20年3月7日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月3日決裁)

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則(平成24年3月30日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日決裁)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月8日決裁)

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

附 則(平成26年3月31日決裁)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。附 則(平成27年3月25日決裁)
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年3月24日決裁)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成29年2月20日決裁)抄 (施行期日)
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。附 則(平成31年3月26日決裁)
 - この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年3月26日決裁)
 - この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和3年3月23日決裁)
 - この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月3日決裁)
 - この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

班名	幹事課	業務
情報・広報班	政策推進課	(1) 市内の被害状況の調査、伝達及び集約に関する
		こと。
		(2) 災害情報の収集及び整理に関すること。
		(3) 災害の記録に関すること。
	広報広聴課	(1) 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその
		他の連絡に関すること。
		(2) 災害情報の発信に関すること。
		(3) 臨時広報紙の発行に関すること。
受援班	人事課	(1) 職員の動員計画及び配置に係る調整に関すること。
		(2) 県その他の地方公共団体に係る応援及び受援要
		請の調整に関すること。
		(3) 派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること。
消防班	危機管理防災課	(1) 消防本部との連絡調整に関すること。
		(2) 要救助現場の情報収集及び対処に関すること。
		(3) 危険物等の監視警戒及び応急対策の補助に関す
		ること。
		(4) 行方不明者に関すること。
物資班	会計課・地域支援課	(1) 食料、燃料、生活物資等の調達に関すること。
		(2) 物資の集積、配給及び管理に関すること。
輸送班	総務課	(1) 車両の需要把握及び調整に関すること。
		(2) 災害時におけるバス利用に関すること。
		(3) 災害時における物資の輸送に関すること。
罹災証明書交付班	課税課	(1) 住家の被害調査及び記録に関すること。
		(2) 住家の被害程度の判定に関すること。
		(3) 罹災証明書の交付に関すること。
災害廃棄物対策班	廃棄物対策課	(1) 被災地におけるごみ処理に関すること。
		(2) 災害における廃棄物処理に関すること。
		(3) 他団体(県その他の地方公共団体を除く。以下同
		じ。)からの職員等の受入れの調整に関すること。
避難所班	地域支援課	(1) 指定緊急避難場所並びに指定避難所の開設及ひ
		運営に関すること。
		(2) 避難所担当職員に対する災害情報の伝達提供に
		関すること。
		(3) 避難者情報の収集及び避難者への情報発信に関
		すること。
		(4) 被災者ニーズの把握及び要請に関すること。
		(5) 在宅避難者の把握及び支援に関すること。
被災者相談窓口班	市民課	被災者相談窓口に関すること。
医療支援班	健康推進課	(1) 被災者の健康管理、保健、医療等の相談に関す
		ること。
		(2) 防疫活動(感染症予防を含む。)に関するこ
		(0) 原体人及が夕原樹機関しの実物部動に関すてこし
		(3) 医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること。
		(4) 食品衛生監視に関すること。
		(5) 救護所の設置に関すること。
		(6) 他団体からの職員等の受入れの調整に関するこ
		と。

班名	幹事課	業務
危険度判定班	住宅建築課	(1) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		(2) 被災宅地の危険度判定に関すること。
道路河川班	建設管理課	(1) 幹線道路等のパトロールに関すること。
		(2) 交通規制に関すること。
	道路課	(1) 幹線道路等の応急措置及び生活道路の確保に関
		すること。
		(2) 道路、橋りょう等の災害復旧に関すること。
	河川課	河川、水路及び池沼(農業用を除く。)の災害復旧に
		関すること。

備考 全ての班は、県その他の地方公共団体及び他団体からの職員等の受入れ及び管理に関する 業務を行うこととする。

別表第2 (第8条関係)

部名	課名	情報収集体制	警戒体制	非常	体制
				1 号配備	2 号配備
政策財政部	政策推進課	情報収集及 び報告並び に警報等の	非常体制の 施行に備え た情報収集	応急対策活 動に即応で	全職員
	財政課	伝達に備え	及び報告並	きるよう部 長が必要と	
	契約検査課	て、部長が 必要と認め	びに警報等 の伝達がで きるよう、	認める人員	
	広報広聴課	る人員			
	会計課		部長が必要 と認める人		
総務部	総務課		員		
	管財課				
	人事課				
	情報統計課				
	課税課				
	収税課				
	議会事務局				
	監査委員事務局				
	選挙管理委員会				
環境産業部	環境政策課				
	廃棄物対策課				
	農政課				
	商工観光課				
	農業委員会事務局				
市民生活部	地域支援課				
	危機管理防災課				
	市民課				
	人権市民相談課				
	秘書室				
健康福祉部	社会福祉課				

	Г
	障害者福祉課
	高齢介護課
	保険年金課
	健康推進課
都市計画部	都市計画課
	市街地整備課
	住宅建築課
	高坂区画整理事務所
建設部	建設管理課
	道路課
	河川課
	上下水道経営課
	水道施設課
	下水道施設課
市民病院	診療部
	診療支援部
	患者総合支援センター
	看護部
	病院総務課
	医事課
学校教育部	教育総務課
	学校教育課
生涯学習部	生涯学習課
	スポーツ課
子ども家庭	子育て支援課
部	保育課

東松山市災害対策本部等運営要領

昭和38年10月1日決裁 改正 平成8年3月4日決裁 平成17年5月27日決裁 平成18年5月16日決裁 平成19年1月25日決裁 平成20年3月7日決裁 平成24年3月30日決裁 平成26年3月17日決裁 平成31年3月26日決裁 个和3年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、東松山市災害対策本部要綱(昭和38年10月1日決裁。以下「要綱」という。)及び東松山市災害警戒本部等要綱(平成31年3月26日決裁)に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部設置等の手続)

- 第2条 災害対策本部(以下「本部」という。)、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)及び災害情報連絡室(以下「連絡室」という。)の設置及び災害対策体制の施行手続について、次に掲げるところによる。
 - (1) 連絡室の設置及び情報収集体制の施行について 市民生活部長は、これらについて副市長の指示を受けて行うものとする。
 - (2) 警戒本部の設置及び警戒体制の施行について 副市長は、これらについて市長の指示を受けて行うものとする。
 - (3) 本部の設置並びに非常体制の施行及び配備区分の決定について 市長が行うものとする。ただし、地震発生時については、東松山市災害対策動員計画に 定める配備基準に従い、直ちに本部を設置する。

(本部等閉鎖時の手続)

第3条 本部、警戒本部及び連絡室(以下「本部等」という。)の閉鎖及び災害対策体制の解除 手続については、前条の規定を準用するものとする。

(本部等設置及び閉鎖時の通知)

- 第4条 本部等の設置及び災害対策体制の決定又は本部等の閉鎖及び災害対策体制の解除が行われた場合は、本部事務局(市民生活部危機管理防災課)は直ちにこの旨を庁内放送等により通知するとともに、次の各号に掲げる機関に対し電話その他適切な方法により通知するものとする。
 - (1) 県災害対策本部東松山支部長(川越比企地域振興センター東松山事務所長)
 - (2) 東松山警察署長
 - (3) その他必要と認める機関の長

(本部室の開設)

- 第5条 本部室は本部が設置されたとき開設する。
- 2 本部室は、災害の規模等に応じて市民生活部長が定め、その入口に「東松山市災害対策本部」

の標識を掲げるものとする。

(本部会議招集の連絡)

- 第6条 本部会議招集の連絡は、市民生活部において電話、庁内放送等により行うものとする。 (動員計画)
- 第7条 要綱第8条第1項に定める職員動員計画には、非常体制2号配備の場合を除き、配備する職員の人数及び連絡方法についても明らかにしておくものとする。
- 2 前項の職員動員計画は、毎年6月1日現在をもって調整するものとし、これを遅滞なく市民生活部長を経由して市長に報告するものとする。

(災害対策体制における情報の収集等)

- 第8条 災害対策体制における情報の収集及び報告の方法は、次に掲げる課の長が当該各号に定める事項を市民生活部長に報告し、かつ関係部長に報告するものとする。
 - (1) 危機管理防災課長 人的被害に関する事項
 - (2) 課税課長 家屋の被害に関する事項
 - (3) 管財課長 公共施設被害に関する事項
 - (4) 社会福祉課長 社会福祉施設等の被害に関する事項
 - (5) 建設管理課長 道路、橋梁、河川等の被害に関する事項
 - (6) 農政課長 農林被害に関する事項
 - (7) 教育総務課長 教育委員会の所管に関する事項
- 2 前項の報告を受けた市民生活部長は、すみやかに市長に報告するものとする。

附則

この要領は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成8年3月4日決裁)

この要領は、平成8年3月4日から施行する。

附 則(平成17年5月27日決裁)

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年5月16日決裁)

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年1月25日決裁)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日決裁)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日決裁)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日決裁)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日決裁)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

東松山市災害警戒本部等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松山市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、東松山市災害対策本部条例(昭和38年東松山市条例第21号)に規定する東松山市災害対策本部を設置するまでに至らない段階のときに、関係機関が相互に連携し、総合的な災害予防及び応急対策活動を実施するために設置する東松山市災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)及び東松山市災害情報連絡室(以下「連絡室」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の設置)

第2条 警戒本部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市長が必要と認めたときに設置する。

(警戒本部の組織)

- 第3条 警戒本部の長は、災害警戒本部長(以下「本部長」という。)とし、副市長をもって充てる。
- 2 警戒本部に、災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)及び災害警戒本部員(以下「本部員」という。)を置く。
- 3 副本部長は、災害対策を所管する部室の長をもって充てる。
- 4 本部員は、市職員のうちから本部長が任命する。
- 5 本部長は、警戒本部を統括し、副本部長及び本部員を指揮監督する。
- 6 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(警戒本部の事務分掌)

- 第4条 本部長は、災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、東松山市災害対策本部要綱 (昭和38年10月1日決裁)第8条第1項に規定する職員の動員計画に規定された災害時の事務分掌から、必要な災害予防及び応急対策活動の実施を本部員に指示する。
- 2 本部員は、本部員の属する部(東松山市行政組織規則(平成20年東松山市規則第1号)に 規定する部室及び東松山市教育委員会事務局組織規則(平成7年東松山市教委規則第8号)に規 定する部をいう。第7条第2項において同じ。)の職員に、災害予防及び応急対策活動を実施さ せる。
- 3 前項の職員以外の職員は、災害情報等の収集に努め、状況に応じて速やかに災害予防及び応急対策活動を実施する。

(連絡室の設置)

第5条 連絡室は、災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めたときに設置する。

(連絡室の組織)

- 第6条 連絡室の長は、災害情報連絡室長(以下「室長」という。)とし、災害対策を所管する 部室の長をもって充てる。
- 2 連絡室に、災害情報連絡副室長(以下「副室長」という。)及び災害情報連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

- 3 副室長は、災害対策を所管する課の長をもって充てる。
- 4 連絡員は、災害対策を所管する課の職員(併任者を含む。)をもって充てる。
- 5 室長は、連絡室を統括し、副室長及び連絡員を指揮監督する。
- 6 副室長は室長を補佐し、室長に事故あるとき又は室長が欠けたときはその職務を代行する。 (事務局の設置)
- 第7条 警戒本部及び連絡室の事務局は、災害対策を所管する課に設置する。
- 2 前項の事務局は、災害予防及び応急対策活動を実施する部等と緊密な連絡を取るものとする。

(市長への報告)

第8条 本部長及び室長は、災害の状況を市長に報告しなければならない。

(警戒本部等の廃止)

- 第9条 本部長は、東松山市災害対策本部が設置されたとき、応急対策がおおむね終了したとき、又は災害の発生のおそれが解消したと認められたときは、警戒本部を廃止するものとする。
- 2 室長は、警戒本部が設置されたとき、応急対策がおおむね終了したとき、又は災害の発生のおそれが解消したと認められたときは、連絡室を廃止するものとする。

(関係機関への通知等)

第10条 本部長及び室長は、警戒本部及び連絡室を設置し、又は廃止した場合は、速やかに関係機関に通知し、又は連絡するものとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例

条例第26号 改正 昭和50年6月25日条例第28号 昭和52年4月1日条例第17号 昭和53年6月20日条例第24号 昭和56年9月28日条例第28号 昭和57年12月21日条例第20号

昭和49年9月20日

昭和62年3月24日条例第9号 平成3年12月20日条例第27号

平成 3 年 1 2 月 2 0 日 宋 例 第 2 1 写

平成23年12月16日条例第21号 令和元年6月28日条例第7号

令和元年12月24日条例第22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところ による。
 - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)の 支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア配偶者

イ 子

- ウ 父母
- 工孫
- 才 祖父母
- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しないときは、死亡者の兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、 災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位 の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、 実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規 定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその 死亡に関し、弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合に あっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその 死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これら の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

- 第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
 - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市 長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 市長は、弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害 中慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては25 0万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯 の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するもので なければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害 の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350万円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居 の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」と あるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

- 第14条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は 無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で市長が定め る率とする。
- 3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、保証 債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

- 第15条 援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも 繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第1 4条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。 (規則への委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

- 第17条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、東松 山市災害弔慰金等支給審査委員会(以下この条において「支給審査委員会」という。)を置く。
- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和50年6月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月20日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月21日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東松山市災害 R 慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、 又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
- 2 東松山市災害見舞金支給条例(昭和47年東松山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「東松山市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「東 松山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に改める。

附 則(昭和62年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日 以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用 する。 附 則(平成3年12月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年12月16日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年6月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(令和元年12月24日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山 市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月27日 規則第54号 改正 昭和57年12月28日規則第27号 平成31年3月22日規則第25号 令和元年7月1日規則第5号 令和元年11月1日規則第18号 令和2年2月28日規則第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東松山市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

- 第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)を支給すると きは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ弔慰金の支給を行うものとする。
 - (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名及び生年月日
 - (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
 - (3) 死亡者の遺族に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明 書を提出させるものとする。
- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

- 第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の 調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。
 - (1) 障害者の氏名、住所及び生年月日
 - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、 負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式 第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付

(貸付利率)

第6条 条例第14条第2項に規定する市長が定める率は、年0パーセントとする。

(借入れの申込)

- 第7条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被害の日の属する月の翌月1日から起算して3月を 経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯 の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

- 第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知 書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に、資金の貸付けを受ける者の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、資金の貸付けを受ける者及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了 したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するも のとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする 理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書(様式第7号)を市 長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号) を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金 支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除をした期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第16条 資金の償還未済額の全部又は、一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、 当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生

じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を、提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護 資金の貸付の手続について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

(借入れの申込みの特例)

2 令和元年台風第19号により被害を受けた借入申込者に係る第7条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被害の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「令和2年9月30日」とする。

附 則(昭和57年12月28日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月22日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

附 則(令和2年2月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

附 則(令和3年3月31日規則第60号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(省略)

東松山市災害弔慰金等支給審査委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東松山市条例第26号。以下「条例」という。)第17条第3項の規定に基づき、専門的見地から災害との因果関係等を審査する東松山市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、必要の都度、因果関係等を審査する災害(次条において「審査災害」という。)の災害名を付し、委員5人以内をもって組織する。
- 2 条例第17条第2項の市長が必要と認める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から審査災害に係る審査が終了する日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様 とする。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を所管する課において処理する。 (その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東松山市災害見舞金支給条例

昭和47年3月25日条例第11号 最終改正 平成24年3月23日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害を受けたときに罹災者又はその遺族に、災害見舞金又は弔慰金 (以下「見舞金等」という。)を支給することにより、市民の福祉増進を図ることを目的とす る。

(災害の種類)

第2条 災害の種類は、次のとおりとする。

火災、風水害、落雷及び地震

(支給額)

- 第3条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。ただし、天災その他非常災害が、災害救助法 (昭和22年法律第118号)及び東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東 松山市条例第26号)第3条の適用を受けたときは支給額を減額し、又は支給しないことができる。
 - (1) 死亡 10万円
 - (2) 負傷 6万円以内
 - (3) 建物の全壊(焼) 10万円以内
 - (4) 建物の半壊(焼) 4万円以内
 - (5) 床上浸水 1万円以内
- 2 前項第3号及び第4号については、現に居住している建物に限るものとする。
- 3 被害の程度は、比企広域消防本部の被害調査に基づき市長が判定するものとする。 (受給資格及び要件)
- 第4条 見舞金等の受給資格者は、災害発生時に本市において住民基本台帳法(昭和42年法律 第81号)により記載されている者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、 この限りでない。

(届出及び支給)

- 第5条 第3条の規定による見舞金等の給付を受けようとするものは、別に定める様式に罹災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から15日以内に市長に届出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。
- 3 見舞金等の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。 (給付の決定の取消)
- 第6条 市長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実が あると認めたときは、これを取消すことができる。
 - (1) 故意に給付の事由を生ぜしめたとき。

(2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(見舞金等の返還)

第7条 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額 又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

東松山市災害見舞金支給条例施行規則

昭和47年12月13日 規則第33号

改正 昭和52年6月17日規則第32号 平成31年3月22日規則第24号 令和3年2月24日規則第13号

(用語の意義)

- 第1条 東松山市災害見舞金支給条例(昭和47年東松山市条例第11号。以下「条例」という。)第1条に規定する罹災者又はその遺族とは、次に定める者をいう。
 - (1) 罹災者 条例第2条に規定する火災、風水害、落雷及び地震により死亡又は負傷した者 及び自己が現に居住する住家に被害を受けた者
 - (2) 遺族 罹災者で死亡した者の親族又は死亡者の葬祭を行う者 (罹災の種類及び程度)
- 第2条 条例第3条第1項各号に規定する罹災の種類及び程度は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 死亡 即死又は負傷により1カ月以内に死亡した者及び死亡の事実を確認できないが死亡したことが確実であると推定された者
 - (2) 負傷 引続き1カ月以上の入院治療を要する者で、医師の診断書を提出した者
 - (3) 全焼(全壊) 住家の焼失又は損壊した部分がその住家の70パーセント以上に達した とき又は、70パーセントに達しないがその住家を改築しなければ再び住家として使用す ることができない程度の被害
 - (4) 半焼(半壊) 住家の焼失又は損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用することができる程度の被害
 - (5) 床上浸水 住家の床上に浸水したとき、又は土砂のたい積のため一時的にその住家に居住することができない程度の被害

(様式)

第3条 条例第5条第1項に規定する届出様式は、別記様式とする。

(見舞金等の額)

第4条 条例第3条第1項各号に規定する見舞金等は、別表のとおりとする。 (委任)

第5条 この規則の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年6月17日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月24日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(省略)

東松山市罹災証明書等交付要綱

令和2年9月15日

決裁

東松山市り災証明書等の発行に関する要綱(平成29年2月20日決裁)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害(火災による被害を除く。以下「災害」という。)による被害の状況 に関する証明書(以下「証明書」という。)の交付事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類及び内容)

- 第2条 証明書の種類及び内容は、次のとおりとする。ただし、証明書の提出先においてその様式に別の定めがあるときは、提出先の様式を用いることができる。
 - (1) 罹災証明書(様式第1号) 法第90条の2第1項の規定により、災害による被害が生じた不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第111条に規定する建物のうち、当該被害が生じた時点において現実に居住の用に供されていたもの(以下「住家」という。)の当該被害の程度を証明するもの
 - (2) 被災証明書(様式第2号) 災害により、事務所、店舗、自動車、家財その他の住家以外の物に被害が生じた事実を証明するもの
- 2 証明書は、災害による被害の危険度及び被害金額については証明しない。 (証明書の交付の申請)
- 第3条 証明書の交付を申請することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 罹災証明書 災害による被害が生じた時点において、住家に居住していた者(以下「居住者」という。)又は住家を所有していた者
 - (2) 被災証明書 災害による被害が生じた時点において、前条第1項第2号に規定する物を 所有し、使用し、又は管理していた者
- 2 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書(様式第3号)又は電子申請システム(デジタル庁が運営するマイナポータルにおいて提供される電子申請サービスをいう。)、写真、図面、領収書その他の災害による被害の程度を確認するために必要と認められる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 被災証明書の交付を受けようとする者は、被災証明書交付申請書(様式第2号)により、写真、 図面、領収書その他の災害による被害の程度を確認するために必要と認められる書類を添えて、 市長に申請しなければならない。
- 4 災害による被害が生じた時点において、住民票に記載されていた住所と現実に居住していた場所とが異なる居住者が罹災証明書の交付を申請しようとするときは、当該現実に居住していた場所において供給された電気、ガス又は水道水に係る使用料金の領収書その他の当該現実に居住していた場所を確認することができる書類を市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第4条 証明書は、災害による被害が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に 限り交付する。ただし、当該1年を経過する日までの間に交付することができないことについ て、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 証明書の交付については、東松山市手数料条例(平成12年東松山市条例第2号)第4条第 1項第5号の規定により、手数料を徴収しない。

(証明事項の取消し)

第5条 偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けた者があるときは、当該証明書の証明 事項を取り消すことができる。

(被害認定調査)

- 第6条 罹災証明書の交付の申請があったときは、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定 基準運用指針」に基づき、遅滞なく当該申請に係る住家の被害の状況を調査しなければならな い。
- 2 前項の場合において、申請書に添えて提出された写真により、住家の被害の程度が明らかに 準半壊に至らないと確認することができ、かつ、準半壊に至らないと判定することについて当 該住家の居住者又は所有者から同意を得たときは、当該住家における部位ごとの損傷率の現地 調査を要しないものとする。

(再調查)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書で判定された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、被害認定再調査申請書(様式第4号)に必要とする事項を記載し、当該罹災証明書の原本を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、既に当該罹災証明書の原本を所持していない場合は、これを添えることを要しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松山市罹災証明書等交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった 証明書の交付について適用し、同日前に申請のあった証明書の交付については、なお従前の例 による
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の東松山市り災証明書等の発行に関する要綱に基づき申請 のあった証明書については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市罹災証明書等交付要綱の規定に基づき、既に印刷済みの用紙については、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

別記様式(省略)

2 協定

災害時応援協定一覧

No.	分野	協定名	応援内容	協定先
1	国・自治体	日本水道協会埼玉県 支部西部地区災害相 互援助に関する覚書	・水道事業に係る災害の救 援活動	日本水道協会埼玉県支部西部地区 (川越市、所沢市、飯能市、狭山 市、入間市、日高市、富士見市、 ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、 越生町、小川町、嵐山町、川島 町、吉見町、滑川町、鳩山町、坂 戸鶴ヶ島企業団、ときがわ町、東 秩父村)
2		大規模災害時におけ る相互応援に関する 協定書	・情報の収集及び提供 ・生活必需品等の提供 ・応急復旧資機材の提供 ・職員の派遣 ・避難場所の相互利用 ・一時収容施設のあっせん ・児童生徒の受入れ	熊谷市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村
3		災害時における埼玉 県内市町村間の相互 応援に関する基本協 定(県内全市町村)	・情報の収集及び提供 ・生活必需品等の提供 ・応急復旧資機材の提供 ・職員の派遣 ・被災傷病者の受け入れ ・遺体火葬施設の提供 ・児童生徒の受入れ	県内全市町村
4		緊急相互応援給水に 関する協定書	・水道事業に係る緊急相互 応援給水活動	熊谷市
5		災害廃棄物等の処理 に関する相互支援協 定	・災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん ・災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供 ・災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 ・災害廃棄物等の処理の実施 ・その他災害廃棄物等の処理の実理に関し必要な事項	埼玉県清掃行政研究協議会とその 会員である県、市町村及び関係一 部事務組合
6		東松島市と東松山市 との災害相互応援に 関する協定	・食糧及び飲料水の供給 ・応援物資(生活必需品等) の供給 ・応援対策等に要する職員 の派遣及び資機材の提供 ・被災者及び被災児童の一 時受入れ	東松島市

No.	分野	協定名	応援内容	協定先
7	国・自治体	和光市と東松山市との災害時における相互応援に関する協定書	・被災者の教治を表情である。 本では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	和光市
8		伊勢原市と東松山市 との災害時における 相互応援に関する協 定書	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供・応急復旧活動に必要な車両等の提供・応急復旧活動に必要な職員等の派遣・被災者の一時収容のための施設の提供	伊勢原市
9		災害時における埼玉 県内の下水道管路施 設の復旧支援協力に 関する協定	・被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務	日本下水道管路管理業協会、埼玉 県下水道事業管理者、県内31市、 15町、9事業管理者・組合など
10		総合行政システム (PubLinker クラウド) 災害基本協定書	・被災協議会員の基幹システム稼働支援・被災協議会員に対する機器提供やシステム稼働支援・その他、必要な事項の支援	加須市、本庄市、羽生市、深谷市、和光市、幸手市、AGS株式会社
11		高坂中継ポンプ所の 震災時等給水栓の使 用に関する覚書	・給水車両等への給水	埼玉県
12		地理空間情報の活用 促進のための協力に 関する協定書	・災害対応のために必要な 地理空間情報及び物品の活 用支援 ・被災地域の空中写真の提 供	国土地理院
13	食料	災害時における応急 生活物資供給等の協 力に関する協定書	・災害時に食料品、生活必 需品等の調達及び供給、物 資搬送車両、情報提供	生活協同組合コープみらい(生活協同組合さいたまコープ)

No.	分野	協定名	応援内容	協定先
14	食料	災害時における物資 等の供給協力に関す る協定書	・保有主食の優先供給 ・救援、救助活動に必要な 車両の提供	埼玉中央農業協同組合
15	飲料水	緊急災害時における 飲料提供に関する協 定書	・地域貢献型自動販売機の 機内在庫品の無償提供	FV ジャパン株式会社(三国フーズ 株式会社)
16		災害時における救援 物資(飲料水)の提 供に関する協定書	・地域貢献型自動販売機の 機内在庫品の無償提供 ・飲料水の優先的な安定供 給	株式会社伊藤園
17		災害時における飲料 水の提供等に関する 協定書	・災害対応型自動販売機の 機内在庫品の無償提供 ・飲料水の優先的な安定供 給	サントリービバレッジソリューション株式会社 大蔵屋商事株式会社 東京キリンビバレッジサービス株 式会社
18		災害時における飲料 水の提供に関する協 定書	・災害対応型自動販売機の 機内在庫品の無償提供	コカ・コーラボトラーズジャパン 株式会社
19	生活物資	災害時における生活 物資の供給協力に関 する協定	・日用品等の生活必需品及 び災害時の応急対策に必要 な物資の供給	株式会社カインズ
20		災害時における物資 供給に関する協定書	・段ボール製品(段ボールシート、段ボールケース等)、段ボール製簡易ベッド、その他の取扱商品の供給	セッツカートン株式会社
21		災害時における応急 生活物資供給等の協 力に関する協定書	・応急生活物資の調達及び 供給	ユニー株式会社 ピオニウォーク 東松山・アピタ東松山店
22		災害時における生活 物資の供給協力に関 する協定書、災害時 における生活物資 優先的な供給協力に 関する協定	・日用品等の生活必需品の供給と応急対策に必要な物資の供給	ロイヤルホームセンター株式会社 株式会社マミーマート
23	輸送	災害時におけるバス 利用に関する協定書	・要配慮者等の輸送 ・災害時にバスを避難施設 として利用	一般社団法人埼玉県バス協会西部 地区部会
24		災害時における物資 の輸送に関する協定 書	・災害時の輸送貨物自動車 による緊急輸送	一般社団法人埼玉県トラック協会 小川・松山支部
25		災害時における物資 の一時保管及び配送 等に関する協定	・物資の一時保管及び配送	佐川急便株式会社
26		災害時における車両 貸渡に関する協定	・車両貸渡に関する協力	埼玉県レンタカー協会
27	情報伝達	災害時情報連絡活動協力に関する協定書	・知りえた情報の提供	観光タクシー有限会社、有限会社 東松山交通、イグチ交通株式会社
28		災害時の情報伝達に 関する協定書 災害情報の緊急放送	・各種情報の提供 ・地震、風水害などの災害	東松山アマチュア無線クラブ 東松山ケーブルテレビ株式会社
30		災害情報の緊急放送 に関する協定書 東松山市犯罪情報の	・地震、風水青などの災害の発生時の緊急放送・犯罪情報の提供及び犯罪	東松山ゲーブルテレヒ株式会社 東松山警察署・東松山市自治会連
30		東松山市犯非情報の 住民提供等に関する 協定書	・犯非情報の提供及び犯非の注意喚起	果松山警祭者・果松山市日宿会連合会

No.	分野	協定名	応援内容	協定先
31	情報伝達	災害に係る情報発信 等に関する協定書	・災害時における市の情報 発信手段の強化	LINE ヤフー株式会社(ヤフー株式 会社)
32		災害時における地図 製品等の供給等に関 する協定書	・災害時における地図製品 の供給及びその利用等	株式会社ゼンリン
33		東松山市と日本郵便 株式会社との包括連 携に関する協定書 (災害発生時の協力 に関する覚書)	・緊急車両等として市へ車輛の提供 ・避難先リスト等の情報の相互提供 ・避難場所への臨時郵便差 出箱の設置	東松山郵便局
34	緊急避難場所	災害時における緊急 避難所としての使用 に関する協定(書)、 災害時における緊急 避難所としての使用 に関する依頼	・避難者の収容・飲料水、食事等の提供・浴場の提供	株式会社東松山カントリークラブ 健康増進センター指定管理者:株 式会社オーエンス 株式会社清澄ゴルフ倶楽部 株式会社武蔵松山カントリークラ ブ 東観光開発株式会社:高坂カント リークラブ 株式会社川越カントリークラブ
35	緊急避難場 所(車中泊)	災害時における施設 等の使用に関する協 定	・車中避難者へ駐車場の開放・車中避難者へ水道水、トイレ等の提供	公益財団法人埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園管理事 務所
36		災害時における物資 の供給等に関する協 定	・一時避難が必要な方へ駐車場の開放・生活物資の供給	アークランズ株式会社(株式会社 LIXIL ビバ)
37	避難所誘導 案内	避難所誘導案内付電 柱広告に関する協定 書	・民間企業などの電柱広告 に避難場所への誘導案内表 示を無償で掲示	東電タウンプランニング株式会社 武蔵工業株式会社
38	燃料	災害時におけるLP ガスの優先供給等に 関する協定書	・災害時における LP ガスの優先供給	一般社団法人埼玉県エルピーガス 協会東松山支部
39		災害時における燃料 の供給に関する協定	・灯油、LPガス、その他の 供給可能な物の供給	東松山簡易ガス事業協同組合
40		災害時における燃料の供給に関する協定	・ガソリン、軽油、灯油、重油、その他の供給可能な物の供給	埼玉中央農業協同組合 埼玉県石油業協同組合東松山支部 (有限会社高坂石油、有限会社滝 沢石油、有限会社飯島商店、榎田 商事有限会社、株式会社津乃国、 東和アークス株式会社、有限会社 ヤジマ燃料)
41	ライフライ ン等復旧	地震災害・風水害等 に関する協定書	・情報収集パトロール ・応急復旧工事	東松山建設安全協会
42		災害時における電気 設備等の復旧に関す る協定書	・公共施設等の電気設備等 の復旧活動に関すること ・市内における電気に係る 事故防止に関すること ・活動中に二次災害等を発 見した場合には、関係機関 に通報すること ・災害発生時における復旧 に関すること	埼玉県電気工事工業組合
43		災害時における仮設 トイレ等の供給協力 に関する協定書	・大規模災害時における仮設トイレの供給・設置	東松山清掃協同組合

No.	分野	協定名	応援内容	協定先
44	ライフライ	地震等の災害時にお	・水道事業に係る被害の情	東松山建設安全協会
	ン等復旧	ける応急復旧工事に 関する協定書	報収集、応急復旧工事、応 急給水活動ほか	
45		市内主要道路除雪作業協定書	・道路の除雪作業の実施 ・凍結防止剤散布及び滑り 止め散布	東松山建設安全協会
46		地震等の災害時にお ける応急復旧工事に 関する協定書	・水道事業に係る被害の情報収集、応急復旧工事、応 急給水活動ほか	東松山設備協会
47		災害時における応急 対策活動に関する協 定書	・公園広場等の樹木の被害 状況調査及び倒木等障害物 の応急対策	東松山市造園業組合
48		災害時における停電 復旧の連携等に関す る基本協定	・停電の発生状況や復旧見 込等、停電に関連する情報 を提供	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社
49	住宅提供• 家屋調査	災害時における民間 賃貸住宅の提供支援 に関する協定書	・民間賃貸住宅の情報提供 ・住宅提供の支援	公益社団法人埼玉県宅地建物取引 業協会埼玉西部支部
50		災害時における家屋 被害認定調査に関す る協定書	・災害時の住家について市 職員と連携した家屋調査 ・罹災証明の市民相談	埼玉土地家屋調査士会
51		東松山市被災建築物 応急危険度判定士の 招集に関する協定書	・被災建築物の応急危険度 判定を行う判定士の招集	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会比企支部 一般社団法人埼玉建築士会比企支部
52	被災状況把 握	災害時における無人 航空機による協力活 動に関する協定書	・災害時における無人航空 機による支援協力活動の実 施	株式会社技術開発コンサルタント 高瀬測量設計株式会社 伊田テクノス株式会社
53		災害に備える人工衛 星の利用による協力 活動に関する協定書	・災害時等における人工衛 星の利用による支援協力	一般財団法人リモート・センシン グ技術センター
54	医療救護活動	災害時の医療救護に 関する協定書	・災害時における医療救護 活動の実施	一般社団法人比企医師会
55		災害時の医療救護活 動に関する協定書	・災害時における医療救護 活動の実施	松山薬剤師会・小川薬剤師会
56		災害時の歯科医療救 護活動に関する協定 書	・災害時における歯科医療 救護活動の実施	比企郡市歯科医師会
57	葬祭	災害時における棺及 び葬祭用品の供給等 に関する協定	・棺、ドライアイス、その他の遺体の安置に必要な物の提供 ・遺体の搬送及び遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供	埼玉中央農業協同組合・株式会社 パールトータルサービス、株式会 社ねぎし、株式会社花恒
58		災害時における葬祭 協力等に関する協定 書	・棺及び葬祭用品の供給 ・遺体の収容、安置及び搬 送等の協力	埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭 業協同組合連合会
59		災害時における協力 に関する協定書	・遺体の収容、安置及び搬送等の協力 ・帰宅困難者への避難場所 の提供及び被災者への食事 の提供	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
60	相談支援	災害時における被災 者等相談の実施に関 する協定書 災害時における被災 者支援に関する協定 書	・災害時における被災者等からの相談の実施	埼玉司法書士会 埼玉県行政書士会

資料集 2 協定

No.	分野	協定名	応援内容	協定先			
61			・災害時における移動式宿 泊施設等の提供	株式会社デベロップ、株式会社武 蔵野銀行			

※() は協定締結時の名称

日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の西部 地区会員都市(以下「会員都市」という。)に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救護活動 を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課等)

第2条 会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

(援助要請の手続)

第3条 災害を受け、他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の 定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じて、役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

(援助経費の負担)

- 第4条 前条の援助に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。
 - (1) 応援都市の職員を派遣するため要する費用は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。
 - (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。
 - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、 応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援 都市の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に被害を加えた場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。
 - 2 前項の定めにより難いときは、関係都市が協議して定める。

(物資等の調査交換)

第5条 会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその 保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交 換する。

(災害防止方策の調査研究)

第6条 会員都市は、非常災害に備え、常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

(有効期間)

- 第7条 この覚書の有効期間は、昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する 意志表示がないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。
- 3 会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することがで

きる。

(委 任)

- 第8条 会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互援助を図るため、代表幹事都 市に、 埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。
- 2 会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を 23 通を作成し、日本水道協会埼玉県支部西部地区代表 幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和54年3月1日

日本水道協会埼玉県支部

西部地区代表幹事都市 川越市長 加 藤 龍 二日本水道協会埼玉県支部西部地区会員都市

所沢水道事業管理者 池 田 真 快

同	上	飯能市長	市	Ш	宗	貞		
司	上	狭山市長	町	田	佐	_		
同	上	入間市長	水	村	仁	亚		
同	上	東松山市長	芝	崎	草	Ţ		
同	上	富士見市長	Щ	田	三	郎		
司	上	上福岡市長	田		中	喜		三
司	上	大井町長	駒	j	井	忠		光
司	上	三芳町長	Щ		田	義		夫
司	上	毛呂山町長	下		田	養		平
司	上	越生町長	町		田	幸		純
日本水道協会埼	玉県支部	西部地区会員都市						
		日高町長	大	1	澤	正		雄
司	上	小川町長	田		口	勘		造
司	上	嵐山町長	関	7	根	茂		章
同	上	川島町長	持	į	木	俊		雄
同	上	吉見町長	木	7	村	嘉		正
同	上	滑川村長	小	久(保	正		男
同	上	鳩山村長	宮	Į	崎	得		_
坂戸鶴ヶ島水道	企業団	企業長						
同	上		岸		田			長
都幾川玉川水道	企業団	企業長						
同	上		Щ		口	英		_
司	上	名栗村長	町		田	真	之	亮
同	上	東秩父村長	白	,	石	英		雄

大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村(以下「協定市町村」という。)の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに 相互に連絡するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整 員の職員を派遣することができる。

(応援の内容及び範囲)

- 第4条 応援の内容は、次のとおりとする。
 - (1)応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
 - (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
 - (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
 - (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
 - (8) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項
- 2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害 の状況によってはこの限りではない。

(応援要請)

- 第5条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電 話等 により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援の場所
 - (3) 応援の期間
 - (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
 - (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
 - (6) 必要とする職種別人員

- (7) 小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

- 第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと 認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その 結果を埼玉県に伝達するものとする。
- 2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な 応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。 (応援経費の負担)
- 第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりと する。
 - (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行う ものとする。

(その他)

- 第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその 都度協議して定める。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当課等が協議して定める。 第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証すため、本協定書 13 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1 通を保持する。

平成8年3月1日

熊谷市宮町2-47-1 熊谷市 熊谷市長 小林一夫 東松山市松葉町1-1-58 東松山市 東松山市長 坂本 祐之輔 坂戸市千代田1-1-1 坂 戸 市 坂戸市長 宮崎雅好 滑川町福田 750-1 滑川町 滑川町長 上 野 昇 嵐山町菅谷 445-1 嵐山町

嵐山町長 関 根 昭 二 小川町大字大塚 55

小 川 町

小川町長 松 本 繁 夫都幾川村大字桃木 32

都 幾 川 村

都幾川村長 田 中 郁 也 玉川村大字玉川 2490

玉 川 村

玉川村長 柏 俣 昌 平 川島町平沼 117

川島町

川島町長 山口泰正吉見町下細谷411

吉 見 町

吉見町長 新 井 敬 三 鳩山町大豆戸 184-16

鳩山町

鳩山町長 宮崎 得 一 東秩父村大字御堂 634

東 秩 父 村

東秩父村長 山 崎 要 治 大里村中曽根 654-1

大 里 村

大里村長 吉原文雄

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(県内全市町村)

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

- 第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティア受付及び活動調整
- (10) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (11) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

- 第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各 号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。
- (1)被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲 げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の 依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書 を提出する。

(応援の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。
- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定

し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(応援経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村で負担する。但し、応援に要した経費のうち、次に掲げるものは、応援した市町村で負担する。
- (1)派遣した職員に支払う旅費
- (2) 派遣した職員の給与
- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、 応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。 (情報の交換等)
- 第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

- 第8条 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。 附則
- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

緊急相互応援給水に関する協定書

熊谷市(以下「甲」という。)と東松山市(以下「乙」という。)は、災害その他の非常事態における、迅速かつ円滑な緊急相互応援給水体制を確立するため、配水管の連結及び取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

(施設)

第1条 施設の使用に当たっては、昭和50年1月17日付、「緊急相互応援給水のための配水 管連結に関する施設協定書」に基づき設置された、連結の配水管(以下「専用連結管」とい う。)を使用するものとする。

(場所)

第2条 緊急相互応援給水の専用連結管の設置場所は、次のとおりとする。

熊 谷 市 熊谷市船木台二丁目2番13地先(公道内)

東松山市 東松山市大字東平2157番地先(公道内)

(開閉)

第3条 専用連結管の開閉は、甲乙立会いの上操作するものとする。

(水量)

第4条 応援給水量(以下「分水量」という。)は、甲乙協議により定めるものとする。

(期間)

第5条 応援給水期間は、非常事態発生時に甲乙協議により定めるものとする。

(検針)

- 第6条 分水量の検針は、甲乙立会いの上行うものとする。
- 2 前項の検針は、応援給水期間が1箇月以上となるときは、1箇月ごとに行うものとする。 (料金)
- 第7条 分水量に係る料金は、甲が乙に給水する場合にあっては熊谷市水道事業給水条例の一般 用(最低口径量水器料金)を適用して算出した額とし、乙が甲に給水する場合にあっては東松 山市水道事業給水条例の一般用(最低口径量水器料金)を適用して算出した額とする。
- 2 前項の料金に変更すべき事由が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。 (料金の支払)
- 第8条 甲又は乙は、乙又は甲の指示する手続きに従って料金の支払いを請求するものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の請求があった日から30日以内に、乙又は甲に料金を支払わなければならない。

(維持管理)

第9条 専用連絡管の布設維持管理費用及び量水器維持管理費用の負担割合は、甲乙それぞれ2 分の1とする。

(その他)

- 第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。
- この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成19年8月1日

住所 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番1

甲 熊谷市水道事業

氏名 熊谷市長 富岡 清

住所 埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

乙 東松山市水道事業

氏名 東松山市長 坂本 祐之輔

案内図(省略)

配管図(省略)

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合(以下「市町村等」という。)とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物(以下「災害廃棄物等」という。)の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

(役割)

- 第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。
 - (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
 - (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - (4) 災害廃棄物等の処理の実施
 - (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項
- 2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。
- 3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

(責務)

- 第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を 負う。
 - (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力しなければならない。
 - (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
 - (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な 実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(費用負担)

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出でがないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部 会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和市高砂3丁目15番1号

 名 称
 埼玉県清掃行政研究協議会

 代表者
 会 長 相 川 宗 一

所在地 埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

名 称 東松山市

代表者 東松山市長 坂本 祐之輔

東松島市と東松山市との災害相互応援に関する協定

東松島市(以下「甲」という。)と東松山市(以下「乙」という。)との間において、災害における応急対策及び復旧・復興(以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等ができない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(担当窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援要請に関する連絡担当課を定めておくものとする。

(協力)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援 するよう努める。

(応援内容)

- 第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 食糧及び飲料水の供給
 - (2) 応急物資(生活必需品等)の供給
 - (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
 - (4) 被災者及び被災児童の一時受け入れ
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

(輸送)

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定める。

(住民等の援助に対する支援)

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、積極的な支援が図られるよう努めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決

定するものとする。

甲と乙とは、本書2通作成し、双方署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月5日

宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 甲 東松島市 東松島市長 阿 部 秀 保

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 乙 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

和光市と東松山市との災害時における相互応援に関する協定書

和光市と東松山市(以下これらを「協定都市」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災 した当事者(以下「被災都市」という。)が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、 被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとす る。

(応援の内容)

- 第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫並びに施設の応急対策等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
 - (5) ボランティア等のあっせん
 - (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
 - (7) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
 - (8) 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項 (要請の手続)
- 第3条 被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援を行う当事者(以下「応援都市」という。)に通知し、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担等)

- 第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏ま え、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して 定めるものとする。
- 2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立替えするものとする。

- 3 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市との往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- 4 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都 市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(連絡の窓口)

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、 相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(自主的活動)

第6条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と 連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施 するものとする。

(訓練等)

- 第7条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
- 2 前項の訓練等へ参加及び協力した職員の損害補償等については、第4条第3項及び第4項の 規定を準用する。
- 3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料 を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成24年9月28日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年9月28日

埼玉県和光市広沢1番5号 和光市

和光市長 松 本 武 洋

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市

東松山市長 森田 光一

伊勢原市と東松山市との災害時における相互応援に関する協定書

神奈川県伊勢原市と埼玉県東松山市(以下「協定市」という。)は、次のとおり、災害時における相互応援に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合(以下「災害発生時」という。)に災害対策基本法(昭和36年法律第222号)第67条第1項の規定に基づき、被災した協定市の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑かつ迅速に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - (3) 応急復旧活動に必要な車両等の提供
 - (4) 応急復旧活動に必要な職員等の派遣
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請のあった事項

(応援要請の手続)

- 第3条 応援を要請する市(以下「要請市」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、 災害発生時応援要請書(別記様式)により応援の要請をするものとする。ただし、緊急の場合 は、その他の方法をもって応援を要請し、後日、災害発生時応援要請書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 前条第1号から第3号までに規定する物資、資機材等の種類及び数量
 - (4) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数
 - (5) 応援の予定期間
 - (6) 応援の場所及びその経路
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、要請市が必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市(以下「応援市」という。)は、特別な事情がある場合を除き、 これに応じ応援活動を実施するものとする。

(指揮権)

第5条 応援市の職員等は、要請市の長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請市の負担とする。
- 2 要請市が、経費を支弁する時間的な余裕なく、かつ、要請市から申し出があったときは、応 援市が一時立替支弁するものとする。

(災害補償)

第7条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等のその活動上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)の補償は、応援市が行うものとする。

(資料の交換等)

- 第8条 協定市は、この協定に基づく応援活動が円滑かつ迅速に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、平時から応援及び受援体制の整備に努めなければならない。
- 2 協定市は、それぞれが実施する防災訓練に参加するなど、災害発生時における応援活動が円 滑かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 協定市は、第3条に規定する応援要請の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡責任 者を定めるものとする。

(協議)

第10条 協定市は、この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、協議して定めるものとする。

協定市は、この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 2月13日

神奈川県伊勢原市田中348番地 伊勢原市 市 長 髙 山 松 太 郎

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 市 長 森 田 光 一

災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

埼玉県(以下「甲」という。)と市町・組合(乙1から乙56まで)(以下乙1から乙56までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

- 第2条 甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急 対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができ る。
 - (1)被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び 修繕)
 - (2) その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第10条に規定する甲の事務局が甲及び乙1から乙56までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。
- 3 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 丙は、前3項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

(復旧支援の調整)

第3条 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

(費用)

第4条 この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び乙1から乙5 6までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

(個人情報等の保護)

第5条 丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その 情報の保護に努めなければならない。

(報告)

- 第6条 丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に 対し書面をもって報告を行うものとする。
- 2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

- 第7条 甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データ として、丙に提供するものとする。
- 2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

- 第8条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から 提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。 (広域被災)
- 第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

- 第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。
 - (1) 甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。 (協定期間)
- 第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

- 第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議 の上決定するものとする。
- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手 方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附則

- この協定は、平成29年9月20日から施行する。
- この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成29年 9月20日

- 甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦夫
- 乙1 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市長 清水 勇人

- 乙2 埼玉県川越市三久保町20番地10 川越市上下水道事業管理者 福田 司
- 乙3 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市長 富岡 清
- 乙4 埼玉県川口市青木2丁目1番1号 川口市長 奥ノ木 信夫
- 乙5 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市長 工藤 正司
- 乙 6 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号 秩父市長 久喜 邦康
- 乙 7 埼玉県所沢市宮本町二丁目 2 1 番 4 号 所沢市上下水道事業管理者 中村 俊明
- 乙8 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1 飯能市長 大久保 勝
- 乙 9 埼玉県加須市三俣二丁目 1 番地 1 加須市長 大橋 良一
- 乙10 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市長 吉田 信解
- 乙11 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市長 森田 光一
- 乙12 埼玉県春日部市中央六丁目2番地 春日部市長 石川 良三
- 乙13 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市長 小谷野 剛
- 乙14 埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市長 河田 晃明
- 乙15 埼玉県鴻巣市中央1番1号

鴻巣市長 原口 和久

- 乙16 埼玉県深谷市仲町11番1号 深谷市長 小島 進
- 乙17 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号 上尾市長 島村 穰
- 乙18 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 草加市長 田中 和明
- 乙19 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 越谷市長 高橋 努
- 乙20 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号 蕨市長 賴髙 英雄
- 乙21 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号 戸田市上下水道事業 戸田市長 神保 国男
- 乙22 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号 入間市長 田中 龍夫
- 乙23 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 朝霞市長 富岡 勝則
- 乙24 埼玉県志木市中宗岡1丁目17番10号 志木市下水道事業 志木市長 香川 武文
- 乙25 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市下水道事業 和光市長 松本 武洋
- 乙26 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 新座市長 並木 傑
- 乙27 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 桶川市長 小野 克典

- 乙28 埼玉県久喜市下早見85番地の3久喜市長 田中 暄二
- 乙29 埼玉県北本市本町1丁目111番地 北本市長 現王園 孝昭
- 乙30 埼玉県八潮市中央1丁目2番地1 八潮市長 大山 忍
- 乙31 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1富士見市長 星野 光弘
- 乙32 埼玉県三郷市花和田648番地1 三郷市長 木津 雅晟
- 乙33 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市長 中野 和信
- 乙34 埼玉県幸手市東4-6-8幸手市長 渡辺 邦夫
- 乙35 埼玉県日高市大字南平沢1020番地 日高市長 谷ケ﨑 照雄
- 乙36 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1 吉川市長 中原 恵人
- 乙37 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 ふじみ野市下水道事業 ふじみ野市長 高畑 博
- 乙38 埼玉県白岡市千駄野432番地 白岡市長 小島 卓
- 乙39 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町長 大島 清
- 乙40 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1 三芳町長 林 伊佐雄

- 乙41 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1 滑川町長 吉田 昇
- 乙42 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1 嵐山町長 岩澤 勝
- 乙43 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地 小川町長 松本 恒夫
- 乙44 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1 川島町長 飯島 和夫
- 乙45 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地 吉見町長 宮﨑 善雄
- 乙46 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 横瀬町長 富田 能成
- 乙47 埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1 美里町長 原田 信次
- 乙48 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地 神川町長 清水 雅之
- 乙49 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地 上里町長 関根 孝道
- 乙50 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1 寄居町長 花輪 利一郎
- 乙51 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号 宮代町長 榎本 和男
- 乙52 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号 杉戸町長 古谷 松雄
- 乙53 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 松伏町長 鈴木 勝
- 乙54 埼玉県坂戸市千代田1丁目1番16号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

管理者 石川 清

- 乙55 埼玉県入間郡毛呂山町大字川角1510番地毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合管理者 井上 健次
- 乙56 埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上234番地1 皆野・長瀞下水道組合 管理者 大澤 タキ江
- 丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長 長谷川 健司

総合行政システム (PubLinker クラウド) 災害基本協定書

加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市、幸手市(以下それぞれの当事者を「協議会員」という。)及びAGS株式会社(以下「AGS」という。)は、地震等の大規模な災害(以下「災害」という。)時における相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は協議会員が相互扶助の精神に基づき、災害発生時に相互に支援協力して、事業 継続を可能とするため、相互支援の包括的な枠組みに関して必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

- 第2条 支援の種類は、次のとおりとする。
- (1)被災協議会員以外の協議会員の基幹システム端末による、被災協議会員の基幹システム稼働支援
 - (2) AGSが管理するデータセンターにおける被災協議会員の基幹システム稼働支援
 - (3) 被災協議会員に対する機器提供やシステム稼働の支援
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項の支援

(支援の要請)

第3条 支援の要請は、第6条に定める連絡窓口を通じて、応急対策の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電子メール等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 協議会員相互で実施する支援は、当該協議会員が実施可能と判断した範囲内で行うものとする。

(支援の経費)

第5条 支援に要した経費の負担は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれ の対応にかかる経費は、各自が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 災害時に必要な情報等を協議会員相互に提供することにより支援の円滑な運用を図るため、あらかじめ協議会員毎に連絡窓口を定めるものとする。

(協議会)

- 第7条 本協定に基づく災害時の支援を円滑に実施するため、必要に応じて協議会を開催し、協議会員相互の情報交換、運用方法の検討、訓練の実施等を行うものとする。
- 2 協議会の事務局は、AGSが所掌する。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間の満了又はPubLinker クラウド解約の30日前までに、文書をもって協定終了の申出又は変更の意思表示をしない限り、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(効力の適用範囲)

第9条 この協定は、協議会員が変更になった場合も同様の効力を有するものとする。

(定めのない事項)

第 10 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、協議会員及 びAGSが相互に誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、令和4年1月4日から施行する。

2 平成30年4月24日に締結した総合行政システム (PubLinker クラウド) 災害基本協定書は、令和4年1月3日限り、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、協議会員及びAGSが押印の上、各々1通を保有する。

令和4年1月4日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

加須市

加須市長 大橋 良一

埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

本庄市

本庄市長 吉田 信解

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市

東松山市長 森田 光一

埼玉県羽生市東六丁目15番地

羽生市

羽生市長 河田 晃明

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市

深谷市長 小島 進

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 柴﨑 光子

埼玉県幸手市東四丁目6番8号

幸手市

幸手市長 木村 純夫

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

AGS株式会社

代表取締役 原 俊樹

高坂中継ポンプ所の震災時等給水栓の使用に関する覚書

埼玉県(以下「甲」という。)と東松山市上下水道事業(以下「乙」という。)とは、甲が高坂中継ポンプ所(以下「ポンプ所」という。)施設内に設置した震災時等給水栓(以下「給水栓」という。)の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、震災時等の給水体制を強化するために必要な事項を定め、ポンプ所の適正 な管理と円滑な運用を図ることを目的とする。

(給水栓の位置付け)

第2条 ポンプ所内に設置した給水栓は、埼玉県地域防災計画の定めにより、乙の給水要請に基づき、甲が給水を実施するための施設である。

(連絡系統の確認)

- 第3条 甲と乙は、毎年度当初に連絡体制表を相互に取り交わし、連絡系統の確認をする。 (給水の実施)
- 第4条 甲は、乙から給水要請があったときは、給水施設において直ちに給水車両等への給水を 実施する。

(緊急措置)

第5条 甲はやむを得ない事情等で前条の給水が実施できないとき、管理室監視施設等により給 水栓の使用可能を確認後、乙による給水作業が可能な旨を乙に連絡する。

甲より連絡を受けた乙は、貸与された鍵等による門扉等の開錠後、ポンプ所内の開栓作業及 び残留塩素等の水質確認を行い、給水できるものとする。

また、給水終了時には、閉栓作業を行い門扉等の施錠を確実に行い安全を確保する。なお、乙は作業中に第三者がポンプ所内に入らないよう対応する。

- 2 甲は、乙に対し、前項の作業に必要な門扉等の鍵等をあらかじめ無償で貸与する。 (原因者負担)
- 第6条 乙の給水作業等において、自己の責によりポンプ所に損傷を与えたときは、乙の負担により復旧するものとする。なお、ポンプ所の利用に係る水の使用料、電気料金、燃料費等については、甲の負担とする。

(補償)

第7条 緊急措置の給水作業における乙の職員の公務災害補償費は乙の負担とする。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は施設の利用に関する訓練について時期や内容を別途協議の上、年1回以上施設の利用に関する訓練を実施する。

(覚書の変更)

- 第9条 この覚書を変更する必要が生じたときは、甲と乙協議の上、変更することができる。 (有効期間)
- 第10条 この覚書は、令和元年6月1日より施設が供用されている間適用とする。 (定めのない事項等)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲と乙協議の上定める。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月27日

- 甲 埼玉県比企郡吉見町大字大和田198 埼玉県 埼玉県吉見浄水場長 須賀 浩之
- 乙 埼玉県東松山市大字下唐子814 東松山市上下水道事業 東松山市長 森田 光一

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と東松山市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)の趣旨にのっとり、国土地理院及び東松山市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び東松山市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び東松山市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、 迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び東松山市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の 活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び東松山市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び東松山市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が 誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成26年1月16日

茨城県つくば市北郷一番 国土交通省国土地理院長 稲 葉 和 雄

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市長

森田光一

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

東松山市を「甲」とし、生活協同組合さいたまコープを「乙」とし、甲乙間において、次のと おり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東松山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、市民生活の早期安定を図るため、食料品、生活必需品等(以下「応急生活物資」という。)の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
 - (1) 応急生活物資(別表)の調達及び供給
 - (2) 物資搬送車両の確保
 - (3) 被災状況等の情報提供
- 2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び納入について積極的 に協力するものとする。

(要請の方法)

- 第3条 甲が乙に対して、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に応急生活物資 供給協力依頼書(様式第1号)を提出するものとする。
 - (1) 応急生活物資の種類及び数量
 - (2) 応急生活物資の納入時期及び納入場所
 - (3) その他必要な事項

(報告)

- 第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告 し、事後に物資供給報告書(様式第2号)を提出するものとする。
 - (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
 - (2) 納入に要した車両の数量及び従事員の人数
 - (3) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び納入に要する経費のう ち次の経費は、甲が負担するものとする。
 - (1) 供給した応急生活物資に要する経費
 - (2) 納入車両及び従事員に要する経費
 - (3) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

- 第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙 に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に 実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

- 第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。 (協定の期間)
- 第11条 この協定は、平成22年2月3日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協 定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年2月3日

東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 坂 本 祐之輔

さいたま市南区根岸一丁目5番5号

乙 生活協同組合さいたまコープ

代表理事

理事長 佐藤利昭

災害時における物資等の供給協力に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合(以下「乙」という。)とは、東松山市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、物資等の供給等に関する事項について協定を締結する。

(協定事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が物資等を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する物資等の 供給について協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(供給物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資等の範囲は次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資等とする。
- (1) 主食
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両

(要請手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし緊急を要するとき は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資等の運搬等)

- 第6条 第4条第1号に規定する主食の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。又、 乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する ものとする。
- 3 第4条第2号に規定する車両は、甲又は甲の認める者が使用し運転できるものとする。 (物資等の引き取り)
- 第7条 主食及び車両の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において 乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

- 第8条 第3条及び第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用並びに乙が甲へ提供した車両の運行に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(広域な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(法令の遵守)

- 第10条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。 (定めのない事項)
- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して 定めるものとする。
- 2 この協定の締結により、平成20年7月24日付けで締結した災害時における主食供給等の協力に関する協定は、失効するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成28年 4月 1日

東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市 市 長 森田 光一

東松山市加美町1番20号 乙 埼玉中央農業協同組合 代表理事組合長 利根川 洋治

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と三国フーズ株式会社(以下「乙」という。)とは、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定を締結することとする。

(目的)

第1条 この協定は、乙が甲の管理施設内において、設置・運営する缶自動販売機のうち、指定する缶自動販売機(以下「自販機」という。)の機内在庫飲料(以下「飲料」という。)を、緊急災害時等に施設利用者(勤務者を含む)あるいは地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の方法)

第2条 甲は震度5強以上の地震または、同等以上の災害が発生し、甲に災害対策本部が設置された場合、第3条に定める「自販機鍵」を使って、乙の自販機の飲料を取り出し、災害の被災者等及び施設利用者に提供することができるものとする。

2 前項の実行は、甲の責任者またはその責任者が予め指名した管理者(甲の対策本部が設置された場合、その対策本部責任者またはその指名する者)の判断によるものとする。

(「自販機鍵」の貸与)

第3条 乙は、前条の飲料の使用を可能とするため、甲に対し、「自販機鍵」を貸与することとする。

2 甲は「自販機鍵」を責任において保管・管理し、「自販機鍵」の管理責任者が異動などにより交替する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

(提供結果の通知)

第4条 甲は、第2条に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がないかぎり、同一内容をもって1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の協定解除の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、あるいはこの協定の実施に関して必要な事項については、 その都度甲乙間で協議して定めるものとする。 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年11月21日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県桶川市大字加納180番地

乙 三国フーズ株式会社

代表取締役社長 カリン・ドラガン

災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社伊藤園(以下「乙」という。)は、災害時における 救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を行い、もって市民生活に寄与する。

(協定事項の発動)

- 第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。
- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関し要請する。

(要請の手続)

- 第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資(飲料水)提供要請書(様式 1)を乙に提出するものとする。
- 2 要請の手続きを円滑に行うため、甲と乙は事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

(協力の内容)

- 第4条 乙は、第2条第2項の規定により甲から要請を受けたときは、次の各号の協力を行う ものとする。
- (1) 甲の施設内に設置される乙の地域貢献型自動販売機(別紙記載)の機内在庫の飲料水を、甲に無償提供するものとする。
 - (2) 乙は、供給体制を整え、甲が要請した飲料水を営業拠点より供給するものとする。
- 2 前項第2号による飲料水の対価及び運搬に係わる費用は有償とし、価格は災害発生直前における市場単価を基準に算定し、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるも

のとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成25年12月19日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森 田 光 一

東京都渋谷区本町3丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園

総務部長 川 本 正 人

災害時における飲料水の提供等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス(以下「乙」という。)とは、災害時における飲料水の提供等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助 に係る協力を要請する際の必要な事項について定めることを目的とする。

(協定事項の発動)

- 第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、震度5強以上の地震、又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。
- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し飲料水の提供等に関し要請する。 (要請手続)
- 第3条 甲は、災害時に飲料水の確保及び供給等が必要なときは、乙に対し書面をもって協力を 要請するものとする。ただし、これによりがたいときは口頭で要請し、その後速やかに乙に書 面を提出するものとする。

(協力内容)

- 第4条 乙は、第3条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、次の各号の協力を行うものとする。
 - (1) 甲の管理する場所に設置した災害対応型自動販売機(以下「自販機」という。)の機内 在庫飲料水を甲に無償で提供する。なお、乙において直接提供することが困難なときは、甲 は、乙から借り受けた鍵を利用し自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるもの とする。
- (2) 乙は、供給体制を整え、甲が要請した飲料水を営業拠点より供給するものとする。
- 2 前項第2号による飲料水の対価及び運搬に係る費用は有償とし、価格は災害発生直前における市場単価を基準に算定し、甲乙協議の上定めるものとする。

(自販機鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものと し、万一紛失又は盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
- 2 甲は、この協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならない。
- 3 当該自販機が撤去となった場合は、甲は速やかに乙に対し、自販機の鍵を返却するものとす

る。

(不可抗力による協定不履行)

第6条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等によりこの協定を履 行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申し出がない場合には更 に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これ を決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

災害対応型自動販売機の表示

設置場所 東松山市立図書館 1台

鍵番号 Y18610東松山市立図書館(顧客コード1P2283)

本数 1本

平成29年10月19日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番地6

乙 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス 東日本支社 支社長 秋 本 定 己

災害時における飲料水の提供等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と大蔵屋商事株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における飲料水の提供等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助 に係る協力を要請する際の必要な事項について定めることを目的とする。

(協定事項の発動)

- 第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、震度5強以上の地震、又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。
- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し飲料水の提供等に関し要請する。

(要請手続)

第3条 甲は、災害時に飲料水の確保及び供給等が必要なときは、乙に対し救援物資(飲料水) 提供要請書(様式1)を提出し要請するものとする。ただし、これによりがたいときは口頭で 要請し、その後速やかに同書を提出するものとする。

(協力内容)

- 第4条 乙は、第3条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、次の各号の協力を行うものとする。
 - (1) 甲の管理する場所に設置した災害対応型自動販売機(以下「自販機」という。)の機内 在庫飲料水を甲に無償で提供する。なお、乙において直接提供することが困難なときは、甲 は、乙から借り受けた鍵を利用し自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるもの とする。
- (2) 乙は、供給体制を整え、甲が要請した飲料水を営業拠点より供給するものとする。
- 2 前項第2号による飲料水の対価及び運搬に係る費用は有償とし、価格は災害発生直前における市場単価を基準に算定し、甲乙協議の上定めるものとする。

(自販機鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものと し、万一紛失又は盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
- 2 甲は、この協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならない。
- 3 当該自販機が撤去となった場合は、甲は速やかに乙に対し、自販機の鍵を返却するものとする。

(不可抗力による協定不履行)

第6条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等によりこの協定を履 行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申し出がない場合には更 に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これ を決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 4月13日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県川口市青木1丁目4番26号 乙 大蔵屋商事株式会社 代表取締役 植 木 啓 充

災害時における飲料水の提供等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と東京キリンビバレッジサービス株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における飲料水の提供等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助 に係る協力を要請する際の必要な事項について定めることを目的とする。

(協定事項の発動)

- 第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、震度5強以上の地震、又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。
- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し飲料水の提供等に関し要請する。

(要請手続)

第3条 甲は、災害時に飲料水の確保及び供給等が必要なときは、乙に対し救援物資(飲料水) 提供要請書(様式1)を提出し要請するものとする。ただし、これによりがたいときは口頭で 要請し、その後速やかに同書を提出するものとする。

(協力内容)

- 第4条 乙は、第3条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、次の各号の協力を行うものとする。
 - (1) 甲の管理する場所に設置した災害対応型自動販売機(以下「自販機」という。)の機内在 庫飲料水を甲に無償で提供する。なお、提供の方法は、甲が自販機内蔵のハンドルを回転し 発電することにより、自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。
 - (2) 乙は、供給体制を整え、甲が要請した飲料水を営業拠点より供給するものとする。
- 2 前項第2号による飲料水の対価及び運搬に係る費用は有償とし、価格は災害発生直前における市場単価を基準に算定し、甲乙協議の上定めるものとする。

(不可抗力による協定不履行)

第5条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等によりこの協定を履 行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申し出がない場合には更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これ を決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

災害対応型自動販売機の表示

- ・設置場所 松山市民活動センター1階 自販機コーナー
- ・資産番号 COL-0058 手回し災害ベンダー
- ・本 数 最大 752 本 (250ml 換算)
- ・設置場所 唐子市民活動センター1階 工作室前
- ・資産番号 COL-0094 手回し災害ベンダー
- ・本 数 最大 752 本 (250ml 換算)
- ・設置場所 平野市民活動センター1階 玄関前
- ・資産番号 COL-0082 手回し災害ベンダー
- ・本 数 最大 752 本 (250ml 換算)
- ・設置場所 高坂丘陵市民活動センター2階 コミュニティホール
- ・資産番号 C1F0098 手回し災害ベンダー
- ・本 数 最大 752 本 (250ml 換算)
- ・設置場所 高坂丘陵市民活動センター2階 コミュニティホール
- ・資産番号 C1R-0017 手回し災害ベンダー
- ・本 数 最大 752 本 (250ml 換算)

令和元年 5月31日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

東京都品川区荏原2丁目3番地2号 乙 東京キリンビバレッジサービス株式会社 取締役社長 新 井 裕 明

災害時における飲料水の提供に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における飲料水の提供に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助に 係る協力を要請する際の必要な事項について定めることを目的とする。

(協定事項の発動)

- 第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、震度5強以上の地震、又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。
- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し飲料水の提供等に関し要請する。

(要請手続)

第3条 甲は、災害時に飲料水の確保及び供給等が必要なときは、乙に対し救援物資(飲料水) 提供要請書(様式第1号)をもって協力を要請するものとする。ただし、これによりがたいとき は口頭で要請し、その後速やかに乙に書面を提出するものとする。

(協力内容)

第4条 乙は、第3条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、甲の管理する場所に設置した災害対応型自動販売機(以下「自販機」という。)の機内在庫飲料水に限り、甲に無償で提供する。なお、乙において直接提供することが困難なときは、甲は、乙から借り受けた鍵を利用し自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。

(自販機鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものと し、万一紛失又は盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
- 2 甲は、この協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならない。
- 3 当該自販機が撤去となった場合は、甲は速やかに乙に対し、自販機の鍵を返却するものとする。

(不可抗力による協定不履行)

第6条 甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等によりこの協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年9月30日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申し出がない場合には更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月20日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森田光一

東京都港区赤坂九丁目7番1号 乙 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 代表取締役社長 カリン・ドラガン

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社カインズ(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の 供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力 を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が 調達可能な物資とする。
 - (1) 日用品等の生活必需品
 - (2) 災害時の応急対策に必要な物資

(要請手続き)

- 第4条 甲の乙に対する要請は、必要事項を記入した物資発注書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに物資発注書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

- 第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する 協力等に積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに物資供給報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

- 第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の 指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることが できる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配 慮するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、 速やかに決定する。

(費用の支払)

- 第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。 (情報交換)

- 第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を連絡責任者届(様式第3号)により相手 方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。 (協議)
- 第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、 決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成24年12月13日

甲 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 市 長 森 田 光

乙 埼玉県本庄市東富田88番地2株式会社カインズ代表取締役社長 土 屋 裕 雅

災害時における物資供給に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)とセッツカートン株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東松山市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(供給等の協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物 資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) 段ボール製品(段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等)
 - (2) 段ボール製簡易ベッド
 - (3) その他乙の取扱商品

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は 電話をもって要請し、事後文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

- 第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

- 第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する ものとする。

(費用の負担)

- 第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

- 第8条 物資の供給に要した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとす

る。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定 するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月14日

東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地

乙 セッツカートン株式会社

代表取締役社長 岩 本 英 昭

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)とユニー株式会社 ピオニウォーク東松山・アピタ東松山店 (以下「乙」という。)は東松山市内における地震、風水害その他の災害(以下「災害」とい う。)の発生した場合における応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結 する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して市民生活に必要な生活物資の調達及び 供給等を行うことにより、市民生活の早期の安定を図ることを目的とする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の 供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の可能な限りの供給及 び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表1のと おりとする。

(応急生活物資供給の要請手続)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、出荷要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭又は電話をもって要請し、事後出荷要請書を提出することができる。

(応急生活物資の引取り)

第6条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙 の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

- 第7条 第3条及び前条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の販売価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の店舗との間で、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努め

るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議により定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申し出がないときは、当該満了日からさらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成27年10月15日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市あずま町4丁目3番地 乙 ユニー株式会社 ピオニウォーク東松山・アピタ東松山店 支配人 吉 田 清 之

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と、ロイヤルホームセンター株式会社(以下「乙」という。) とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。)における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の 供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力 を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が 調達可能な物資とする。
 - (1) 日用品等の生活必需品
 - (2) 災害時の応急対策に必要な物資

(要請手続)

- 第4条 甲の乙に対する要請は、必要事項を記入した物資発注書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に物資発注書を提出することができる。
- 2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。 (協力実施)
- 第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する 協力等に積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに物資供給報告書(様式 第2号)により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

- 第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の 指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることがで きる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配 慮するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、 速やかに決定する。

(費用の支払)

- 第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号) により相手 方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(委任)

第10条 乙は、この協定の実施に当たり必要な事務の権限を乙の東松山店の店長に委任することができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の 上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通 を保有するものとする。

平成27年10月30日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

市長森田光一

大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号 大和ビル6階 乙 ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役社長 中 山 正 明

災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と、株式会社マミーマート(以下「乙」という。)は、東松山市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、供給困難となる生活物資の優先的な供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の 供給協力に関する事項について定めることとする。

(協定事項の発動等)

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力要請)

第3条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で調達可能な物資とする。
 - (1) 日用品等の生活必需品
 - (2) 災害時の応急対策に必要な物資

(要請手続)

- 第5条 甲の乙に対する要請は、別に定める物資発注書(様式第1号)をもって行うものとする。 但し、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後物資発注書を提出す ることができる。
- 2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

(協力の実施)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する 協力に積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める物資供給報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

- 第7条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の 指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることがで きる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう努めることとする。

(費用負担)

- 第8条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議上、速

やかに決定する。

(費用の支払)

第9条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。 (情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協議締結後速やかに別に定める連絡 責任者届 (様式第3号) により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手 方に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議上、 決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する 日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 5月 8日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号

乙 株式会社マミーマート

代表取締役社長 岩崎 裕文

災害時におけるバス利用に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県バス協会西部地区部会(以下「乙」という。)は、災害時におけるバスを利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、要援護者及び甲が指定する者(以下「要援護者等」という。)を避難所に迅速に避難させること及び避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全確保を図る。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その 他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

(協力の要請)

- 第3条 甲は災害時において、要援護者等を避難所に避難させる必要がある と判断したときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請する。
 - (1) 乙が保有する車両による要援護者等の輸送
 - (2) 要援護者等の避難施設として必要な業務

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力する。

(要請の方法等)

- 第5条 協力の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、 口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないように、日頃 から点検及び改善に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により 相手方に通知しなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき、避難輸送協力に要した経費は、甲が負担する。
- 2 前項の経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、 甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

- 第9条 この協定は、締結の日から有効とし、平成22年7月2日(締結日を含む)とする。
- 2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合 には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同

様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 7月 3日

東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市 市 長 坂本 祐之輔

坂戸市小沼 2 9 2 - 1 乙 社団法人埼玉県バス協会 西部地区部会 会長 若野 廣

災害時における物資の輸送に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資の輸送(以下「緊急輸送」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送 に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(要請の手続)

- 第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」(様式第1号)(以下「要請書」という。)をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。
- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等(原則として、運転手及び補助者の2名体制とする)の人数
- (4) 輸送年月日(期間)
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙 に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」(様式第2号)をもって報告するものとする。

(費用の負担)

- 第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者 (8 時間制)の費用は、 実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するも

のとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要 因については、甲、乙間で協議するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものと する。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。 (事故等)
- 第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速 やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。
- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全 な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を 決めるものとする。
- 3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の 費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生 し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適 用するものとする。

(期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれか から協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
- 2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都 度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年2月22日

甲 東松山市 東松山市長 森田光一

東松山市下唐子1167番地1

乙 社団法人 埼玉県トラック協会小川・松山支部 支部長 瀧 澤 良 一

災害時における物資の一時保管及び配送等に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害対策基本 法第2条第1項第1号に定める地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以 下「災害時」という。)における物資の一時保管及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、被災者に食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行う ことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時において必要であると判断したときは、乙に対し次の各号の協力を要請できるものとする。
 - (1) 乙の所有する施設における物資集積・配送拠点(以下「拠点」という。)の設置
 - (2) 甲及び乙が所有する施設に設置した拠点の運営
 - (3) 拠点の運営に必要な資機材の提供
 - (4) 拠点から、避難所等への物資の配送
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項
- 2 協力要請は協力要請書(様式第1号)により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭にて協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、乙が可能と認める範囲内で当該要請に基づく活動を行うものとする。

(活動報告)

第3条 乙は、前条第2項の要請に基づき実施した協力業務が終了した場合は、活動報告書(様式第2号)により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第4条 第2条の協力要請に基づき実施した協力業務に要した費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定により、甲が負担する費用は、協力要請直前における適正な価格等を基準とし、 甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

- 第5条 乙は、前条により決定した費用について、甲に請求する。
- 2 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認し速やかにその費用を乙に支払う。 (事故等)
- 第6条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲 乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場 合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、 疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、 甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

- 第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用して はならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。
- 2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。 (連絡責任者)
- 第9条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有し、甲又は乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲 乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年 9月29日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森田光一

埼玉県白岡市篠津914-3乙 佐川急便株式会社北関東支店長 横 田 信 之

災害時における車両貸渡に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県レンタカー協会(以下「乙」という。)は次の条項により、災害対策基本法に定める地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両貸渡に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

- 第1条 この協定は、災害時において、甲が乙及び乙を構成するレンタカー事業者(以下「会員」という。)に対し、車両貸渡に関し、協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。 (協力要請)
- 第2条 甲は、甲の行政区域内における災害時において、乙に対し、会員の所有する車両の情報 提供を要請できるものとし、会員はこれに協力的に応じるものとする。
- 2 甲は、乙に対し、別に定める 車両貸渡協力要請書(依頼)(様式例第1号)により、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて情報提供を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲からの協力要請があった場合には、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。
- 4 甲は、乙からの情報をもとに、協力要請を依頼する会員を特定するものとする。
- 5 甲は、前項で特定した会員に対し、車両貸渡協力要請書(様式例第2号)により、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(契 約)

- 第3条 甲は、前条第4項に基づき会員を特定した場合、遅滞なく自家用自動車有償貸渡契約 (以下「契約」という。)を締結する。
- 2 契約内容は、公示「貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成18年3月31日付け、国自旅第286号)及び「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」(平成26年8月26日付け)に基づき、災害発生の直近に会員が運輸支局に届出ている貸渡約款(以下「貸渡約款」という。)及び料金表を基準として行うものとする。
- 3 甲は、契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。 (業務完了報告)
- 第4条 会員は、当該契約を完了したときは、甲に対し、速やかに車両貸渡契約完了報告書(様式例第3号)により、文書をもって報告するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の契約により発生した貸渡料金及び貸渡車両(以下「車両」という。)の搬送に 係る費用は、甲が負担するものとし、その算出方法については、契約及び貸渡約款に基づき計 算するものとする。

(事故発生時における営業補償等)

第6条 貸渡中、甲の過失により事故、損傷等があった場合の車両に係るノンオペレーションチ

- ャージ (NOC) 及び車両搬送に係る所定の金額については、前条に定めがある場合を除き、 甲が負担するものとする。
- 2 貸渡中に事故があった場合の車両又は対物の損害については、契約及び貸渡約款に基づき、 計算するものとする。
- 3 前項の規定により発生する費用の金額については、甲と会員との協議により決定する。 (費用の請求及び支払)
- 第7条 会員は、甲に提出する車両貸渡契約完了報告書(様式例第3号)に基づき、当該業務に要した第5条及び前条の費用について、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、会員に対し、その費用を遅滞なく支払うものとする。
- 3 請求に関して疑義が生じた場合は、契約に基づき、甲と会員双方が協議するものとする。 (会員名簿の提出)
- 第8条 乙は、乙の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとする。 (有効期間)
- 第9条 この協定は、協定締結の日よりその効力を有するものとし、甲又は乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(雑 則)

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲 乙双方が協議して定めるものとする。
- 2 前項の協議に会員が参加することを妨げない。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月17日

- 甲 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 東松山市長
- 乙 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目13番 埼玉県レンタカー協会 会 長

災害時情報連絡活動協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が市内に発生し、応急対策のため緊急に情報収集の必要が生じた場合、当該情報提供について東松山市(以下「甲」という。)が〇〇〇〇(以下「乙」という。)に情報を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 乙は、市内に前条に定める災害が発生し、緊急にその災害情報を甲が必要とするとき、 甲の要請によるか又はそのいとまがない場合は、自主的に乙の知りえた情報を甲に伝達し、情報収集に協力するものとする。

(伝達)

第3条 甲は、乙からの情報内容が他の防災機関等の所管する事項のときは、速やかに当該関係 機関に、その情報を伝達するものとする。

(費用)

第4条 第2条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5ヵ年とする。ただし、有効期間の30日前までに甲乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定の運営について、疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものと する。

(施行期日)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市

東松山市長 坂本 祐之輔

乙 有限会社東松山交通 観光タクシー有限会社 イグチ交通株式会 社 有限会社ダイイチ交通

災害時の情報伝達に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)とJARL東松山アマチュア無線クラブ(以下「乙」という。)は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、乙の会員(以下「会員」という。)が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条 第1号に定めるものをいう。

(ボランティア活動)

第3条 この協定に基づき行う会員の活動は、会員自らのボランティア精神に則り遂行するものとする。

(要請)

- 第4条 甲は、災害が発生し、防災行政無線、公衆通信回線その他の手段による通信連絡が困難 または不可能な場合で、災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報 の収集・伝達について協力を要請することができる。
- 2 前項の要請手続は、口頭、電話等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。 (情報収集内容)
- 第5条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。
 - (1) 災害発生の場所およびその状況
 - (2) 火災、建物倒壊等による被害者の発生状況および救護状況
 - (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
 - (4) 住民の避難状況
 - (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
 - (6) 医療機関の開設状況
 - (7) その他必要と認められる事項

(費用)

第6条 情報収集にかかる費用は無償とする。

(名簿の提出)

第7条 乙は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

(便宜供与)

第8条 甲は、第4条に定める協力を要請した場合において、乙または会員から情報連絡の用に 供するアマチュア無線局の設置について協力を求められたときは、これに協力することができ る。

(訓練への参加)

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

(協 議)

第 10 条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自その1通を保有する。

平成11年6月10日

東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市 市長 坂本 祐之輔

東松山市若松町一丁目4番7号 乙 JARL東松山アマチュア無線クラブ 会長 大浜 巌

災害情報の緊急放送に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と東松山ケーブルテレビ株式会社(以下「乙」という。)は災害情報の緊急放送(以下「緊急放送」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に地震、風水害などの災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「災害」とは、地震、台風、洪水、大規模火災、危険物の爆発、山崩れ、崖崩れ、放射性物質の大量放出、航空機の墜落及びその他の異常な自然現象並びに人為的原因により生ずる被害並びに市民生活又は人命に重大な支障が予測できる状況をいう。
 - (2)「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲と乙の協議により別に定める放送 優先基準に基づき、乙の自主放送(乙が番組を制作する放送)のチャンネル内で、他の放 送に優先して行う臨時の放送をいう。

(運用)

- 第3条 前条第1号に定める災害が生じた場合は、次の各号に定める手順により運用するものとする。
 - (1) 甲は、ファクシミリ(以下「FAX」という。)等により乙に緊急放送要請書兼報告書を送付し、緊急放送の内容を通報する。
 - (2) 乙は、緊急放送要請書兼報告書の送付を受けた場合は、その内容を甲に確認したうえ、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。
 - (3) 緊急放送要請書兼報告書については、別にこれを定める。
 - (4) 甲の防災訓練時において、甲及び乙は前項の規定による緊急放送の試験を行うことができる。

(平常時の協力)

- 第4条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、 相互に協力するものとする。
 - (1) 防災訓練への参加に関すること。
 - (2) 防災知識の普及啓発活動に関すること。
 - (3) 無線通信技術(Wi-Fi、WiMAX等)を使用した情報の伝達に関すること。
 - (4) その他の普及啓発活動に関すること (費用の負担)
- 第5条 緊急放送に関する費用の負担は、次の通りとする。
 - (1) 乙は、緊急放送に要する費用は原則として甲に請求しない。ただし、災害による被害が 甚大であり、緊急放送の期間が相当な期間を要する場合は、甲、乙の協議によるものとす る。
 - (2) 緊急放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかった場合は、乙と当該広告主と協議により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年10月13日までとする。ただし、この協定期間満了1箇月前までに、甲、乙いづれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(定めのない事項等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年10月14日

- 甲 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 東松山市長 森田光一 卿
- 乙 埼玉県東松山市石橋 2221—80東松山ケーブルテレビ株式会社代表取締役 鈴木豊士 印

東松山市犯罪情報の住民提供等に関する協定書

東松山警察署(以下「甲」という。)と東松山市(以下「乙」という。)及び東松山市自治会連合会(以下「丙」という。)は、犯罪から地域住民を守り、住民生活の安全・安心を図るため、 犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1 住民生活の安全・安心を図るため、甲、乙及び丙が連携して地域住民に対する犯罪情報の 提供及び注意喚起を行い、もって地域住民等を犯罪被害から守ることを目的とする。

(推進事項)

- 第2 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、迅速、的確に地域住民に対する犯 罪情報の提供及び注意喚起を行うものとする。
- 2 丙は、提供を受けた犯罪情報について、地域住民への注意喚起に協力するもの とする。

(対象事案及び対応措置)

第3 この協定に基づいて甲及び乙は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に 掲げる対象 事案の情報提供及び同表右欄に掲げる対応措置を行うものとし、具体 的防犯対策の注意喚起に 努めるものとする。

(連絡責任者)

第4 甲及び乙は、相互の連絡調整のために連絡責任者を置く。この場合において、 甲においては生活安全課長、乙においては危機管理課長とする。

なお、丙に対する連絡は乙の連絡責任者が行うものとする。

(防災行政無線の活用)

- 第5 甲及び乙は、犯罪情報の住民提供等について、積極的に防災行政無線の活用 を図るもの とする。
- 2 甲は、防災行政無線による放送を依頼する場合は、東松山市防災行政無線局運 用細則(昭和58年12月20日。以下「運用細則」という。)に規定する防災 行政無線放送依頼書及び放送原稿により、昼夜間・休日とも乙の連絡責任者に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により依頼し、その後、直ちに放送依頼書を提出するものとする。
 - 3 乙は、前項の依頼があったときは、運用細則に基づき放送するものとする。

(防犯カメラの活用)

第6 犯罪情報の提供及び注意喚起に当たっては、プライバシーに配慮した上で防 犯カメラの 積極的な活用を図るものとする。

(協議会の開催)

第7 犯罪情報の住民提供に関して、年1回以上協議会を開催するものとする。

2 協議会の構成は、別に定めるものとする。

(協議)

第8 この協定に定めのない事項について防犯上の必要が生じたとき及びこの協定 の内容に疑義が生じたときは、甲乙丙間で協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各 1通を保有する。

平成28年3月16日

(甲) 東松山警察署

署長 鈴木久生

(乙) 東松山市

市長 森田光一

(丙) 東松山市自治会連合会

会長 西村吉雄

災害に係る情報発信等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という)及びヤフー株式会社(以下「乙」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して取組を行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組の内容は次のとおりとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙サービス上に掲載して、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、避難勧告等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載して、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載して、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙サービス上に掲載して、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ(以下「災害ブログ」という)にアクセスするための web リンクを乙サービス上に掲載して、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの 対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条(情報の周知)

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を 達成するため、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、乙サービス以外のサービス上で の掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的 以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年1月17日

甲:埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 東松山市長 森田光 一

乙:東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社 代表取締役 宮 坂 学

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

- 第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。
 - (1)甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
 - (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

- 第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
 - (1)「住宅地図」とは、東松山市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
 - (2)「広域図」とは、東松山市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
 - (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
 - (4)「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
 - (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

- 第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図 製品等を供給するものとする。
- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1)乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2)地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別 途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図

- の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲 から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状 況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復 旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品 等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備 し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間 満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、 本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意を もって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を 保有する。

平成30年 2月 1日

甲)埼玉県東松山市松葉町1-1-58 東松山市 東松山市長 森 田 光 一 乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 株式会社ゼンリン 関東エリア統括部 園 田 孝 司

東松山市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し市民サービスの 向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支 障のない範囲で取り組むものとする。
 - (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
 - (2) 災害発生時における協力に関すること。
 - (3)地域経済活性化に関すること。
- (4)教育・文化の振興に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、覚書を締結するものとする。

(協力郵便局)

第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める東松山市内で業務を行う郵便局とする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定が終了した後も、また同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も、また、同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

甲 埼玉県東松山市松葉町1-1-58東松山市東 松 山 市 長 森 田 光 一

埼玉県東松山市松葉町 1-13-5日本郵便株式会社 東松山松葉町郵便局長 村 戸 洋 二

災害発生時の協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、東松山市内で発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互 に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第 1号に定める被害をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲及び乙は、東松山市内で災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互 に協力を要請することができる。
 - (1) 緊急車両等としての車両(郵便配達用車両は除く。) の提供
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務(以下のアからエまでの業務)に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - 工 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等
 - (6) 前号を実施するための避難先届(別紙4)の配布、回収等の必要な事項
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、乙が要した経費については、法令その他に別段の 定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、甲乙協議の上決定し、甲が負担する。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものと する。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

災害時における緊急避難所としての使用に関する協定

株式会社東松山カントリークラブ(以下「甲」という。)と東松山市(以下「乙」という。) とは、災害時におけるゴルフ場施設(以下「施設」という。)の利用に関し次のとおり協定を締 結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、甲の施設を緊急避難所として利用することについて、必要事項を定めることを目的とする。

(支援要請)

- 第2条 乙は、災害時等は文書により支援要請するものとする。
 - 2 前項に係る要請は、乙から甲に対し緊急避難所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 甲は前条の要請に基づき、甲の施設を緊急避難所として提供するものとする。ただし、 業務に支障があると認められる場合は、可能な範囲内での支援とすることができる。

(支援内容)

- 第4条 乙が甲に支援要請する内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 避難者の収容
- (2) 飲料水、食事等の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。

(費用負担)

- 第5条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、乙の負担とする。
 - 2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用期間)

第6条 緊急避難所の使用期間は、災害時等から災害の危険がなくなったときまで、又は、避難者が乙の指定する避難所へ移動し開設の必要がなくなるまでとする。

(緊急避難所の解消)

第7条 乙は、甲の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう、乙の指定する避難所の利用が可能となった場合は速やかに避難者を甲の施設から移動させ、当該緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(緊急避難所の閉鎖)

第8条 乙は、甲の施設に開設した緊急避難所を終了させる場合は、甲に緊急避難所閉鎖報告書 (様式第2号)を提出するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間 延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(守秘義務)

第11条 甲は、緊急避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならい。

(協議)

第12条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、 決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 1月10日

埼玉県東松山市大字大谷1111 甲 株式会社東松山カントリークラブ 代表取締役 石 田 信 向

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

乙 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

災害時における緊急避難所としての使用に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と東松山市市民健康増進センター指定管理者株式会社オーエンス(以下「乙」という。)とは、災害時における乙が管理する施設(以下「施設」という。)の利用に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、乙の施設を緊急避難所として利用することについて、必要事項を定めることを目的とする。

(支援要請)

- 第2条 甲は、災害時等は文書により支援要請するものとする。
 - 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し緊急避難所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の施設を緊急避難所として提供するものとする。

(支援内容)

- 第4条 甲が乙に支援要請する内容は、次に掲げるものとする。
- (1)避難者の収容
- (2) 飲料水、食事等の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。

(費用負担)

- 第5条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
 - 2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用期間)

第6条 緊急避難所の使用期間は、災害時等から災害の危険がなくなったときまで、又は、避難者が甲の指定する避難所へ移動し開設の必要がなくなるまでとする。

(緊急避難所の解消)

第7条 甲は、乙が早期に本来の事業を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(緊急避難所の閉鎖)

第8条 甲は、乙の施設に開設した緊急避難所を終了させる場合は、乙に緊急避難所閉鎖報告書 (様式第2号)を提出するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間 延長されたものとみなし、以後も同様とする。 (連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、緊急避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならい。

(協議)

第12条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、 決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 1月17日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田 光一

東京都中央区築地四丁目1番17号 東松山市市民健康増進センター

乙 指定管理者

株式会社 オーエンス

代表取締役 大木 一雄

災害時における緊急避難所としての利用に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社清澄ゴルフ倶楽部(以下「乙」という。)とは、 災害時におけるゴルフ場施設(以下「施設」という。)の利用に関し次のとおり協定を締結す る。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、乙の施設を緊急避難所として利用することについて、必要事項を定めることを目的とする。

(支援要請)

- 第2条 甲は、災害時等は文書により支援要請するものとする。
 - 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し緊急避難所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の施設を緊急避難所として提供するものとする。ただし、 業務に支障があると認められる場合は、可能な範囲内での支援とすることができる。

(支援内容)

- 第4条 甲が乙に支援要請する内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 避難者の収容
- (2) 飲料水、食事等の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。

(費用負担)

- 第5条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
 - 2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用期間)

第6条 緊急避難所の使用期間は、災害時等から災害の危険がなくなったときまで、又は、避難者が甲の指定する避難所へ移動し開設の必要がなくなるまでとする。

(緊急避難所の解消)

第7条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう、甲の指定する避難所の利用が可能となった場合は速やかに避難者を乙の施設から移動させ、当該緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(緊急避難所の閉鎖)

第8条 甲は、乙の施設に開設した緊急避難所を終了させる場合は、乙に緊急避難所閉鎖報告書 (様式第2号)を提出するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間 延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、緊急避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならい。

(協議)

第12条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、 決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 2月26日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田 光一

埼玉県東松山市大字神戸1875

乙 株式会社清澄ゴルフ倶楽部

代表取締役社長 宇佐美 善 久

災害時における緊急避難所としての利用に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社武蔵松山カントリークラブ(以下「乙」という。)とは、災害時におけるゴルフ場施設(以下「施設」という。)の利用に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、乙の施設を緊急避難所として利用することについて、必要事項を定めることを目的とする。

(支援要請)

- 第2条 甲は、災害時等は文書により支援要請するものとする。
 - 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し緊急避難所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の施設を緊急避難所として提供するものとする。ただし、 業務に支障があると認められる場合は、可能な範囲内での支援とすることができる。

(支援内容)

- 第4条 甲が乙に支援要請する内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 避難者の収容
 - (2) 飲料水、食事等の提供
 - (3) 浴場の提供
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。

(費用負担)

- 第5条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
 - 2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(利用期間)

第6条 緊急避難所の利用期間は、災害時等から災害の危険がなくなったときまで、又は、避難者が甲の指定する避難所へ移動し開設の必要がなくなるまでとする。

(緊急避難所の解消)

第7条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう、甲の指定する避難所の利用が可能となった場合は速やかに避難者を乙の施設から移動させ、当該緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(緊急避難所の閉鎖)

第8条 甲は、乙の施設に開設した緊急避難所を終了させる場合は、乙に緊急避難所閉鎖報告書 (様式第2号)を提出するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間 延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、緊急避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならい。

(協議)

第12条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、 決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 3月25日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市 東 松 山 市 長 森 田 光 一

埼玉県東松山市神戸2275-1木式会社 武蔵松山カントリークラブ代表取締役 齋藤 明子

災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と東観光開発株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時におけるゴルフ場施設(以下「施設」という。)の使用に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、乙の施設を緊急避難所として使用することについて、必要事項を定めることを目的とする。

(支援要請)

- 第2条 甲は、災害時等は文書により支援要請するものとする。
 - 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し緊急避難所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の施設を緊急避難所として提供するものとする。ただし、 業務に支障があると認められる場合は、可能な範囲内での支援とすることができる。

(支援内容)

- 第4条 甲が乙に支援要請する内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 避難者の収容
- (2) 飲料水、食事等の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。

(費用負担)

- 第5条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
 - 2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用期間)

第6条 緊急避難所の使用期間は、災害時等から災害の危険がなくなったときまで、又は、避難者が甲の指定する避難所へ移動し開設の必要がなくなるまでとする。

(緊急避難所の解消)

第7条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう、甲の指定する避難所の利用が可能となった場合は速やかに避難者を乙の施設から移動させ、当該緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(緊急避難所の閉鎖)

第8条 甲は、乙の施設に開設した緊急避難所を終了させる場合は、乙に緊急避難所閉鎖報告書 (様式第2号)を提出するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間 延長されたものとみなし、以後も同様とする。 (連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、緊急避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならい。

(協議)

第12条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、 決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 3月27日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市高坂1916-1

乙 東観光開発株式会社

高坂営業所

取締役所長 根 岸 周 平

東松危発第 0322001 号 平成 2 5 年 4 月 1 日

株式会社 川越カントリークラブ 代表取締役 服 部 正 弘 様

東松山市長 森 田 光 一

災害時における緊急避難所としての利用に関するお願い

早春の候、貴社におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より防災行政に格段の御配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、市では災害時における対策として、地域防災計画の見直しを行っております。現在の計画では、各地域の小中学校等に避難所の開設を予定しておりますが、避難者人口を想定した場合、緊急避難所の確保・整備が喫緊の課題と考えております。

つきましては、別添災害時における緊急避難所としての施設利用に関する概要書に基づき、御 社の施設を緊急避難所として利用させていただきたく、お願い申し上げます。

災害時における施設等の使用に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と公益財団法人埼玉県公園緑地協会埼玉県こども動物自然公園管理事務所(以下「乙」という。)とは、災害時における公園施設(以下「施設」という。)の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、自家用車を使用して避難する者(以下「避難者」という。)に対して、乙の駐車場の一部を一時的に開放することについて、必要事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 第2条 甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 駐車場を避難者及び当該避難者の自家用車の避難場所として甲に提供すること。
 - (2) 避難者に対し乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。
- 2 前項第1号に定める駐車場における利用可能範囲については、あらかじめ甲乙協議 の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項の協議に基づき図面により利用範囲を指定するものとする。

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害時等は文書により前条第1項の協力を要請するものとする。
- 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し自家用車使用者避難場所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(管理運営責任)

第4条 甲は、第2条第1項に基づく乙の協力については、避難者に対して甲の責任において管 理運営するものとする。

(協力期間)

第5条 この協定に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受けたときから3日以内とし、甲は3日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなど対策を講ずるものとする。ただし、 やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(避難者への誘導)

第6条 甲は、乙の駐車場に避難してきた避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を 行わなければならない。また、甲は、指導に従わない避難者を乙の駐車場から撤退させなけれ ばならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと。
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと。
- 2 乙は、前項の指導事項を甲による指導として、甲に代わり行うことができる。

(避難者に対する責任)

第7条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の駐車場を甲に対し開放することにより地域住民等が 避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲による協力 要請前の災害によらない駐車場の損壊等、乙の責に帰すべき事由による事故等についてはこの 限りではない。

(原状回復)

第8条 甲は、第5条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備を第3 条第1項に定める協力要請時の原状に回復しなれればならない。

(費用負担)

- 第9条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
- 2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第10条 甲は、乙の施設に開設した避難場所を終了させる場合は、乙に自家用車使用者用避難場所閉鎖報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1 年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 協定書に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の 上、決定するものとする。

この協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 6月12日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市大字岩殿 5 5 4 乙 公益財団法人 埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園管理事務所 所 長 関 ロ 恵 介

災害時における物資の供給等に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社LIXILビバ(以下「乙」という。)とは、東松山市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、生活物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るとともに、一時 避難が必要な市民に対し避難場所を提供するため必要事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 第2条 災害等において甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 乙は、甲の要請に基づき乙の営業に支障のない範囲で生活物資を供給すること。
 - (2) 避難者に対して乙の駐車場を避難場所として提供すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。
- 2 前項第2号に定める駐車場における利用可能範囲については、あらかじめ甲乙協議 の上、決定するものとする。

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害時等は文書により前条第1項の協力を要請するものとする。
- 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し物資要請書(様式第1号)又は、避難場所開設要請書 (様式第2号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(生活物資の運搬及び引き渡し)

第4条 生活物資の引き渡し場所は、原則乙店舗とし、甲の職員が生活物資を確認の上、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定場所に生活物資を乙が運搬するものとする。

(供給報告)

第5条 乙は、第2条第1項第1号の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を 物資供給報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第6条 甲は、乙の施設に開設した避難場所を終了させる場合は、乙に避難場所閉鎖報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(協力期間)

第7条 第2条第1項第2号に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受けたときから3 日以内とし、甲は3日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなど対策を講ずるものとする。 ただし、やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(費用負担)

- 第8条 第2条第1項に基づき乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。
 - (1) 生活物資の供給に係る費用
 - (2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用
- 2 前項の規定による費用については、協力要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協 議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届 (様式第5号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告す るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1 年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 7月 6日

甲

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市

東松山市長 森田 光一

埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号 株式会社 LIXILビバ

代表取締役社長 渡邉 修

Z

避難所誘導案内付電柱広告に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社(以下「乙」という。)は、東松山市内における避難所誘導案内付広告(以下「広告」という。)の掲出について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な 公共的な情報を発信することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 避難所誘導案内付広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告 (巻広告)と併せて避難所の誘導案内表示を記載するものをいう。
- (2) 避難所 甲が定める避難所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

(情報提供)

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

(乙の業務)

- 第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。
 - (1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出ならびに維持管理を行うこと。
- (2) 広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (3) 避難所の変更等により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

(広告の仕様)

第5条 広告の仕様は、「避難所誘導案内付電柱広告デザイン」を基本とする。

(広告の掲出)

- 第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲出しない。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの (経費)
- 第7条 広告の掲出に当たり、必要な経費は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しない ものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協 定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を所有するものとする。

平成27年4月1日

東松山市松葉町一丁目一番 5 8 号 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

さいたま市北区日進町二丁目520番地 乙 東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社 総支社長 小 池 猛

避難所誘導案内付電柱広告に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と、武蔵工業株式会社(以下「乙」という。)は、東松山市内における避難所誘導案内付広告(以下「広告」という。)の掲出について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な 公共的な情報を発信することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 避難所誘導案内付広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告 (巻広告)と併せて避難所の誘導案内表示を記載するものをいう。
- (2) 避難所 甲が定める避難所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

(情報提供)

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

(乙の業務)

- 第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。
 - (1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出ならびに維持管理を行うこと。
- (2) 広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (3) 避難所の変更等により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

(広告の仕様)

第5条 広告の仕様は、「避難所誘導案内付電柱広告デザイン」を基本とする。

(広告の掲出)

- 第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲出しない。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの (経費)
- 第7条 広告の掲出に当たり、必要な経費は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しない ものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協 定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を所有するものとする。

平成27年4月1日

東松山市松葉町1-1-58 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

さいたま市浦和区常盤8-20-7

乙 武蔵工業株式会社 代表取締役 福 田 剛 紀

災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県エルピーガス協会東松山支部(以下「乙」という。)とは、東松山市内に地震等による災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災した市民等に対して行うLPガスの優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(LPガスの優先供給等に関する協力要請)

- 第1条 災害時において甲がLPガスを必要とするときは、乙に対し避難所 等へ優先供給等に ついて協力を要請することができる。
- 2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書で その内容を通知するものとする。
 - (1) 協力要請内容及び必要量
 - (2) 協力を希望する期間
 - (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (LPガスの優先供給等に関する協力)
- 第2条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガスの優先供給等及び運搬 について積極的に協力するものとする。

(費用)

第3条 乙が供給したLPガスの費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前の市場価格とする。

(引き渡し)

第4条 LPガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を所管する課の課長とし、乙においては社団法人埼玉県エルピーガス協会東松山支部長とする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。
- 2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、 甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 坂本 祐之輔

社団法人埼玉県エルピーガス協会

乙 東松山支部

支部長 奥平 長康

東松山市(以下「甲」という。)と東松山簡易ガス事業協同組合(以下「乙」という。)とは、 東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下 「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) 灯油
- (2) LPガス
- (3) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等を確認のうえ受取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入した時は、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡体制等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市箭弓町1-3-18

乙 東松山簡易ガス事業協同組合

組合長 矢島 新市

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては経済部燃料課長を連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時に備えるものと する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市加美町1番20号

乙 埼玉中央農業協同組合

代表理事組合長 舟 橋 俊 人

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(有限会社高坂石油)(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲 及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に 関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58 甲 東松山市

東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市高坂969-4

乙 有限会社 高坂石油 代表取締役 亀 山 忠 生

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(有限会社滝沢石油)(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲 及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に 関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58 東松山市

東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市松葉町4-7-18

乙 有限会社 滝沢石油 取締役 瀧 澤 浩

甲

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(有限会社飯島商店)(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲 及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に 関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市石橋1536-1

乙 有限会社 飯島商店 代表取締役 飯 島 徹

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(榎田商事有限会社)(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市若松町1-2-9

乙 榎田商事 有限会社 取締役 榎 田 達 治

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(株式会社津乃国) (以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は 発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる 応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市材木町15-1

乙 株式会社 津乃国 代表取締役 鈴 木 永 治

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(東和アークス株式会社)(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲 及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に 関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市新宿町17-1

工 東和アークス 株式会社代表取締役 伊 田 雄二郎

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(有限会社ヤジマ燃料)(以下「乙」という。)とは、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲 及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため乙の所有する燃料を甲へ供給する事に 関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を 要請するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。
- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し納品書等 を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代金の請求)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第6条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡責任者等)

第10条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、 甲にあっては秘書室危機管理課長を、乙にあっては埼玉県石油業協同組合東松山支部副支部長を 連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行 い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

埼玉県東松山市松葉町1-1-58 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市箭弓町1-14-3

乙 有限会社 ヤジマ燃料代表取締役 矢 島 順 一

地震災害・風水害等に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と東松山建設安全協会(以下「乙」という。)との間において、 地震災害・風水害等における情報収集パトロール及び応急対策業務に関し、次のとおり協定を締 結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川及び公共施設等に災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときにおける甲と乙の実施する基本的事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要があると認めたときは、乙に情報収集パトロール の実施、又は応急対策の実施を要請するものとする。
- 2 乙は、要請があったときは甲に協力するものとする。

(担当区域)

第3条 乙は、情報収集パトロール、又は応急措置を円滑に実施するため会員の担当区域を定め、 毎年4月30日までに甲に提出するものとする。

ただし、甲は災害の状況、その他やむを得ない事情が発生した場合は、担当区域を変更することが出来る。

(要請手続)

- 第4条 甲の要請手続は、次の区分に従い行うものとする。
 - (1)連絡可能なときの要請

甲は、通常の連絡が可能なときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、点検の場所、災害の場所、被害状況、復旧内容等について報告するものとする。

また、乙は連絡がない場合であっても必要があると判断した場合、自主的にパトロールを 行うものとする。

(2) 連絡不可能なとき

乙は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なときには、甲の要請を待つ ことなく、情報収集パトロールの実施又は応急対策業務の実施を出来るものとする。

(実施の報告)

- 第5条 乙は情報収集パトロールを実施した場合、災害の有無等について報告(別紙-1)する。 また、甲の了解を得て応急対策業務を実施した場合、すみやかに甲に報告(別紙-2)する。 (請負契約)
- 第6条 応急対策業務を実施するときは、東松山市契約規則に基づく手続により、速やかに甲と 乙の会員とで請負契約を締結するものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成20年4月1日

甲

東松山市松葉町一丁目1番58号 東松山市

東松山市長 坂本 祐之輔

東松山市大字下野本1325-1

別紙-1 (省略) 別紙-2 (省略)

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、東松山市(以下「甲」という)と埼玉県電気工事工業組合(以下「乙」という)との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。(目的)

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等を発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

(支援協力の種類)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。
- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3)活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関の指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

(支援協力要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかに し、支援要請書(様式第1号)をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容
- (3) 支援協力を希望する期間

(支援協力の実施)

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。 ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものと する。

(復旧作業後の引渡)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書(様式第2号)により報告し、相互に作業内容を確認して甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、その後速やかに災害復旧業務完了報告書 (様式第2号)を提出するものとする。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は、甲の要請に対応するために、災害復旧のためのマニュアルを作成し、乙に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲

が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は適正な価格とする。

(有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は平成20年10月10日から平成21年3月31日とする。
- 2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合 には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同 様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がそのつど協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、 それぞれ各一通を保有する。

平成20年10月10日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 坂本 祐之輔

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合

理事長 小澤 浩二

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と東松山清掃協同組合(以下「乙」という。)は、災害時における仮設トイレ等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号の災害 (以下「災害」という。)発生に際し、甲が行う応急トイレ対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に仮設トイレ等の物品の調達が必要となった場合は、仮設トイレ供給設置要請書(様式第1号、以下「要請書」という。)をもって乙に対して物品の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
 - (1) 要請理由
 - (2) 設置場所
 - (3) 設置数量
 - (4) 設置期間
 - (5) その他必要事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、他に優先して仮設トイレ等の物品を確保し、 甲の指定する場所に、速やかに供給と維持管理を行うものとし、仮設トイレ供給設置報告書 (様式第2号)により甲に報告するものとする。

(物品の種類)

- 第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 仮設トイレ(くみ取り式)
 - (2) 脱臭剤等、その他仮設トイレの管理に必要な物品

(経費の負担)

第5条 甲は乙に対して、設置する仮設トイレの運搬費用、設置・撤去費用、物品代の実費を支払うものとし、その額は、標準的な価格に基づき、甲・乙協議の上決定する。

(有効期間)

- 第6条 この協定は、締結の日から有効とし、平成22年3月31日(締結日を含む)とする。
- 2 前項の規定に関わらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合 には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同 様とする。

(協議)

第7条 この協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がそのつど 協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を

保有する。

平成21年 4月 1日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 坂本 祐之輔

埼玉県東松山市大字大谷1891-1 乙 東松山清掃協同組合 代表理事 津島 英知

地震等の災害時における応急復旧工事に関する協定書

東松山市 水道事業 東松山市長(以下「水道事業者」という。)と東松山建設安全協会会長(以下「建安協」という。)とは、東松山市内に災害対策本部が設置される地震等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における応急復旧工事(以下「工事」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づく公共施設及びライフライン施設対策の一環として、建安協の積極的な協力により工事を迅速に施行することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 水道事業者は、前条の目的を達成するため工事を施行する必要が生じたときには、次に揚げる事項を明らかにして、建安協に対し協力を要請することができる。
 - (1) 工事の場所
 - (2)被害の状況
 - (3) 工事の内容(被害の情報収集、応急復旧工事、応急給水活動ほか)
 - (4) その他必要な事項
- 2 前条に規定する協力を要請するときには、災害時協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

(協力)

- 第3条 建安協は、水道事業者からの協力要請を受けたときには、これに協力し速やかに工事 を施行するものとする。
- 2 建安協は、工事を施行する際は、施行場所周辺の情報収集に努め、水道事業者に情報の提供をおこなうものとする。

(報告)

- 第4条 建安協は、この協定に基づく協力し工事が完了したときは、次に揚げる事項を別途報告書(第2号様式)により水道事業者に報告するものとする。
- (1) 従事した建安協の加盟会員の名称
- (2) 従事者人数
- (3) 従事した時間
- (4) 工事の内容(使用重機、作業内容等)
- (5) その他必要な事項

(報告確認、費用確定)

第5条 水道事業者は、建安協からの報告の確認後、東松山市水道課の基準単価等に基づき工 事費を確定するものとする。

(請求、支払)

- 第6条 建安協は、前条の工事費を所定の手続きに従って水道事業者に請求するものとする。
- 2 水道事業者は、東松山市水道事業会計規則の定めるところにより、請求を受けた日から30日以内に工事費の支払いをするものとする。

(連絡責任者)

第7条 水道事業者と建安協は、この協定に基づき協力体制を円滑に推進するため、予め連絡 責任者を定めて、それぞれ報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、この有効期限は満了30日前までに、水道事業者、建安協いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしない場合は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度水 道事業者、建安協協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、水道事業者、建安協記名押印の上、各1通 を保有するものとする。

平成26年4月10日

水道事業者 東松山市大字下唐子814番地 東松山市水道事業 東松山市長 森田 光一

建 安 協 東松山市松本町2-1-1 東松山建設安全協会 会長 伊田 登喜三郎

市内主要道路除雪作業協定書

東松山市(以下「甲」という。)と東松山建設安全協会(以下「乙」という。)とは、市 内主要道路除雪作業について、次のとおり協定を締結する。

(作業場所)

第1条 除雪作業場所は別紙除雪作業調書のとおりとする。

(業務内容)

第2条 本業務は、巡回調査、車道の除雪、歩道の除雪、凍結防止剤散布及び滑り止め砂散布と する。歩道の除雪は、歩道橋の除雪も含むものとする。

(資材の支給)

第3条 甲は、凍結防止剤散布及び滑り止め砂散布に伴う資材を乙に支給するものとする。

(除雪機械の確保)

第4条 乙は協定を締結後、速やかに除雪機械を確保し、甲に除雪機械使用届出書を提出するものとする。なお、本協定による除雪機械の補償費については1台までとする。

(除雪機械の管理)

- 第5条 乙は、協定期間中、降雪時に除雪機械を速やかに使用できるよう適切に維持管理するものとする。
- 2 乙は、除雪機械をリースした場合は、協定期間末日に除雪機(リース)管理報告書を甲に提出するものとする。なお、リース機械を本業務以外(構内の移動・作業など軽微なものは除く。)で使用する場合は別途甲と協議するものとする。

(除雪費用)

第6条 除雪費用は、作業実績に応じて別紙協定単価に基づき算出した金額に当該金額の10%に相当する額(消費税相当額・円未満の端数は切り捨て)を加算して得られた金額とする。

(協定期間)

第7条 令和5年12月15日から令和6年3月31日までとする。

(除雪作業)

第8条 乙は、協定期間中、甲の指示により除雪作業を実施するものとする。この場合、乙は、甲に作業報告書を提出し確認を受けなければならない。

(除雪費用の請求)

第9条 乙は、1カ月ごとに所定の請求書を甲に提出するものとする。なお、請求について は月末締めのものとする。

(除雪費用の支払い)

第10条 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に除雪費用を乙に支払うものと する。ただし、補償費は令和4年3月分の支払日に支払うものとする。

(協定単価の変動)

第11条 甲又は乙は、協定期間内に経済情勢の変動等、その他の予期できない事由により、協定単価が著しく不適当となったときは相手方に対し協定単価の変更を求めることができる。

(その他)

第12条 前各項に記載のない事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として協定書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和5年12月1日

- 甲 東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 東松山市長 森田 光一
- 乙 東松山市松本町2-1-1 東松山建設安全協会 会 長 伊田 登喜三郎

地震等の災害時における応急復旧工事に関する協定書

東松山市 水道事業 東松山市長(以下「水道事業者」という。)と東松山設備協会 会長 (以下「設備協会」という。)とは、東松山市内に災害対策本部が設置される地震等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における応急復旧工事(以下「工事」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づく公共施設及びライフライン施設対策の一環 として、設備協会の積極的な協力により工事を迅速に施行することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 水道事業者は、前条の目的を達成するため工事を施行する必要が生じたときには、次に 揚げる事項を明らかにして、設備協会に対し協力を要請することができる。
 - (1) 工事の場所
 - (2)被害の状況
 - (3) 工事の内容(被害の情報収集、応急復旧工事、応急給水活動ほか)
 - (4) その他必要な事項
- 2 前条に規定する協力を要請するときには、災害時協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に 文書を提出するものとする。

(協力)

- 第3条 設備協会は、水道事業者からの協力要請を受けたときには、これに協力し速やかに工事 を施行するものとする。
- 2 設備協会は、工事を施行する際は、施行場所周辺の情報収集に努め、水道事業者に情報の提供をおこなうものとする。

(報告)

第4条 設備協会は、この協定に基づく協力し工事が完了したときは、別途契約締結している水 道施設修繕業務協定書第10条に基づき水道事業者に報告するものとする。

(請求、支払)

第5条 設備協会は、前条の確認を水道事業者に受けた後、工事費を所定の手続きに従って水道 事業者に請求するものとする。なお、工事費は別途契約締結している水道施設修繕業務協 定書第11条に基づき支払うものとする。

(連絡責任者)

第6条 水道事業者と設備協会は、この協定に基づき協力体制を円滑に推進するため、予め連絡 責任者を定めて、それぞれ報告するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 設備協会は、水道事業者から要請があった場合は、防災訓練への参加について協力する ものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成27年3月31日までとする。

ただし、この有効期限は満了30日前までに、水道事業者、設備協会いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしない場合は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。 (協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度水道 事業者、設備協会協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、水道事業者、設備協会記名押印の上、各1 通を保有するものとする。

平成26年4月10日

水道事業者 東松山市大字下唐子814番地 東松山市水道事業 東松山市長 森田 光一

設備協会 東松山市上野本字谷中951番地2 東松山設備協会 会長 内田 健司

災害時における応急対策活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と、東松山市造園業組合(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策活動(以下「活動」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他大規模災害により樹木等が倒壊し、甲の管理する都市 公園その他公共施設(以下「都市公園等」という。)に機能障害が生じたとき又はその恐れが あるときに、乙に所属する組合員の協力により、速やかに応急対策の実施を図ることを目的 とする。

(活動の内容)

- 第2条 この協定の対象とする活動の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 都市公園等の機能回復又は機能保全のための倒木等障害物の除却
 - (2) 大規模災害発生後の2次災害防止のための樹木等の被害状況の調査
 - (3) 応急対策に係る技術的助言
 - (4) その他甲が必要とする活動

(活動の要請)

- 第3条 甲は、応急対策のため前条に掲げる活動が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し活動を要請する。
 - (1)活動の場所
 - (2)被害の状況
 - (3)活動の内容
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項に規定する要請は、要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後に要請書を乙に提出することができる。

(協力)

- 第4条 乙は、甲から活動の要請を受けたときは、これに協力し速やかに活動を行うものとする。 (報告)
- 第5条 乙は、この協定に基づき協力し活動を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書 により甲に報告するものとする。
 - (1)活動に従事した乙の組合員の名称及び人数
 - (2)活動に従事した期日及び時間
 - (3)活動に従事した場所
 - (4)活動の内容
 - (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 活動に要した建設資機材の燃料及び損料については甲の負担とし、その他については乙 及び乙の組合員の負担とする。

(平常時の協力)

第7条 甲は、都市公園等の防災に関する訓練又は研修に乙の参加を依頼できる。

- 2 乙は、前項に規定する依頼があったときは、できる限り協力するものとする。 (連絡責任者及び情報交換)
- 第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては防災主管課の長、乙にあっては東松山市 造園業組合長とする。
- 2 甲及び乙は、防災に関し必要な情報を相互に交換するものとする。 (協定の有効期間及び更新)
- 第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がないときは、当該有効期間満了の日からさらに1年延長されたものとみなし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に関し定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する ものとする。

平成27年6月19日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市石橋1632 朝日緑化土木株式会社内 乙 東松山市造園業組合

組合長 村 岡 利 家

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

東松山市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社(以下「乙」という。)は、東松山市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)により、広範囲の長時間停電(以下「大規模停電」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、 生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災 害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めること を目的に締結する。

(連絡体制)

- 第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
- 2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

(災害時の情報連携)

- 第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
 - (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
 - (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
 - (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路 寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

- 第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。
 - (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
 - (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
 - (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
 - (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、 別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えい

してはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和2年9月8日

埼玉県東松山市市松葉町1-1-58

甲 東松山市

東松山市長 森田光一 印

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地 乙 東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社 熊谷支社長 大 矢 孝 印

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部(以下「乙」という。)は、東松山市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、東松山市内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を別記により要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。 平成18年 2月27日

> 甲 東松山市松葉町一丁目1番58号 東松山市 東松山市長 坂本 祐之輔

乙 川越市仙波町二丁目5番地9

社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉西部支部

支部長 横田 庄平

別記様式(省略)

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉土地家屋調査士会(以下「乙」という。)とは、地震、 風水害その他の災害(以下「災害」という。)時における家屋被害認定調査(以下「認定調査」 という。)について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東松山市内において災害が発生した場合に、乙の甲に対する支援に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。
 - (1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第5 18号)に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
 - (2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談に関すること。

(支援の要請)

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在 地及び内容等、必要事項を記載した被害認定調査要請書(別紙様式1)にて行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速や かに被害認定調査要請書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、被害認定調査要請承諾書(別紙様式2)を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

(費用の負担)

- 第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。
- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

(費用の請求)

- 第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に

支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協 定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延 長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都 度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有する ものとする。

平成24年10月31日

東松山市松葉町1-1-58

甲 東松山市

市長森田光一

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会

会 長 宮田精一

東松山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急 危険度判定士の招集に関し、東松山市(以下「甲」という。)が、一般社団法人埼玉県建築士 事務所協会比企支部(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要網第2条 に定める判定士のうち、乙に所属する民間の判定士をいう。

(協力要諸)

- 第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。
- 2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するとき は、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するも のとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(市への報告)

第4条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後 速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

- 第5条 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達する ための連絡系統(以下「連絡系統」という。)を整備し、地震災害時に備えるものとする。
- 2 乙は整備した連絡系統を甲に報告し、内容に変更があったときは遅滞なくその旨を甲に報告 するもとする。
- 3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づ き行うものとする。

(訓練)

第6条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものと する。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものと する。

(適用)

第8条 本協定の適用期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協

資料集 2 協定

定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延 長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有す る。

平成27年3月27日

東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

> 東松山市大字石橋1804番地2 一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会

 \mathbb{Z} 比企支部長 大 戸 久 一

東松山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

- 第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急 危険度判定士の招集に関し、東松山市(以下「甲」という。)が、一般社団法人埼玉建築士会 比企支部(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要網第2条 に定める判定士のうち、乙に所属する民間の判定士をいう。

(協力要諸)

- 第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。
- 2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するとき は、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するも のとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(市への報告)

第4条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後 速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

- 第5条 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達する ための連絡系統(以下「連絡系統」という。)を整備し、地震災害時に備えるものとする。
- 2 乙は整備した連絡系統を甲に報告し、内容に変更があったときは遅滞なくその旨を甲に報告 するもとする。
- 3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づ き行うものとする。

(訓練)

第6条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものと する。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものと する。

(適用)

第8条 本協定の適用期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協 定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延

資料集 2 協定

長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

東松山市松葉町1丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森 田 光 一

東松山市日吉町12-11

乙 一般社団法人 埼玉建築士会

比企支部長 江 森 輝 雄

災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社技術開発コンサルタント(以下「乙」という。)は、甲の市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における無人航空機による支援協力活動(以下「協力活動」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に甲が行う情報収集活動に対する乙の協力に関して必要な事項を 定め、円滑かつ適切な協力活動の実施に資することを目的とする。

(協力活動の内容)

第2条 甲から無人航空機を活用した被災状況等の情報収集について要請があったときは、乙は、 協力が可能な範囲で要請に応じるものとする。

(協力活動要請の方法)

- 第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力活動を受けようとする場合には、無人航空機支援要請 書 (別紙様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で 要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、無人航空機支援承諾書(別記様式2)を提出するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ支援協力に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相 互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出をしないときは、 さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度 甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年8月23日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県深谷市上野台440番地 乙 株式会社技術開発コンサルタント 代表取締役 飯 野 英 雄

災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と高瀬測量設計株式会社(以下「乙」という。)は、甲の市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における無人航空機による支援協力活動(以下「協力活動」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に甲が行う情報収集活動に対する乙の協力に関して必要な事項を 定め、円滑かつ適切な協力活動の実施に資することを目的とする。

(協力活動の内容)

第2条 甲から無人航空機を活用した被災状況等の情報収集について要請があったときは、乙は、協力が可能な範囲で要請に応じるものとする。

(協力活動要請の方法)

- 第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力活動を受けようとする場合には、無人航空機支援要請 書 (別紙様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で 要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、無人航空機支援承諾書(別記様式2)を提出するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ支援協力に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相 互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出をしないときは、 さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度 甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 9月22日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市日吉町1番16号 乙 高瀬測量設計株式会社 代表取締役 高 瀬 映 仁

災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と伊田テクノス株式会社(以下「乙」という。)は、甲の市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における無人航空機による支援協力活動(以下「協力活動」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に甲が行う情報収集活動に対する乙の協力に関して必要な事項を 定め、円滑かつ適切な協力活動の実施に資することを目的とする。

(協力活動の内容)

第2条 甲から無人航空機を活用した被災状況等の情報収集について要請があったときは、乙は、協力が可能な範囲で要請に応じるものとする。

(協力活動要請の方法)

- 第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力活動を受けようとする場合には、無人航空機支援要請 書 (別紙様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で 要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、無人航空機支援承諾書(別記様式2)を提出するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ支援協力に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相 互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出をしないときは、 さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度 甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 1月23日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森田光一 埼玉県東松山市松本町二丁目1番1号

乙 伊田テクノス株式会社代表取締役社長 楢 崎 亘

災害に備える人工衛星の利用による協力活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と一般財団法人リモート・センシング技術センター(以下「乙」という。)は、甲の市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に備える人工衛星の利用による支援協力活動(以下「協力活動」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において及びそれに備えて甲が行う情報収集活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定め、円滑かつ適切な協力活動の実施に資することを目的とする。

(協力活動の内容)

- 第2条 甲から人工衛星を活用した被災状況の情報収集等について、次の各号の要請があったときは、乙は、第3条に定める手続により協力活動を行うものとする。
- (1) 衛星画像データの検索及び検索結果の提供
- (2) 衛星画像データの提供及び活用支援
- (3) その他の災害に備える取組支援等
- 2 甲は、災害に関する衛星画像データ活用のための乙の研究開発に協力する ものとする。

(協力活動要請の方法)

- 第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力活動を受けようとする場合には、人工衛星利用支援要請書(別記様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、人工衛星利用支援承諾書(別記様式 2)を提出 するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動 ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ協力活動に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相 互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が協力活動の実施に要した費用は、甲乙協議の上、決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出をしないときは、 さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度 甲乙協議して決定するものとする。 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年6月29日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

災害時の医療救護に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と一般社団法人比企医師会(以下「乙」という。)は、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力 について、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

- 第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班 の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、比企医師会管内市町村において同時期に要請があった場合は、派遣の優先順位を甲乙協議の上、決めるものとする。
- 3 医療救護班の構成等は、甲乙協議の上別途定める。

(災害時医療調整員の指定)

- 第3条 甲は本協定に係る調整を行うため災害時医療調整員を指定する。
- 2 災害時医療調整員は、乙が推薦し甲が認めた者とする。
- 3 災害時医療調整員は、医療救護班に対する指揮を行う。また、必要に応じて甲が行う医療救 護活動に係る助言等を行うものとする。

(医療救護班の業務)

- 第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所等において、次の各号に掲げる医療救 護活動を行うものとする。
 - (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - (2) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
 - (3) 死亡の確認及び死体の検案
 - (4) 健康管理及び医療相談
 - (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を とるものとする。

(医薬品等の確保)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、 原則として甲が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努める ものとする。

(医療費)

- 第8条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

- 第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
 - (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体 に障害がある状態となった場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と 認めた 経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生の措置)

- 第 10 条 この協定に基づき医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医療紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。
- 2 医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に医療 紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(訓練)

第 11 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(平時における連絡調整)

- 第 12 条 甲及び乙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡調整 を図るものとする。
- 2 前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更し更新するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協 議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月18日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市材木町2番36号

乙 一般社団法人比企医師会

会 長 野崎信行

災害時の医療救護活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)、東松山薬剤師会(以下「乙」という。)及び小川薬剤師会 (以下「丙」という。)は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙及び丙の協力について、必要な事項を定める。

(薬剤医療救護班の派遣)

- 第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、薬剤医療 救護班の派遣を要請するものとする。
- 2 甲は前項の要請をしたことにより、丙への要請をしたものとみなす。
- 3 乙は、第1項の要請を受けたときは、丙と連携して薬剤医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、同時期に複数の市町村から要請があった場合は、派遣の優先順位を甲、乙及び丙協議の上、決めるものとする。
- 4 薬剤医療救護班の構成等は、甲、乙及び丙協議の上別途定める。

(薬剤医療救護班の業務)

- 第3条 乙及び丙が派遣する薬剤医療救護班は、甲が設置する救護所及び医薬品の集積所等において、次の各号に揚げる医療救護活動を行うものとする。
- 2 薬剤医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1) 救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他必要な業務

(薬剤医療救護班の輸送)

第4条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、薬剤医療救護班の輸送について必要な措置を とるものとする。

(医薬品等の確保)

第5条 医療救護活動において使用する医薬品等は、当該薬剤医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(調剤費)

- 第6条 災害時の医療救護活動における調剤費は、無料とする。
- 2 搬送先の医療機関における調剤費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

- 第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が 負担するものとする。
- (1) 薬剤医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 薬剤医療救護班が携行した医薬品等に係る実費
- (3) 薬剤医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の 扶助費

- (4) 薬剤医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体に障害がある状態となった場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた 経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生の措置)

- 第8条 この協定に基づき薬剤医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医療 紛争が生じた場合、甲は、乙及び丙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置 を講じるものとする。
- 2 薬剤医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に 医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(訓練)

第9条 乙及び丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(平時における連絡調整)

- 第 10 条 甲、乙及び丙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡 調整を図るものとする。
- 2 前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、変更し更新するものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙 及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を 保有する。 令和4年3月30日

東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

東松山市材木町2番36号

乙 東松山薬剤師会

会長 関口直邦

比企郡小川町大字小川713番地5

丙 小川薬剤師会

会長 栄田博一

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と比企郡市歯科医師会(以下「乙」という。)は、災害時の歯 科医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東松山市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

- 第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、比企郡市歯科医師会管内市町村において同時期に要請があった場合は、派遣の優先順位を甲乙協議の上、決めるものとする。
- 3 歯科医療救護班の構成等は、甲乙協議の上別途定める。

(歯科医療救護班の業務)

- 第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が設置する救護所及び避難所において歯科医療救護 活動を行うとともに、検案に際しての法歯学上の協力を行うものとする。
- 2 救護所における歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 医療機関への搬送の要否
- (3) その他必要な措置
- 3 避難所における歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 巡回による歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (2) その他必要な措置

(歯科医療救護班の輸送)

第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑にできるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保・管理)

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保・管理するものとする。

(医療費)

- 第6条 災害時の歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。
- 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等に係る実費

- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体に障害がある状態となった場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた 経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生の措置)

- 第8条 この協定に基づき歯科医療救護班が実施した歯科医療救護活動に関し、傷病者との間に 医療紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を 講じるものとする。
- 2 歯科医療救護班が実施した歯科医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(平時における連絡調整)

- 第 10 条 甲及び乙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡調整 を図るものとする。
- 2 前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更し更新するものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定 の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有 効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森田光一

埼玉県東松山市材木町2番36号

乙 比企郡市歯科医師会

会 長 栄 田 喜 一

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合(以下「乙」という。)及び株式会社パールトータルサービス(以下「丙」という。)は、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、多数の死者が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給・葬儀式場の提供等(以下「業務」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における遺体の応急的処理に要する業務協力について、必要な事項 を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 災害時において甲が業務の協力を必要とするときは、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。
- 2 前項に係る要請は、甲から乙及び丙に対し災害時協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(要請内容)

- 第3条 甲は、次に掲げる業務を乙及び丙に要請するものとする。
- (1) 内張り棺(衣装及び納棺セットを含む。) の提供に関すること。
- (2) ドライアイスの提供に関すること。
- (3) その他遺体安置に必要なものの提供に関すること。
- (4)遺体の搬送及び遺体の安置に必要な葬儀式場(JA埼玉中央中部セレモニーホール)等の施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

(協力実施)

- 第4条 乙及び丙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、甲の指示に従い業務協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。
- 2 乙及び丙は、前項の規定に基づき業務を実施したときは、速やかに災害業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 乙及び丙が行った業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第6条 業務に要した費用は、乙及び丙の請求により甲が請求内容を検査の上、支払うものとする。

(連絡体制等)

第7条 協力要請の手続きを円滑に行うため、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙及び丙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第9条 乙及び丙は業務を行う上で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。 (協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙丙協議の 上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年9月3日

- 甲 埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号 東松山市 東松山市長 森 田 光 一
- 乙 埼玉県東松山加美町1番20号 埼玉中央農業協同組合 代表理事組合長 舟 橋 俊 人
- 丙 埼玉県深谷市田中2065番地 株式会社 パールトータルサービス 代表取締役社長 渋 澤 好 文

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社ねぎし(以下「乙」という。)は、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、多数の死者が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等(以下「業務」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における遺体の応急的処理に要する業務協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 災害時において甲が業務の協力を必要とするときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し災害時協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(要請内容)

- 第3条 甲は、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。
- (1) 内張り棺(衣装及び納棺セットを含む。) の提供に関すること。
- (2) ドライアイスの提供に関すること。
- (3) その他遺体安置に必要なものの提供に関すること。
- (4)遺体の搬送及び遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

(協力実施)

- 第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、甲の指示に従い業務協力を行う ものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでな い。
- 2 乙は、前項の規定に基づき業務を実施したときは、速やかに災害業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 乙が行った業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決

定するものとする。

(費用の支払)

第6条 業務に要した費用は、乙の請求により甲が請求内容を検査の上、支払うものとする。

(連絡体制等)

第7条 協力要請の手続きを円滑に行うため、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第9条 乙は業務を行う上で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

平成25年9月3日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森 田 光 一

埼玉県東松山市箭弓町一丁目10番14号

乙 株式会社 ねぎし

代表取締役 根 岸 克 夫

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社花恒(以下「乙」という。)は、東松山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、多数の死者が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等(以下「業務」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における遺体の応急的処理に要する業務協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 災害時において甲が業務の協力を必要とするときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し災害時協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(要請内容)

- 第3条 甲は、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。
- (1) 内張り棺(衣装及び納棺セットを含む。) の提供に関すること。
- (2) ドライアイスの提供に関すること。
- (3) その他遺体安置に必要なものの提供に関すること。
- (4)遺体の搬送及び遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

(協力実施)

- 第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、甲の指示に従い業務協力を行う ものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでな い。
- 2 乙は、前項の規定に基づき業務を実施したときは、速やかに災害業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 乙が行った業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決

定するものとする。

(費用の支払)

第6条 業務に要した費用は、乙の請求により甲が請求内容を検査の上、支払うものとする。

(連絡体制等)

第7条 協力要請の手続きを円滑に行うため、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第9条 乙は業務を行う上で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年9月3日

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

甲 東松山市

東松山市長 森 田 光一

埼玉県東松山市箭弓町一丁目2番4号

乙 株式会社 花恒

代表取締役 伊藤和夫

災害時における葬祭協力等に関する協定書

埼玉県東松山市(以下「甲」という。)と埼玉葬祭業協同組合(以下「乙」という。)及び全日本葬祭業協同組合連合会(以下「丙」という。)は、地震・風水害その他の災害等(以下「災害等」という。)が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力(以下「葬祭協力等」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること並びにその場合の手続きについて定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とする時は、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。ただし、災害等の規模が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合 又は乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

(要請の方法)

- 第3条 前条の規定による要請は、要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭又は電話その他の方法により連絡し、事後に甲は要請書を乙及び丙に提出することができる。
 - (1) 要請を行った者の職氏名
 - (2) 要請の理由
 - (3) 要請する葬祭協力の内容
 - (4)履行期間及び履行場所
 - (5) その他の要請を行うための事項

(要請による従事場所)

第4条 甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

(報告)

- 第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力した時は、事後に、次に掲げる事項を記した報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。ただし、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。
 - (1) 葬祭用品の品目及び数量
 - (2)遺体収容施設の場所及び名称、遺体の収容期間及び収容数並びに遺体の保全及び処置の体数
 - (3) 履行期間及び履行場所
 - (4) 乙の組合長の氏名及び従事者名簿又は丙の所属長の氏名及び従事者名簿
 - (5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
 - (6) その他の必要事項

(経費の負担)

第6条 葬祭協力等に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災主管課の長、乙にあっては 埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

- 第12条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認した時は、速やかに甲に連絡する ものとする。
- 第13条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第16条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、 甲、乙及び丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、各々署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年6月1日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 埼玉県東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県比企郡小川町大字増尾532番地1株花友内

乙 埼玉葬祭業協同組合

理事長 福 島 勝太郎

東京都港区港南2丁目4番地12号港南YKビル4階 丙 全日本葬祭業協同組合連合会 会長 松 井 昭 憲

災害時における協力に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、 乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供(結婚式場等)
- (5) 甲が設置した避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出し や継続的な食事等(弁当等)の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害協力要請書(第1号様式)をもって行な うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、口頭、電話その他の方法により要 請することができるものとし、その後速やかに災害協力要請書を乙に送付する。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、 第2条各号に掲げる協力を行なうものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号に掲げる協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した 者の氏名及び住所
 - (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
 - (3) 避難所に供給した食事等の数量
 - (4) その他甲の要請により乙が実施した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要 した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求する ものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第 10 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては危機管理担当課長の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 北関東ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らして はならない。

(通知)

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名 簿を毎年 3 月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定の効力を有する期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 2月15日

- 甲 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 市 長 森 田 光 一
- 工 東京都港区新橋1丁目18番16号日本生命新橋ビル9階一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長齋藤斎

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉司法書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等(被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。)からの相談(以下「被災者等相談」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に 資することを目的とする。

(派遣要請等)

- 第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請する ことができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項に規定する要請(以下「要請」という。)を受けた場合は、速やかに被災 者等相談を行う司法書士(以下「相談員」という。)の派遣実施計画を作成し、甲に報告する ものとする。
- 3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。
- 4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

(被災者等相談の範囲)

- 第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。
 - (1) 相続に関する相談
 - (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
 - (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
 - (4) 成年後見制度に関する相談
 - (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

(要請の方法)

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした 別紙様式「災害時支援協力要請書」(以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただ し、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

- 第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。
- 2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支

援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。 ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施 計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとす る。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か 月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長される ものとする。2年目以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 7月11日

(甲) 東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市 市 長 森田 光一

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号 埼玉司法書士会

会 長 山岸 秀美

災害時における被災者支援に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と埼玉県行政書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東松山市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害(大規模事故)が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談(以下「行政書士業務相談」という。)を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(行政書士業務相談)

- 第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。
 - (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
 - (2) 自動車登録申請書類に関する相談
 - (3) 相続関係書類に関する相談
 - (4) 許認可申請書類に関する相談
 - (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
 - (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

(相談対象)

- 第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。
 - (1) 災害により被害を受けた東松山市内在住者(企業その他の団体等を含む。)
 - (2) 災害により東松山市外から同市内に避難した者
 - (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた もの

(支援業務の要請)

- 第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に 規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時 支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士 業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務 相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政 書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

- 2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。 (有効期間)
- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。 (協議)
- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが 協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月26日

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 甲 東松山市 東松山市長 森 田 光 一

埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号 乙 埼玉県行政書士会 会長 荒 岡 克 巳

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

東松山市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)と株式会社武蔵 野銀行(以下「丙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施 設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 災害時に、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動 式宿泊施設等の優先的な提供に協力するものとする。
- 2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 3 丙は、甲及び乙と連携し、この協定に係る市民への周知・啓発について協力するものとする。

(要請の手続)

- 第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。 ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出する ものとする。
- 2 丙は、甲又は乙の要請により、災害時における市内外のコンテナモジュールの設置候補地の 紹介について協力するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入、設置し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、 当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又、移動式宿泊施設等の維持、管 理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。
- 2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」 (別紙)により相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するもの とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協 定期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年 間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都 度甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙3者署名捺印の上、各自その 1通を保有する。

令和5年2月7日

甲 埼玉県

東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市長 森田光一

- 乙 千葉県市川市市川1丁目4番10号市川ビル8階 株式会社デベロップ 代表取締役 岡 村 健 史
- 丙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8 株式会社武蔵野銀行 頭取 長 堀 和 正

3 図表類等

指定緊急避難場所·指定避難所一覧

令和6年3月31日現在

○指定緊急避難場所一覧

	施設名	所在地	地区	収容人数 (人)	水害時 使用可否	備考
1	市の川小学校	市ノ川 30	松山地区	510	×	
2	松山第一小学校	松葉町 1-1-16	松山地区	541	0	
3	松山中学校	松葉町 2-6-11	松山地区	682	0	
4	松山高等学校	松山町 1-6-10	松山地区	338	0	
5	新明小学校	御茶山町 7-1	松山地区	752	0	
6	東中学校	六反町 4	松山地区	727	×	
7	松山女子高等学校	和泉町 2-22	松山地区	408	0	
8	新宿小学校	新宿町 14	松山地区	478	×	
9	松山市民活動センター	松本町 1-9-35	松山地区	208	0	
10	きらめき市民大学	松山 2688-8	松山地区	224	0	
11	市民福祉センター	松本町 1-7-8	松山地区	108	0	
12	市立図書館	本町 2-11-20	松山地区	218	()	帰宅困難者一 時滞在施設
13	総合会館	松葉町 1-2-3	松山地区	142	0	
14	東松山市民体育館	松葉町 4-8-22	松山地区	365	0	
15	子育て支援センターソーレ	松本町 1-9-19	松山地区	103	()	母子優先施 設
16	保健センター	材木町 2-36	松山地区	121	()	母子優先施 設
17	松山第二小学校	東平 519-1	平野地区	483	0	
18	北中学校	松山 1895-2	平野地区	693	0	
19	東松山特別支援学校	野田 1306	平野地区	148	0	
20	平野市民活動センター	東平 567-1	平野地区	375	0	
21	大岡小学校	大谷 3699	大岡地区	395	0	
22	大岡市民活動センター	大谷 3400-10	大岡地区	79	0	
23	唐子小学校	新郷 642	唐子地区	464	0	
24	青鳥小学校	石橋 1150-1	唐子地区	582	0	
25	南中学校	石橋 330	唐子地区	731	×	
26	唐子市民活動センター	下唐子 1604-4	唐子地区	95	0	

	施設名	所在地	地区	収容人数 (人)	水害時 使用可否	備考
27	唐子地区体育館	下唐子 1169-1	唐子地区	135	0	
28	高坂小学校	高坂 1179	高坂地区	620	0	
29	すわやま荘	高坂 1809-1	高坂地区	63	0	
30	高坂図書館	元宿 2-6-1	高坂地区	100		帰宅困難者一 時滞在施設
31	子育て支援センターマーレ	高坂 920-1	高坂地区	60	()	母子優先施 設
32	白山中学校	白山台 17	高坂丘陵地区	657	0	
33	桜山小学校	桜山台 5	高坂丘陵地区	433	0	
34	大東文化大学緑山キャンパス	旗立台3	高坂丘陵地区	174	0	
35	高坂丘陵市民活動センター	松風台 8-2	高坂丘陵地区	127	0	
36	野本小学校	下野本 650-2	野本地区	424	0	
37	野本市民活動センター	下野本 610-1	野本地区	184	0	
38	高本集会所	下唐子 437	松山地区	8	-	3.3 ㎡/1 人
39	岩殿会館	岩殿 1042	松山地区	48	-	3.3 ㎡/1 人
40	白坂町自治会集会所	松山 1845-2	大岡地区	48	-	3.3 ㎡/1 人
41	葛袋公会堂	葛袋 853	大岡地区	6	-	3.3 ㎡/1 人
42	東部台自治会館	野田 1319-54	唐子地区	10	-	3.3 ㎡/1 人
43	赤城公会堂	田木 931-5	唐子地区	18	-	3.3 m²/1 人
44	神戸公会堂	神戸 876	高坂地区	8	-	3.3 m²/1 人
45	柏崎公会堂	柏崎 309-12	高坂地区	4	-	3.3 m²/1 人
46	高一会館	高坂 756	野本地区	8	_	3.3 ㎡/1 人
47	加美町公会堂	加美町 12-2	松山地区	4	_	3.3 ㎡/1 人

○指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	地区	収容人数 (人)	水害時 使用可否	備考
1	市の川小学校	市ノ川 30	松山地区	510	×	
2	松山第一小学校	松葉町 1-1-16	松山地区	541	0	
3	松山中学校	松葉町 2-6-11	松山地区	682	0	
4	松山高等学校	松山町 1-6-10	松山地区	338	0	
5	新明小学校	御茶山町 7-1	松山地区	752	0	
6	東中学校	六反町 4	松山地区	727	×	
7	松山女子高等学校	和泉町 2-22	松山地区	408	0	
8	新宿小学校	新宿町 14	松山地区	478	×	
9	松山市民活動センター	松本町 1-9-35	松山地区	208	0	
10	きらめき市民大学	松山 2688-8	松山地区	224	0	
11	市立図書館	本町 2-11-20	松山地区	218	0	帰宅困難者 一時滞在施 設
12	東松山市民体育館	松葉町 4-8-22	松山地区	365	0	
13	子育て支援センターソーレ	松本町 1-9-19	松山地区	103	0	母子優先 施設
14	松山第二小学校	東平 519-1	平野地区	483	0	
15	北中学校	松山 1895-2	平野地区	693	0	
16	東松山特別支援学校	野田 1306	平野地区	148	0	兼福祉避 難所
17	平野市民活動センター	東平 567-1	平野地区	375	0	
18	大岡小学校	大谷 3699	大岡地区	395	0	
19	大岡市民活動センター	大谷 3400-10	大岡地区	79	0	
20	唐子小学校	新郷 642	唐子地区	464	0	
21	青鳥小学校	石橋 1150-1	唐子地区	582	0	
22	南中学校	石橋 330	唐子地区	731	×	
23	唐子市民活動センター	下唐子 1604-4	唐子地区	95	0	
24	唐子地区体育館	下唐子 1169-1	唐子地区	135	0	
25	高坂小学校	高坂 1179	高坂地区	620	0	
26	すわやま荘	高坂 1809-1	高坂地区	63	0	
27	高坂図書館	元宿 2-6-1	高坂地区	100	0	帰宅困難者 一時滞在施 設

No.	施設名	所在地	地区	収容人数 (人)	水害時使用可否	備考
28	子育て支援センターマーレ	高坂 920-1	高坂地区	60	0	母子優先 施設
29	白山中学校	白山台 17	高坂丘陵地区	657	0	
30	桜山小学校	桜山台 5	高坂丘陵地区	433	0	
31	大東文化大学緑山キャンパス	旗立台3	高坂丘陵地区	174	0	
32	高坂丘陵市民活動センター	松風台 8-2	高坂丘陵地区	127	0	
33	野本小学校	下野本 650-2	野本地区	424	0	
34	野本市民活動センター	下野本 610-1	野本地区	184	0	
35	総合福祉エリア	松山 2183	松山地区	10	0	福祉避難 所
36	年輪福祉ホーム	大谷 4106	大岡地区	10	0	福祉避難 所
37	むさしの青年寮	大谷 4730	大岡地区	10	0	福祉避難 所
38	市民健康増進センター	神戸 885-1	唐子地区	10	0	福祉避難 所
39	東松山ホーム	石橋 1716	唐子地区	10	0	福祉避難 所
40	わかばの丘	毛塚 773	高坂地区	10	0	福祉避難 所
41	あんだんて	西本宿 1762-1	高坂地区	10	0	福祉避難 所
42	梨花	東平 656-1	平野地区	10	0	福祉避難 所
43	ふるさとの杜かみのもと	上野本 1873-1	野本地区	10	0	福祉避難 所

駐車場を活用した避難場所一覧

No.	施設名	所在地	駐車可能台数 (台)
1	埼玉県こども動物自然公園駐車場	大字岩殿 554	570
2	スーパービバホーム東松山モール駐車場2階・屋上	神明町2丁目11-6	370
3	岩鼻運動公園駐車場	大字松山 1481	180

公園一覧

令和5年10月1日現在

番号	公 園 名	所 在 地	開設面積 (ha)	種別	トイレ ※	防火水槽 占用許可施設
1	前山公園	松山町二丁目 1248 番 2	0.14	街区	0	0
2	材木町第一公園	材木町 4219 番 2	0. 16	街区	0	\circ
3	御茶山町児童公園	御茶山町 12番	0.30	街区		0
4	六反町児童公園	六反町 12番 1	0.30	街区		0
5	新宿町児童公園	新宿町 21 番	0.31	街区	0	0
6	山崎町児童公園	山崎町 11 番	0. 54	街区	0	0
7	箭弓町第一公園	箭弓町一丁目 5253 番1	0.30	街区	0	0
8	稲荷林公園	元宿一丁目 27番	0.81	街区	0	0
9	中通公園	元宿二丁目 24番	0. 17	街区	0	0
10	西久保公園	元宿一丁目 37番	0. 15	街区	0	0
11	大門公園	元宿二丁目7番-2	0.11	街区	0	\circ
12	上後原公園	元宿一丁目4番	0.10	街区	0	0
13	前通公園	元宿二丁目 28番	0.10	街区	0	\circ
14	新郷公園	大字新郷 88 番 13	1. 03	近隣	0	
15	五領町近隣公園	五領町8番	2. 13	近隣	0	0
16	高坂丘陵一号公園 (松風公園)	松風台7番	2.83	近隣	0	0
17	高坂丘陵二号公園 (千年谷公園)	旗立台1番	3. 37	近隣	0	0
18	五領沼公園	若松町一丁目 1011 番地	0.85	近隣	0	
19	駒形公園	大字下唐子 775 番ほ か	5. 62	地区		
20	唐子中央公園	大字下唐子 1169 番 地 1 ほか	4. 12	地区	0	
21	物見山公園	大字岩殿、石坂地内	8. 98	総合	0	
22	岩鼻運動公園	大字松山 2681 番ほ か	17. 26	運動	0	
23	下沼公園	本町二丁目 5187 番 1	0.82	都緑	0	

番号	公 園 名	所 在 地	開設面積 (ha)	種別	トイレ ※	防火水槽 占用許可施設
24	高坂丘陵一号緑地 (松風公園)	松風台5番	2. 93	都緑	7•	1711H 170EX
25	高坂丘陵二号緑地(千年谷公園)	旗立台 22 番	2.89	都緑		
26	高坂丘陵三号緑地(ちご沢の森)	旗立台 27, 28, 29 番, 63 番, 64 番	5. 77	都緑		0
27	松本町一丁目緑地	松本町一丁目 4695 番 4	0. 14	都緑		
28	上沼公園	本町一丁目 4338 番 1 他	0.88	都緑	0	
29	雲っこひろば	松風台6番	0.30	街区		
30	あんず公園	白山台 18番、52番 1	0. 25	街区	0	0
31	かきの木公園	松風台 11番	0. 27	街区	0	\circ
32	ゆすらうめ公園	桜山台9番	0.38	街区	0	0
33	くりの実公園	桜山台 30 番	0.48	街区	\circ	\circ
34	五領町南児童公園	五領町 20 番 21, 21 番 1, 21 番 25	0.66	街区		
35	殿山北公園	殿山町 17番	0. 25	街区	0	
36	諏訪公園	小松原町 16 番	0. 26	街区	0	0
37	小松原公園	小松原町6番	0. 24	街区		\circ
38	なつめ公園	旗立台 31 番	0.30	街区	0	0
39	やまもも公園	白山台3番 及び 34番1	0. 29	街区	0	\circ
40	殿山南公園	殿山町5番	0. 43	街区	\circ	\circ
41	沢口南公園	沢口町3番	0.40	街区	0	\circ
42	沢口北公園	沢口町 23番	0. 25	街区	0	\circ
43	若松町二丁目児童 公園	若松町二丁目 11 番 24	0.02	街区		
44	五領町北児童公園	五領町 12番 97号	0. 20	街区		
45	幸町第一街区公園	幸町 1949 番 5	0.03	街区		
46	幸町第二街区公園	幸町 1936 番 19	0.02	街区		
47	東平松原街区公園	大字東平 1717 番 2	0. 10	街区		0

番号	公 園 名	所 在 地	開設面積 (ha)	種別	トイレ ※	防火水槽 占用許可施設
48	松本町二丁目街区 公園	松本町二丁目 741 番 6	0.01	街区		
49	松山町二丁目第一 街区公園	松山町二丁目 1217 番 54	0.01	街区		
50	若宮児童公園	大字石橋字若宮 2221 番 32,47	0.03	街区		0
51	本町一丁目第一街 区公園	本町一丁目 4646 番 4	0.01	街区		
52	若宮第2街区公園	大字石橋 2239 番 73	0.01	街区		\circ
53	松本町一丁目街区 公園	松本町一丁目 4651 番 37	0.02	街区		0
54	若松町一丁目街区 公園	若松町一丁目 1046 番 8	0.01	街区		
55	神明町一丁目第1 街区公園	神明町一丁目 5059 番 7, 8	0.02	街区		
56	中丸緑地	桜山台 71 番	0.73	都緑		
57	かりん緑地	桜山台 81 番	0.49	都緑		
58	みはらし緑地	旗立台 25番	0.05	都緑		
59	りんご緑地	白山台 30 番	0.48	都緑		
60	桜山緑地	桜山台 37 番他	0. 52	都緑		0
61	竹の子緑地	桜山台 41 番他	0.62	都緑		0
62	つつじ緑地	旗立台 37 番他	0.04	都緑		
63	殿山緑地	殿山町11番1他	3. 11	都緑		
64	東松山ぼたん園	大字大谷 1148 番 1 他	5. 40	都緑	0	
65	元宿一丁目緑地	元宿一丁目 41 番 9	0.03	都緑		
66	元宿二丁目緑地	元宿二丁目 32 番 1	0.05	都緑		
67	石橋緑地	大字石橋 729 番 17 他	0.35	都緑		
68	市民の森	大字岩殿 1738 番 1	31.91	都緑	0	
69	砂田第2公園	砂田町7番地	0. 15	街区	0	0
70	砂田第1公園	砂田町4番地	0.11	街区		0
71	神明町二丁目第1 街区公園	神明町2丁目4998 番10	0.02	街区		0

番号	公 園 名	所 在 地	開設面積 (ha)	種別	トイレ ※	防火水槽 占用許可施設
72	石橋第1街区公園	大字石橋 2201 番他	0.03	街区		
73	美土里町第1街区 公園	美土里町 2045 番 4	0. 01	街区		0
74	まきの木公園	箭弓町三丁目 9-2	0. 26	街区		0
75	和泉町第一街区公園	和泉町 1639 番 84	0.01	街区		
76	東平第一街区公園	大字東平 2160 番 23	0. 01	街区		
77	箭弓町二丁目第一 街区公園	箭弓町二丁目 5596 番 8	0. 01	街区		
78	下青鳥第一街区公 園	大字下青鳥二ツ塚 194番14	0.01	街区		
79	しんめい広場	神明町二丁目 5026 番地	0.10	街区		
80	石橋第2街区公園	大字石橋 1420 番 20	0.02	街区		
81	松山町三丁目第1 街区公園	松山町三丁目 1153 番 14	0. 02	街区		
82	上野本第1街区公 園	大字上野本 1980 番 6	0. 02	街区		
83	市ノ川第1街区公 園	大字市ノ川字中耕地 635番9	0.01	街区		
84	折本山公園	あずま町四丁目6	1. 17	近隣	0	0
85	高坂駅東口第二地 区2号街区公園 (七清水せせらぎ 緑道)	あずま町二丁目 22- 1	0. 24	街区		
86	高坂駅東口第二地 区2号緑地 (七清水せせらぎ 緑道)	あずま町二丁目 22- 2	0.38	都緑		
87	高坂駅東口第二地 区30街区公園 (高坂うらら花公園)	あずま町二丁目 13- 6	0. 03	街区		
88	石橋第3街区公園	大字石橋 1815 番 15	0. 02	街区		
89	市野川近隣公園	美原町三丁目4番	0.80	近隣	0	
90	むらさき公園 (市 の川1号街区)	美原町二丁目 18番	0. 12	街区		0
91	加美町公園(市の 川 2 号街区)	美原町一丁目 12番	0. 12	街区		0
92	石橋第4街区公園	大字石橋字宿浦 1745 番 10	0. 01	街区		

番号	公 園 名	所 在 地	開設面積 (ha)	種別	トイレ ※	防火水槽 占用許可施設
93	高坂駅東口第二地 区 1 号緑地 (川風の散歩道)	あずま町一丁目 1-1	0. 16	都緑		7.781
94	高坂駅東口第二地 区3号緑地 (七清水せせらぎ 緑道)	あずま町三丁目 2-2	0. 99	都緑		
95	高坂駅東口第二地 区4号緑地 (川風の散歩道)	あずま町四丁目 106	0.01	都緑		
96	高坂駅東口第二地 区1号街区公園 (川風公園)	あずま町一丁目 19	0. 47	街区	©	
97	ばんどう山第1公 園	坂東山9番地	0.68	街区	0	
98	ばんどう山第2公 園	坂東山 13 番地	0.82	街区	0	
99	ばんどう山緑地	坂東山8番地	7. 09	都緑		
100	松葉町第1街区公 園	松葉町三丁目 3618 番 40	0.01	街区		
101	日吉町第1街区公 園	日吉町 3266 番 9	0.02	街区		
102	向山街区公園	大字上野本 2140 番 3 及び 5 大字上野本 1590 番 63	0. 03	街区		
103	松本町二丁目第2 街区公園	松本町二丁目 732 番 60	0.02	街区		
104	大黒部中央公園	大字宮鼻 1,020 番地 3 外	0. 18	街区		0
105	どんぐりやま公園	大字毛塚 763 番地 6 外	0. 34	街区		
106	石橋第5街区公園	大字石橋 1684 番 37	0. 02	街区		
107	市ノ川氷川公園	大字市ノ川 649 番 1	0. 01	街区		
108	高三中央公園	大字高坂字三番町 1026番地2号外	0. 14	街区		
109	市ノ川きじ公園	松山町一丁目 995 番 18	0.02	街区		
110	仲田町第1公園	大字松山 930 番 1 外	0. 21	街区		
111	仲田町第2公園	大字松山 846 番外	0. 19	街区		
112	滝仲公園	大字石橋字 1132 番 3 他	0.01	街区		0

資料集 3 図表類等

番号	公 園 名	所 在 地	開設面積 (ha)	種別	トイレ ※	防火水槽 占用許可施設
113	神明スマイル公園	神明町二丁目 1628 番 74	0. 02	街区		
114	天王町公園	大字高坂 881 番 7 ほ か	0. 12	街区		
115	見晴台公園	大字市ノ川 254番 23, 28	0.06	街区		
116	野田見晴らし公園	大字野田 1206 番 28	0.01	街区		0
117	さくら坂公園	大字高坂字弐番町 840番地ほか	1.00	近隣	0	
118	高坂緑地	大字高坂字弐番町 928番地4ほか	0.79	都緑		
119	高済寺東緑地	大字高坂字弐番町 838番地3ほか	0.10	都緑		
120	柏崎西部第一公園	大字柏崎 821 番 17	0. 01	街区		
121	神明第二スマイル 公園	神明町二丁目 1629 番 33	0. 01	街区		
122	わくわく公園	大字松山字加平土腐 2497番5	0.01	街区		
123	高一公園	大字高坂字壱番町 800番3外	0.14	街区		
124	やつるぎ公園	大字高坂字参番町 1037番1外	0.30	街区		0
125	壱番町緑地	大字高坂字壱番町 775番7外	0. 12	都緑		
126	石橋第6街区公園	大字石橋 1704 番 32	0.01	街区		0
127	石橋第7街区公園	大字石橋 1407 番 33	0.02	街区		
128	市ノ川くりの木公 園	大字市ノ川 729番 15	0.01	街区		

[※]トイレあり○、身障者トイレあり◎

医療機関(病院・診療所等)一覧

■病 院

令和6年1月31日現在

地区	名 称	所 在 地	電話
	東松山市立市民病院	東松山市大字松山 2392	24-6111
松山	東松山医師会病院	東松山市神明町 1-15-10	22-2822
	シャローム病院	東松山市松山 1496	25-2979
大岡	東松山病院	東松山市大字大谷 4160-2	39-0303
唐子	埼玉成恵会病院	東松山市大字石橋 1721	23-1221
冶丁	武蔵嵐山病院	東松山市上唐子 1312-1	81-7700
野本	医療法人東征会 大谷整形外	東松山市下野本 517	24-5333
野净	科病院		

■診療所

令和6年1月31日現在

地区	名 称	所 在 地	電話
	赤沼医院	東松山市材木町 20-8	22-0843
	上野クリニック	東松山市松山町 2-5-13	22-1019
	医療法人霞会 霞澤産婦人科	東松山市松葉町 1-9-8	22-0210
	医院		
	樺澤内科医院	東松山市松山町 1-1-10	23-5813
	岩﨑内科胃腸科医院	東松山市箭弓町 1-4-7 ZONA2ビ	26-1181
		ル2F	
	榎本耳鼻咽喉科	東松山市材木町 2-29	22-3478
	医療法人社団中澤医院	東松山市本町 2-3-11	22-0710
	かきぬま整形外科	東松山市松葉町 4-8-3	21-5222
	福島医院	東松山市新宿町 5-9	22-8050
	吉田産婦人科内科医院	東松山市御茶山町 1-5	24-1002
	河野医院	東松山市松本町 1-5-20	22-3056
	宇佐美皮フ科	東松山市箭弓町 1-11-7 ハイムグラ	22-7800
		ンデ東松山 205	
松山	東松山宏仁クリニック	東松山市材木町 12-5	22-6111
744	岸澤内科心療科医院	東松山市材木町 16-13	22-0762
	ボッシュ健康保険組合診療所	東松山市箭弓町 2-5-5	22-0890
	須田医院	東松山市本町 1-6-5	22-0041
	高橋内科胃腸科クリニック	東松山市御茶山町 14-24	23-0880
	たなか内科・眼科クリニック	東松山市松葉町 4-8-3	23-1151
	柏原内科医院	東松山市市ノ川 343	24-0376
	東松山メディカルクリニック	東松山市箭弓町 2-2-18	21-7611
	医療法人ゆうき会よしおか整	東松山市松山 2612-1	25-5123
	形外科		
	にこにこハート内科クリニック	東松山市五領町 2-33	27-2525
	いうち眼科	東松山市箭弓町 3-5-14 101 号室	59-9295
	むさし松山脳神経外科クリニ	東松山市本町 1-7-22	22-0071
	ック		
	さいわい内科クリニック	東松山市幸町 2-13	27-3181
	八木内科クリニック	東松山市箭弓町 1-12-11 3F	22-1024

地区	名称	所 在 地	電話
	東松山在宅診療所	東松山市神明町 2-16-15 フェ	81-6375
松山		ルト・ドルフ B 号	
	石井ペインクリニック	東松山市小松原町 7-7	27-1374
	はせがわ泌尿器科皮フ科クリニック	東松山市日吉町 12-33	53-4355
	ハロークリニック	東松山市大谷 1064	36-1086
大岡	年輪福祉ホーム診療所	東松山市大谷 4106	39-2112
	医療法人賢佑会河野整形外科	東松山市沢口町 8-6	22-8331
	内科クリニック		
	村山内科小児科クリニック	東松山市東平 2081-7	39-3483
	時光医院	東松山市東平 1751-5	39-2126
平野	医療法人 松山クリニック	東松山市殿山町 30-5	22-6955
平野	医療法人社団達磨会いちごク リニック	東松山市東平 1889-1	36-1115
	みやざき眼科	東松山市東平 932-3	22-4045
	特別養護老人ホーム梨花医務室	東松山市東平 656-1	81-6161
		東松山市新郷 29-3	23-9045
-1	たけのや皮膚科	東松山市上唐子 1491-6	24-1511
唐子	東松山ホーム診療所	東松山市石橋 1716	23-7588
	深谷耳鼻咽喉科クリニック	東松山市石橋 1816-9	24-3387
	笠原クリニック	東松山市毛塚 910-1	35-1830
	高坂耳鼻咽喉科医院	東松山市西本宿 1986	35-5410
	新井クリニック	東松山市西本宿 1859-1	35-5550
	村山皮フ科	東松山市高坂 897-15	31-2020
	こどもクリニックいとう小児 科	東松山市岩殿 110-6	34-4145
高坂	大東文化大学診療所	東松山市岩殿 560	31-1510
	わらび整形外科医院	東松山市西本宿 816-8	31-1881
	医療法人社団彩虹会 東松山	東松山市あずま町 4-3 ピオニウ	59-9955
	クリニック	オーク東松山 1F	
	宏仁会高坂醫院	東松山市西本宿 1759-1	35-1331
	アイクリニック高坂	東松山市高坂 886-2	81-6317
	くぼた脳神経内科クリニック	東松山市高坂 1171-3	35-3535
高坂丘	上野健康相談診療所	東松山市桜山台 2-122	35-2823
陵	医療法人社団つかさ会 つか さクリニック	東松山市松風台 9-2 2 階	31-1450
	中川医院	東松山市大字柏崎 703-4	23-1004
	旭山眼科	東松山市若松町 2-1-5	21-7011
	埼玉県東松山保健所	東松山市若松町 2-6-45	22-0280
	横山内科循環器科医院	東松山市上野本 132-6	24-3225
野本	ほしこどもおとなクリニック	東松山市上野本 1226-1	24-0753
	地域密着型特別養護老人ホームひがしまつやま寿苑医務室	東松山市柏崎 629-1	21-2800
	特別養護老人ホームふるさとの杜かみのもと医務室	東松山市大字上野本 1873-1	22-1155

■歯科診療所

令和3年10月1日現在

地区	名 称	所 在 地	電 話
	歯科嶋田医院	東松山市本町 1-1-8	22-0398
	島田歯科医院	東松山市本町 2-3-13	22-0014
	すがぬま歯科医院	東松山市松葉町 1-22-6	21-5102
	三角歯科医院	東松山市神明町 1-15-43	22-0793
	原歯科医院	東松山市松葉町 1-9-1	22-0334
	松田デンタルクリニック	東松山市松葉町 4-3-12	22-0909
	医療法人友和会 愛和歯科医院	東松山市箭弓町 1-13-3	24-3200
	深谷歯科医院	東松山市本町 2-5-18	24-1000
	オリオン歯科	東松山市箭弓町 1-10-12 田口ビ ル 1階2階	25-4618
	ひるかわ歯科医院	東松山市本町 1-1-14	22-0488
	杉澤歯科医院	東松山市材木町 13-3	23-5280
	東松山いいはなファミリー 歯科	東松山市六軒町 17-17	23-8239
	上沼公園歯科	東松山市材木町 3-9	25-0266
	吉田歯科医院	東松山市松山町 3-5-52	24-8211
	松本歯科医院	東松山市箭弓町 1-13-21 大畑ビ ル 2F	22-8011
松山	東松山かさはら歯科	東松山市新宿町 17-1 ヤオコー東 松山新宿町店	81-6228
	くるみ歯科医院	東松山市箭弓町 3-5-11	22-2550
	佐藤歯科クリニック	東松山市松本町 2-1-60 シンワビ ル2階	21-5225
	東松山休日歯科センター	東松山市材木町 2-36	24-3920
	医療法人デンタル・パートナ ーズ	東松山市松山町 2-6-2 1 階	81-5006
	ひがしまつやま花の木歯科・ 矯正クリニック		
	医療法人社団孝安会 にった 歯科	東松山市箭弓町 1-11-7 ハ/ムグラン デ東松山 203 号室	23-9000
	レガーレデンタルクリニック	東松山市松山 2280-1	25-4182
	はあと歯科	東松山市箭弓町 2-2-22	22-8522
	ひまわり歯科	東松山市松山町 2-9-41	81-5621
	東松山アース歯科医院	東松山市市ノ川 663-1	21-0303
	ひだまり歯科	東松山市松葉町 4-8-3	27-4618
	こもれび歯科	東松山市小松原町 12-1	81-3896
	高橋歯科医院	東松山市本町 1-3-34	22-0648
	モアナデンタルクリニック	東松山市神明町 2-11-6 ビバモー ル東松山店 2F	59-9200
기가 HI로	うさぎ歯科クリニック	東松山市沢口町 30-13	24-4437
平野	みのる歯科医院	東松山市沢口町 31-1	24-9080
	医療法人盛島歯科医院	東松山市新郷 355-4	23-6539
唐子	大塚歯科医院	東松山市石橋 1716-1	24-6221
	関越歯科医院	東松山市石橋 1519	22-9009
	+	+	
高坂	高野歯科医院	東松山市西本宿 1541-8	35-0237

資料集 3 図表類等

地区	名 称	所 在 地	電 話
	たかさか歯科医院	東松山市元宿 1-8-18	35-2011
	けやき歯科医院	東松山市元宿 1-18-4	35-5597
	(医)清水デンタルクリニック	東松山市西本宿 2137-1	35-4182
	医療法人歯優会 石川歯科ク	東松山市元宿 2-27-7	35-5050
	リニック		
	たんぽぽ歯科医院	東松山市高坂弐番町 884-1	31-1717
	ピオニー歯科医院	東松山市あずま町 1-20-4	77-1911
	松崎歯科医院	東松山市あずま町 1-13-3	35-1180
	聖ルカ歯科クリニック	東松山市毛塚 920-5	31-0648
	KENデンタルクリニック	東松山市高坂 1031-17 1F	81-4111
	やべ歯科クリニック	東松山市毛塚 787-5	31-0182
	森田歯科クリニック	東松山市あずま町 4-8-3 ライフ	81-7250
		ガーデン東松山内	
	トリス矯正デンタルクリニッ	東松山市西本宿 1859-1-2F	53-4182
	ク		
高坂丘	長嶺歯科医院	東松山市白山台 19-1	35-2803
陵			
野本	東松山グリーン歯科医院	東松山市上野本 2196-4	24-3418
1 7 平	山田歯科	東松山市柏崎 694-3	21-6556

■助産所

令和3年10月1日現在

地区	名 称	所 在 地	電話
松山	つかもと母乳育児相談室	東松山市箭弓町 3-7-14	24-8640
高坂	マリア助産院	東松山市西本宿 1266-5	34-4593

■接骨院

令和3年10月1日現在

地区	名 称	所 在 地	電話
	下境接骨院	東松山市松葉町 1-15-16	22-0390
	101接骨院	東松山市箭弓町 1-17-9 ルネスカーサ1	81-6175
	LANDER	01	
	大谷接骨院	東松山市松本町 1-2-27	22-0364
	横澤接骨院	東松山市松山町 1-3-16	23-6818
	いがらし整骨院	東松山市箭弓町 2-3-12 野口ビル 1F	77-3250
	あゆみ整骨院	東松山市松本町 2-1-55	24-7333
	さいとう鍼灸整骨院	東松山市御茶山町 5-28	21-0120
	伊藤接骨院	東松山市林木町 12-15	24-1663
	すなが整骨院	東松山市箭弓町 1-6-2	81-4323
松山	うづき接骨院	東松山市六軒町 20-5	26-1307
	柔愛堂第2なまい接 骨院	東松山市小松原町 18-28	22-7133
	ベアーズ接骨院 東 松山店	東松山市小松原町 2-2-11 西友東松山店 内1階	53-6816
	たばた鍼灸接骨院	東松山市箭弓町 1-4-7 ZONA2 1 階	21-6763
	りらく東松山接骨院	東松山市箭弓町 2-8-29 VS ビル 1F	24-8300
	東松山西口駅前接骨	東松山市箭弓町 2-2-11 尾崎店舗 1 号室	81-6507
	院	大阪田市園 5月2211	01 0001
	癒楽接骨院	東松山市松本町 1-8-22	77-3977
	嶋田接骨院	東松山市神明町 1-12-2	_
	まきの木接骨院	東松山市箭弓町 3-18-7	59-8030
	大沢接骨院	東松山市沢口町 13-18	24-9403
777 HIZ	大山接骨院	東松山市東平 698-6	25-3987
平野	梨の花接骨院	東松山市東平 750-7	77-4125
	らくらく整骨院	東松山市沢口町 8-3	22-7600
	康復接骨院	東松山市石橋 1006-2	24-8929
虫 フ.	つきのわ接骨院	東松山市上唐子 1339-1	25-2325
唐子	MANI 整骨院	東松山市新郷 193-3	22-5151
	なごみ整骨院	東松山市上唐子 1088-1	21-6868
	尾関接骨院	東松山市高坂 1069	34-4027
	水沼接骨院	東松山市元宿 1-23-15	35-2471
	にじのはし接骨院	東松山市元宿 2-23-10	34-3326
	さんり鍼灸整骨院	東松山市元宿 2-26-16	34-5511
	クレーマー整骨院	東松山市元宿 2-26-1	59-9755
高坂	高坂駅前整骨院	東松山市元宿 1-11-4 マツダ栄光ビル 1F	81-5667
	たかさか中央接骨院	東松山市高坂 1302 カームハウス松田 1F	81-3300
	いでうら接骨院	東松山市あずま町 1-11-18	81-6015
	たかさかウィル接骨 院	東松山市元宿 2-21-6 プラザS 1 階	050-8881-5204
	まなぶ接骨治療院	東松山市大字高坂 974-1	81-4454
高坂丘 陵	志道整骨院	東松山市白山台 16-8	34-5389
		東松山市若松町 2-3-29	25-5511
	わかつき接骨院	東松山市下野本 1434-12	33-1066
	大澤接骨院	東松山市大字今泉 133 番地	22-6586

■薬局

令和6年1月31日現在

店 名 称	所 在 地	電話
あおい調剤薬局 東松山店	東松山市松山1828-6	59-9975
あすか薬局 東松山店	東松山市神明町1-15-10	21-1511
あるま薬局	東松山市箭弓町1-11-7 1F104-D	25-3798
いつき薬局	東松山市松山1215-1	22-7019
ウエルシア薬局 ビバモー	東松山市神明町2-11-6	81-3032
ル東松山店		
ウエルシア薬局 東松山ラ	東松山市あずま町4-8-3	31-1117
イフガーデン店		
ウエルシア薬局 東松山砂	東松山市砂田町1-5	27-1772
田店		
ウエルシア薬局 東松山六	東松山市六軒町18-8	21-5052
軒町店		
エース薬局 箭弓町店	東松山市箭弓町2-8-28	22-8069
オリーブ薬局高坂店	東松山市高坂1171-2	59-8985
オレンジ薬局	東松山市新宿町7-19	24-1464
オレンジ薬局材木町店	東松山市材木町2-29	81-7777
オレンジ薬局上野本店	東松山市上野本1227-1	59-8236
オレンジ薬局東平店	東松山市東平932-3	81-6207
かみぬま調剤薬局	東松山市日吉町12-32	53-4666
かりん薬局	東松山市材木町12-3	81-5518
くすのき薬局	東松山市東平2081-1	39-1945
ぐりむ薬局	東松山市松葉町1-1-39	23-6699
クオール薬局 高坂店	東松山市松風台9-1	31-0102
クローバー薬局 本店	東松山市松山1216-1	22-5319
コジマ調剤薬局 東松山店	東松山市箭弓町1-11-7 ハイムグランデ東松山 202	81-3389
コスモ薬局 沢口町店	東松山市沢口町8-15	22-6817
コスモ薬局 平野店	東松山市野田458-1	22-8205
さくら薬局 東松山店	東松山市松山1829-4	59-8431
たかさか薬局	東松山市西本宿1695-2	81-4802
たから薬局東松山店	東松山市箭弓町1-12-11	22-2740
つばさ薬局	東松山市西本宿1857	31-1701
とまと薬局	東松山市箭弓町2-2-20 江野ビル1階	21-7677
ドラックセイムス 高坂薬	東松山市高坂972-1	53-4709
局		
のもと薬局	東松山市下野本1500-2	27-0311
ひばり薬局石橋店	東松山市石橋1816-2	24-0020
ひまわり薬局 高坂店	東松山市高坂897-2	81-4360
ファミリー薬局東松山店	東松山市松葉町4-8-4	21-5877
ファミリー薬局本一店	東松山市本町1-6-19	27-4939
ふたば薬局新郷店	東松山市新郷173-6	21-5520
ポプラ薬局	東松山市岩殿19-12	34-6520
みずほ薬局	東松山市西本宿1979-4	34-5117
ゆかり薬局	東松山市大谷4092-5	39-5651
ユニコ薬局高坂店	東松山市松風台9-1	31-0102

店 名 称	所 在 地	電話
らんざん薬局	東松山市上唐子1312-3	81-7834
わかくさ薬局 御茶山店	東松山市御茶山町14-18	21-3773
わかくさ薬局 若松町店	東松山市若松町2-2079-3	21-6631
稲垣薬局東松山店	東松山市松山1825-3	27-3823
加島薬局	東松山市上唐子1494-64	23-1848
弘靜堂薬局	東松山市松葉町3-12-43	24-7141
寺田薬局東松山店	東松山市松山2415-2	27-2788
中川薬局 東松山店	東松山市五領町2-10	81-6491
大信薬局 東松山店	東松山市東平1888-1	36-1008
殿山薬局	東松山市殿山町34-8	22-8858
東医堂杉山薬局	東松山市高坂1088	35-0890
東松山かけはし薬局	東松山市材木町12-14	81-6529
徳永薬局 東松山店	東松山市本町1-7-24	81-5173
薬局松山西	東松山市松山町2-4-45	24-6373
薬樹薬局 松山材木町	東松山市材木町16-11	21-5156
薬樹薬局 松山中央	東松山市材木町21-8 吉建ビルD館1階101号室	24-5808
薬樹薬局 松山本町	東松山市本町2-3-11	24-5910
薬樹薬局 東松山	東松山市本町2-2-21	23-7007
薬樹薬局 東平	東松山市東平1751-44	39-3350
有限会社宝山堂岩崎薬局	東松山市箭弓町1-6-1	22-1845

[※]埼玉県医療機能情報提供システムより

■比企管内人工透析施設

令和6年1月31日現在

施設名称	住 所	電 話 番 号
東松山メディカルクリニック	東松山市箭弓町2-2-18	0493-21-7611
東松山宏仁クリニック	東松山市材木町12-5	0493-22-6111
宏仁会高坂醫院	東松山市西本宿1759-1	0493-35-1331
武蔵嵐山病院	東松山市上唐子1312-1	0493-81-7700
シャローム病院	東松山市松山1496	0493-25-2979
宏仁会小川病院	比企郡小川町原川205	0493-73-2750
小林内科病院	比企郡小川町大塚930-1	0493-81-3902

資料集 3 図表類等

■医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会

令和6年1月31日現在

施設名称	住 所	電 話 番 号
比企医師会	東松山市材木町2-36	0493-22-0139
比企郡市歯科医師会	東松山市材木町2-36	0493-24-6866
東松山薬剤師会	東松山市材木町2-36	0493-24-5036
埼玉県看護協会第2支部	東松山市大字松山2392 (東松山市立市民病院内)	0493-24-6111

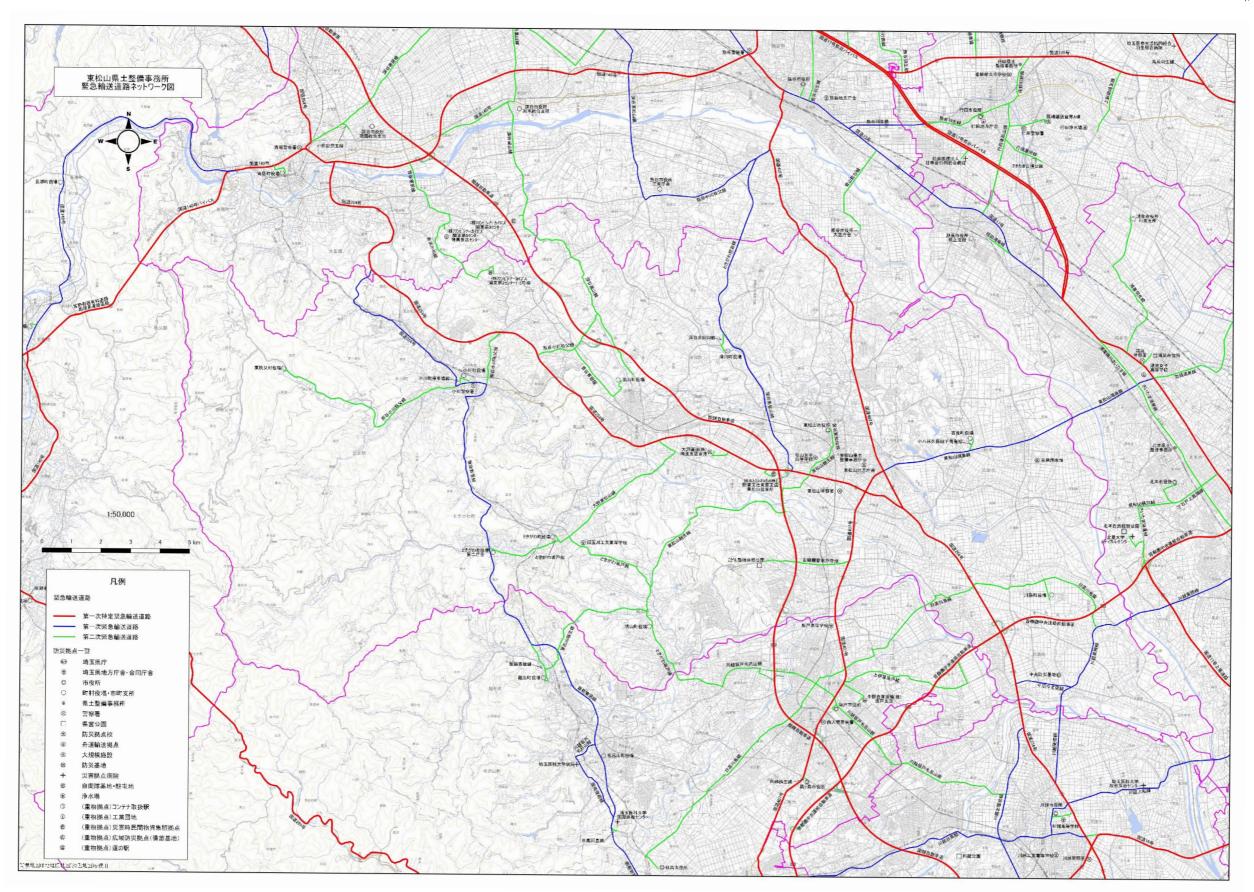
[※]県内の医療機関については、「埼玉県医療機能情報提供システム」を参照

災害時の臨時ヘリポート(飛行場外離着陸場)一覧

市	ドクターへリ	防災へリ	ランデブーポイン ト・飛行場外離着陸 場名称		
町 村 別 No.	ランデブー ポイント番 号	飛行場外離着陸 場認識番号		所在地・地名番 地	備考
1	HK17		東松山陸上競技場 (岩鼻運動公園)	東松山市大字松	
		比企-01	東松山陸上競技場	Д 1481	
2	НК63		岩鼻運動公園(駐車 場)	東松山市大字松 山 1703	
3	HK64		駒形公園	東松山市大字下 唐子 814	
4	HK65		大岡運動広場	東松山市大字大 谷 3410	
5	HK69		正代運動広場	東松山市大字正 代	使用中止中
6	НК70		都幾川リバーサイド パーク	東松山市大字高 坂(東松山橋 南)	
7	HK71		比企広域消防本部総 合訓練場	東松山市大字上 野本 1300-1	使用中止中
8	HK80		唐子中央公園	東松山市大字下 唐子 1169-1	
9	HK81		野本運動場	東松山市大字下 野本 1096	
10	HK82		ばんどう山第1公園	東松山市大字坂 東山 9	

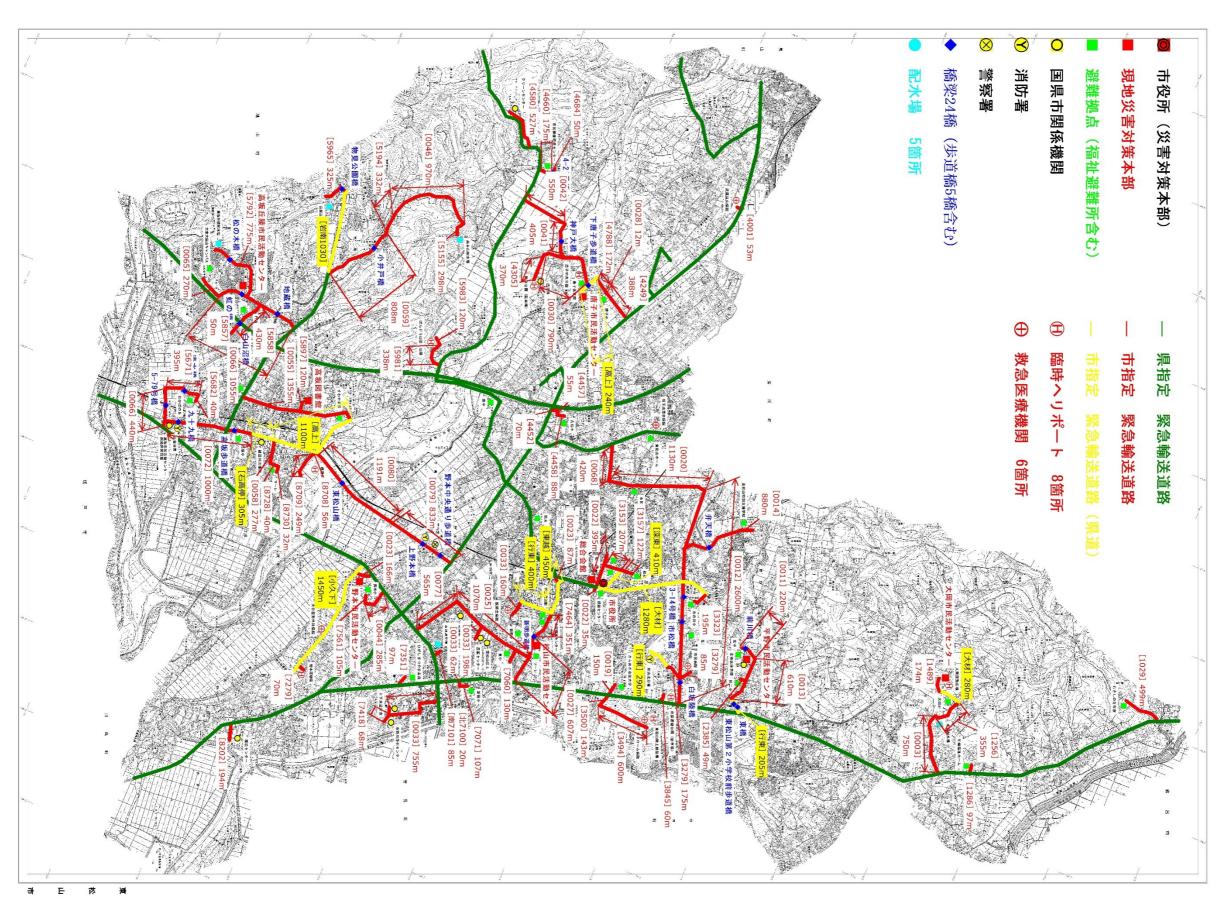
埼玉県緊急輸送道路網図

令和2年8月現在



市指定緊急輸送道路

令和6年3月改定



地区	種類	路線	管 理 者	連絡先
		東松山越生線		
	<u> </u>	(41)		
		深谷東松山線		
	県道	(47)	─ 東松山県土整備事務所	0493-22-2333
	7,	行田東松山線	21415-1 1711-111111111111111111111111111111	
	_	(66)		
		大谷材木町線		
		(319)		
	_	12	_	
	-	14		
	-	19	_	
		20	_	
	_	22		
	_	23	_	
松山		25		
,		27		
		33		
		77		0493-23-2221
	市道	3153	建設部建設管理課	
		3157		
		3279		
		3323		
		3485		
		3494		
		3500		
		7060		
		7071		
		7418		
		7464		
	県道	11四来松四脉 (66)	東松山県土整備事務所	0493-22-2333
平野		11		
十判	 市道			0493-23-2221
	山地 世	13	是以即是以目 在 欧	0490 20-2221
		2385		
	県道	大谷材木町線 (319)	東松山県土整備事務所	0493-22-2333
		3		
大岡		1029	建設部建設管理課 0493-23	
	市道	1256		0493-23-2221
		1489		

地区	種類	路線	管 理 者	連絡先
唐子	県道	高坂上唐子線 (344)	東松山県土整備事所	0493-22-2333
		30		0493-23-2221
	市道	41	建設部建設管理課	
		42		
		68		
		4001		
		4249		
		4305		
		4452		
		4457		
		4458		
		4580		
		4660		
		4788		
		5981		
		5983		
	県道	岩殿観音南戸守線 (212)	東松山県土整備事務所	0493-22-2333
		高坂上唐子線 (344)		
		石坂高坂停車場(248)		
	市道	46	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	0493-23-2221
		55		
高坂		58		
		59		
		66		
		72		
		5155		
		5194		
		5671		
		5682		
		5897		
		5965		
		8708		
		8709		
		8728		
		8730		

資料集 3 図表類等

地区	種類	路線	管 理 者	連絡先
高坂 丘陵	市道	65	建設部建設管理課	0493-23-2221
		66		
		5792		
		5857		
		5858		
野本	県道	小八林久保田下青鳥線 (345)	東松山県土整備事務所	0493-22-2333
	市道	23	建設部建設管理課	0493-23-2221
		44		
		79		
		80		
		7100		
		7101		
		7251		
		7279		
		7351		
		8202		

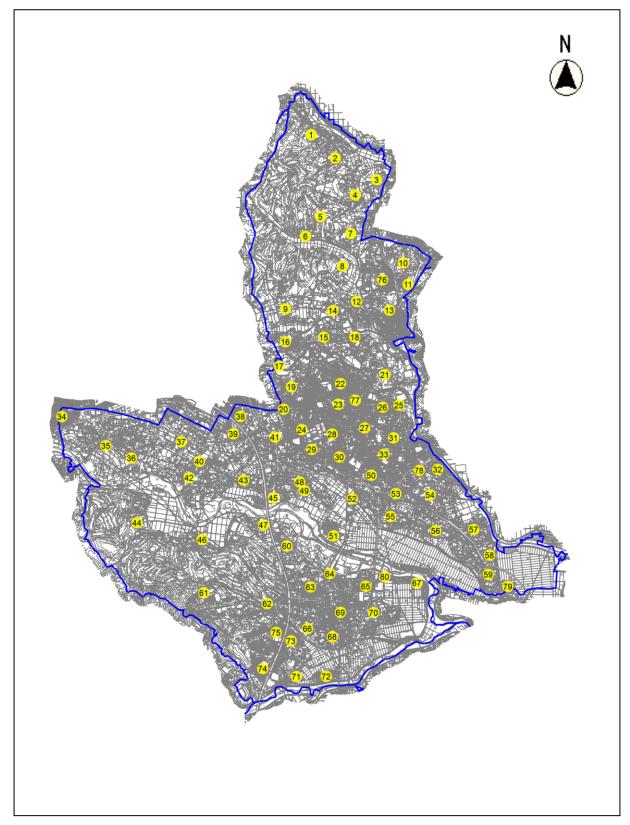
防災行政無線(固定系)一覧

- ○固定系親局【送信所】 東松山市役所 松葉町1-1-58
- ○固定系遠隔制御装置 比企広域消防本部 上野本1300-1
- ○固定系子局は以下のとおり

No.	受信所名	設置場所	No.	受信所名	設置場所
1	新屋敷	大谷 4834-1	26	松本町	松本町一丁目 603-11
2	神光谷	大谷 4242-2	27	市立図書館	本町二丁目 5184-1
3	下岡公会堂	岡 676	28	箭弓町	箭弓町三丁目 4-7
4	水穴	大谷 4035-5	29	松山女子高校	和泉町 1672
5	大岡活動センター	大谷 3401-1	30	幸町	幸町 1911-5
6	長中	大谷 3311	31	東中学校	六反町 4
7	亀の甲自治会集会 所	大谷 3043	32	山崎町	山崎町 11
8	畑中	大谷 2190-2	33	文化センター	六軒町 5-2
9	大谷野田	大谷 980-2	34	上唐子	上唐子 1494-8
10	東平新田	東平 2218-3	35	上唐子公会堂	上唐子 820-14
11	月中団地	東平 1242-4	36	上唐子 2	上唐子 1762-1
12	東平	東平 802-1	37	新郷	新郷 371-1
13	東平2	東平 1007-5	38	石橋団地	石橋 1755-2
14	フラワー団地	野田 750-3	39	石橋	石橋 1420-20
15	野田	野田 1201-1	40	唐子小学校	新郷 642-1
16	東武台団地	野田 1329-2	41	石橋 2	石橋 1614-11
17	星城団地	市ノ川 479	42	唐子中央公園	下唐子 1169-1
18	白坂町	松山 1804-59	43	石橋農村センター	石橋 515-1
19	松山町	松山町二丁目 1248-2	44	神戸	神戸 962-5
20	松葉町	松葉町四丁目 1229-48	45	南中学校	石橋 330-1
21	きらめき市民大学	松山 2688-35	46	下唐子	下唐子 434-12
22	まつやま保育園	加美町 3207-1	47	坂東山	葛袋 683-1
23	市役所	松葉町一丁目 3727-4	48	金谷	上野本 263-1
24	美土里町	美土里町 3611-7	49	谷中	下青鳥 194-14
25	大字松山	松山 844-3	50	わかまつ保育園	若松町一丁目 1617-1

No.	受信所名	設置場所	No.	受信所名	設置場所
51	青押農村センター	上押垂 116-1	66	毛塚	毛塚 100-1
52	消防本部	上野本 1300-1	67	早俣	早俣 193-1
53	上野本	上野本 2183-2	68	毛塚 2	毛塚 768-3
54	柏崎	柏崎 524-1	69	高坂小学校	高坂 1179
55	野本小学校	下野本 650-1	70	正代	正代 1136
56	曲輪	下野本 1085-2	71	赤城公会堂	田木 157-1
57	古凍	古凍 542-3 地先	72	川辺公会堂	田木 441-5
58	環境センター	古凍 788-1	73	桜山小学校	桜山台 5
59	根岸	古凍 1002	74	旗立台	旗立台 31
60	悪戸公会堂	西本宿 2533	75	白山台	白山台 17
61	岩殿	岩殿 1187-1	76	東平中山	東平 1877-10
62	望月	岩殿 51-1	77	上沼公園	本町二丁目 4336-1
63	高坂図書館	元宿二丁目 6-1	78	五領町	五領町 21-26
64	高一会館	高坂 760-2	79	根岸沼公園	古凍 1169-1
65	あずま町	あずま町二丁目 13-6	80	あずま町4丁目	高坂字柳町 406-2

防災行政無線(固定系)配置図



防災行政無線(移動系)一覧

令和6年3月31日現在

		T		
		機種	施設名等	端末名称
	1	IC-SAT100M	危機管理防災課	kikikanri
	2	IC-SAT100(携帯型)	岩鼻運動公園駐車場	iwahana
	3	IC-SAT100(携帯型)	スーパービバホーム東松山駐車場	vibahome
告	4	IC-SAT100(携帯型)	埼玉県こども動物自然公園駐車場	shizenkouen
星無	5	IC-SAT100(携帯型)	平野市民活動センター	hiranosuibou
衛星無線機	6	IC-SAT100(携帯型)	唐子市民活動センター	karakosuibou
	7	IC-SAT100(携帯型)	クリーンセンター	cleansuibou
	8	IC-SAT100(携帯型)	高坂図書館	tksksuibou
	9	IC-SAT100(携帯型)	野本市民活動センター	nomotosuibou
	10	IC-SAT100(携帯型)	市長室	mayor
	1	IP700	市の川小学校	市の川小
	2	IP700	松山第一小学校	松一小
	3	IP700	松山中学校	松中
	4	IP700	松山高等学校	松高
	5	IP700	新明小学校	新明小
	6	IP700	東中学校	東中
	7	IP700	松山女子高等学校	松女
	8	IP700	新宿小学校	新宿小
	9	IP700	松山市民活動センター	松山市活
т	10	IP700	きらめき市民大学	きらめき
I P	11	IP700	市民福祉センター	福祉センター
無線	12	IP700	市立図書館	市立図書館
機	13	IP700	総合会館	総合会館
	14	IP700	東松山市民体育館	市民体育館
	15	IP700	子育て支援センターソーレ	ソーレ
	16	IP700	保健センター	保健センター
	17	IP700	松山第二小学校	松二小
	18	IP700	北中学校	北中
	19	IP700	東松山特別支援学校	特別支援学校
	20	IP700	平野市民活動センター	平野市活
	21	IP700	大岡小学校	大岡小

	機種	施設名等	端末名称
23	IP700	唐子小学校	唐子小
24	IP700	青鳥小学校	青鳥小
25	IP700	南中学校	南中
26	IP700	唐子市民活動センター	唐子市活
27	IP700	唐子地区体育館	唐子体育館
28	IP700	高坂小学校	高坂小
29	IP700	すわやま荘	すわやま荘
30	IP700	高坂図書館	高坂図書館
31	IP700	子育て支援センターマーレ	マーレ
32	IP700	白山中学校	白山中
33	IP700	桜山小学校	桜山小
34	IP700	大東文化大学緑山キャンパス	大東大緑山C
35	IP700	高坂丘陵市民活動センター	丘陵市活
36	IP700	野本小学校	野本小
37	IP700	野本市民活動センター	野本市活
38	IP700	危機管理防災課	危機管理防災課

防災倉庫一覧

令和3年4月1日現在

No.	設置施設名	種別	棟数	面積(m²)	設置年度
1	市の川小学校	アルミボックス	2	28. 8	H10
2	松山高等学校	アルミボックス	1	14. 4	H11
3	松山中学校	アルミボックス	2	28. 8	Н8
4	松山第一小学校	アルミボックス	2	28. 8	H10
5	東松山市民体育館	木造1階鉄骨造	1	29. 6	Н7
6	新明小学校	アルミボックス	2	28. 8	H10
7	東中学校	アルミボックス	2	28. 8	Н8
8	新宿小学校	アルミボックス	2	28. 8	Н9
9	北中学校	アルミボックス	2	28. 8	Н8
10	松山第二小学校	アルミボックス	2	28.8	Н8
11	大岡小学校	アルミボックス	2	28.8	Н9
12	青鳥小学校	アルミボックス	2	28.8	Н9
13	唐子小学校	アルミボックス	2	28.8	Н8
14	南中学校	アルミボックス	2	28.8	H10
15	高坂小学校	プール棟の一部	1	28. 0	H19
16	白山中学校	アルミボックス	2	28.8	Н8
17	大東文化大学緑山キャンパス	アルミボックス	2	28.8	Н9
18	桜山小学校	アルミボックス	2	28.8	H10
19	野本小学校	アルミボックス	2	28. 8	Н9
20	唐子地区体育館	アルミボックス	2	28. 8	H24
21	東松山特別支援学校	アルミボックス	2	28. 8	H25
22	松山市民活動センター	物置	1	7. 9	R2
23	平野市民活動センター	物置	1	1.7	H28
20	1 M M M M M M M M M M M M M M M M M M	物置	1	4. 1	R2
24	大岡市民活動センター	物置	1	1. 7	H26
	/ 1 1 1 1 P M H M - 1 /	物置	1	8.0	R2

No.	設置施設名	種別	棟数	面積(m²)	設置年度
0.5	ウェナロバ科 レンカ	物置	1	1. 7	H28
25	唐子市民活動センター	物置	1	8. 0	R2
26	宣伝に陸士民廷勳わい カ	物置	1	1. 7	H26
20	高坂丘陵市民活動センター	物置	1	8. 0	R2
27	取 十 古尺还動力	物置	1	1. 7	H26
21	野本市民活動センター	物置	1	4. 4	R2
28	きらめき市民大学	物置	1	8. 0	R2
29	市民福祉センター	物置	1	5. 4	_
30	市立図書館	1階の一部	1	3.8	_
31	総合会館	地下倉庫の一部	1	14. 5	_
32	子育て支援センターソーレ	物置	1	4. 4	R2
33	保健センター	物置	1	6. 7	R2
34	すわやま荘	物置	1	3. 3	H26
35	高坂図書館	物置	1	2. 3	R2
36	子育て支援センターマーレ	物置	1	5. 4	R2
37	松山女子高等学校	体育館1階の一部	1	150. 75	H10
38	総合福祉エリア	物置	1	4. 1	H26
39	市民健康増進センター	物置	1	3. 3	H26
40	年輪福祉ホーム	物置	1	3. 3	H26
41	東松山ホーム	物置	1	5. 7	H26
42	わかばの丘	物置	1	5. 7	H26
43	むさしの青年寮	物置	1	3. 3	H26
44	あんだんて	物置	1	3. 3	R5
45	梨花	物置	1	3. 3	R5
46	ふるさとの杜 かみのもと	物置	1	3. 3	R5
47	中央防災倉庫	鉄骨造	1	450	R5

主な備蓄物資一覧

令和6年3月1日現在

	品目		数量
1	アルファ米(わかめ) (1箱 50食)	392 箱	19,600 食
2	アルファ米(きのこ) (1 箱 50 食)	405 箱	20,250 食
3	アルファ米(白粥)(1 箱 50 食)	24 箱	1,200食
4	アルファ米(塩こんぶ) (1箱 50食)	21 箱	1,050食
5	ビスケット(1 箱 60 食)	183 箱	10,980 食
6	クリームサンドビスケット(1 箱 60 食)	403 箱	24, 180 食
7	おこげ (1箱30食)	289 箱	8,670 食
8	栄養補助食品(1箱20食)	205 箱	4,100食
9	えいようかん(1箱100食)	44 箱	4,400食
10	保存水 500ml(1 箱 24 本)	1,150箱	27,600 本
11	粉ミルク(1 箱 10 本)	1,620箱	16,200本
12	アレルギー対応粉ミルク(1箱6本)	36 箱	216 本
13	液体ミルク(1 箱 24 本)	6 箱	144 本
14	使い捨て哺乳瓶(1セット5個)	109 セット	545 個
15	子ども用オムツ(1 セット S164 枚 M128 枚 L88 枚)	37 セット	_
16	生理用品(昼用 28 枚・夜用 15 枚)	370 セット	-
17	毛布 (1 箱 10 枚)	903 箱	9,030枚
18	フリース型毛布(1 箱 10 枚)	8 箱	80 枚
19	災害用マット(1 箱 10 枚)	241 箱	2,410 枚
20	避難ルーム(簡易型避難用テント)	-	256 台
21	段ボールベッド	_	102 台
22	簡易ベッド	_	30 台
23	パーテーションルーム	-	757 張
24	ワンタッチテント	-	759 張
25	自動ラップ式トイレ (ラップポン)	_	90 基
26	非常用トイレ (BOS) (400 回分/箱)	346 箱	138,400 回分
27	仮設トイレ (ユニバーサルデザイントイレ)	_	22 基
28	簡易トイレ (サニタ―)	_	736 基
29	非接触式電子温度計	_	40 個
30	感染防護服 (アイソレーションガウン)	_	1,380 着
31	フェイスシールド	_	712 枚
32	手指消毒用アルコールジェル (1L)	-	133 本

文化財一覧

令和5年10月1日現在

■国指定文化財

地	区	種 別	名 称	所在地	指定年月日
野	本	重 文・彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	古凍 536-1 (等覚院)	昭 3・8・17
+	岡	重文・建造物	光福寺宝篋印塔	岡 498(光福寺)	昭 28・8・29
	lml	史跡	大谷瓦窯跡	大谷 2192-1	昭 33・10・8

■県指定文化財

地	区	種 別	名 称	所在地	指定年月日
		史跡	上田朝直建立青石塔婆	神明町 1-12	昭 11・3・31
松	Щ	建造物	箭弓稲荷神社社殿付棟	箭弓町 2-5-14	平 1.3.17
			札二枚		
大	出	考古資料	板石塔婆	岡 498 (光福寺)	昭 40・3・16
人	lm1	考古資料	光福寺宝篋印塔出土品	岡 498(光福寺)	昭 62・3・24
		史跡	若宮八幡古墳	石橋 2240-1	昭 39・3・27
唐	子	史跡	青鳥城跡	石橋 2104 他	昭 9・3・31
		考古資料	板石塔婆	神戸 1121 (妙昌寺)	昭 40・3・16
		史跡	正法寺六面幢	岩殿 1210 (正法寺)	昭 5・3・31
		歴史資料	正法寺銅鐘	岩殿 1229 (正法寺)	昭 52・3・29
高	坂	名勝	物見山岩殿山観音の勝	岩殿 1211 他	大 11・3・29
		旧跡	加賀爪氏累代墓	高坂 834(高済寺)	昭 38・8・27
		歴史資料	弘安四年銘板石塔婆	正代 864-1 (青蓮寺)	平 15・3・18
		史跡	将軍塚古墳	下野本 612・613	昭 35・3・1
		無形民俗文化財	金谷の餅つき踊り	上野本字金谷(氷川神社)	昭 52・3・29
		考古資料	古凍古墳群内土擴出土	市埋蔵文化財センター	平 14. 3.22
			鉄製壺鎧及び馬具		
野	本	考古資料	吉ケ谷遺跡竪穴住居跡	市埋蔵文化財センター	平 21・3・1
			出土品		7
		考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺	市埋蔵文化財センター	令 5·3·1
			物		7
		彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	下野本 662 (無量寿寺)	平 19・3・16

■市指定文化財

地区	種 別	名 称	所在地	指定年月日
	絵画	大雷神社の絵馬	大谷 3506	昭 60・7・17
	歴 史 資 料	森川氏累代の墓	大谷 438(宗悟寺)	昭 55・1・10
	史跡	三千塚古墳群	大谷雷電山付近	昭 31・2・6
大岡	史 跡	比丘尼山と横穴群	大谷 265 他	昭 32・11・29
	史 跡	鴻の面一号墳	大谷 805	昭 38・2・18
	史跡	相撲場	大谷 3507-1	昭 60・7・17
	天然記念物	玉太岡神社のムクノキ	岡 745 (玉太岡神社)	昭 37・3・26
	工芸品	刀 (勝村正勝)	野田(個人蔵)	昭 46・6・4
平野	無形民俗文化財	野田の獅子舞	野田(赤城神社)	昭 55. 1.10
十到	有形民俗文化財	獅子舞道具一式 (野田)	野田(野田獅子舞	昭 40・8・10
			保存会)	

地区	種 別	名称	所在地	指定年月日
	建造物	八雲神社の社殿	本町 1-5-8	昭 32·11·29
	建造物	箭弓稲荷神社元宮	箭弓町2-5-14	平 26. 3.25
	建造物	箭弓稲荷神社手水舎付手	箭弓町2-5-14	平 27. 3.26
		水鉢		
	絵画	箭弓稲荷神社の絵馬	箭弓町 2-5-14	昭 40・8・10
	絵画	十界図 (江野楳雪作)	本町 1-5-3 (曹源寺)	昭 60・7・17
	絵画	釈迦涅槃図 (江野楳雪作)	本町 1-5-3 (曹源寺)	昭 60・7・17
	彫刻	吉田家所蔵阿弥陀如来像	御茶山町(個人蔵)	昭 31・2・6
	工 芸 品	刀(克一)	松山町(個人蔵)	昭 46・6・4
	工 芸 品	刀(日比野道義)	日吉町(個人蔵)	昭 46・6・4
	工 芸 品	山王焼	神明町(個人蔵)	昭 49・7・10
	工 芸 品	幼鳥を抱く童(市川東玉斎作)	本町(個人蔵)	昭 60・7・17
松山	工 芸 品	波涛玉台(市川東玉斎作)	本町(個人蔵)	昭 60・7・17
да н	古 文 書	松山陣屋関係古文書	松葉町(個人蔵)	昭 37・3・26
	古 文 書	永福寺の制札	市ノ川 212 (永福寺)	昭 60・7・17
	考 古 資 料	十三仏板石塔婆	松本町(個人蔵)	昭 32・11・29
	歴 史 資 料	松山古地図	本町 2-11-20	昭 32・11・29
			(市立図書館)	
	歴 史 資 料	上田朝直寄進の十界曼陀	松本町 1-11-56	昭 55・3・5
		羅	(妙賢寺)	
	歴 史 資 料	博喩堂扁額	松葉町1-1-16	昭 62・6・24
	₩₩₩₩₩₩₩₩	Lu Here Alexandre	(松山第一小学校)	BT
	無形民俗文化財	松葉町祭ばやし	松葉町	昭 55. 1.10
	無形民俗文化財	新弓町祭ばやし ************************************	新弓町 松葉曜1.1.50/5/2	昭 55. 1.10
	史跡	松山陣屋跡	松葉町1-1-58 ほか	昭 36・3・8
	天然記念物	なんじゃもんじゃの木	箭弓町 2-5	昭 38・2・18
	絵画	野本八幡神社の絵馬	上野本 1239	昭 49・7・10
	絵画	泉蔵寺の絵馬(馬の図)	上押垂 116 (泉蔵寺)	平 5· 6·30 平 5· 6·30
	<u></u> 絵 画 刻	浄光寺の融通念仏縁起絵巻 倶利加羅不動尊	下青鳥 126 (浄光寺) 上野本 1963	平 5· 6·30 昭 38· 2·18
	彫刻	泉蔵寺十一面観音立像付		昭 55・1・10
	周シ 次		上押亜 110	h [□] 99, 1,10
m z →	考古資料	浄光寺の板石塔婆	下青鳥 126 (浄光寺)	昭 40・8・10
野本	考古資料	清見寺心字座板石塔婆	上野本 1683 (清見寺)	昭 49・7・10
	無形民俗文化財	上野本の獅子舞	上野本(八幡神社)	昭 55・1・10
	無形民俗文化財	古凍祭ばやし	古凍 (鷲神社)	昭 55. 1.10
	史 跡	五領遺跡	若松町	昭 36・3・8
	史 跡	おくま山古墳	古凍 92・93 他	昭 46・6・4
	史 跡	野本館跡	下野本 662·663 他	昭 49・7・10
	史 跡	春桂家塾跡	下野本 1076 (了善寺)	昭 62・6・24
	工芸品	刀(克一)	市埋蔵文化財センター	昭 46・6・4
	考古資料	五領遺跡の出土品	市埋蔵文化財センター	昭 36・3・8
野本	考古資料	胄塚古墳出土品	市埋蔵文化財センター	昭 40・8・10
(埋蔵文	考古資料	五領遺跡B区出土品	市埋蔵文化財センター	昭 40・8・10
化財セン	考古資料	水鳥を冠した人物埴輪	市埋蔵文化財センター	昭 46・6・4
ター)	考古資料	鈴付腕輪	市埋蔵文化財センター	昭 46・6・4
	考古資料	香林寺阿弥陀一尊板石塔婆	市埋蔵文化財センター	昭 49・7・10
	考古資料	香林寺心座板石塔婆	市埋蔵文化財センター	昭 49・7・10

地区	種 別	名称	所在地	指定年月日
	考古資料	香林寺の阿弥陀一尊板石塔婆	市埋蔵文化財センター	昭 60・3・26
	考古資料	雷電山古墳出土埴輪	市埋蔵文化財センター	平 16・3・26
	考古資料	西原1号墳出土品	市埋蔵文化財センター	平 18・3・24
	考古資料	三角縁陳氏作四神二獣鏡	市埋蔵文化財センター	平 26・ 3・25
	考古資料	高坂 8 号墳出土品	市埋蔵文化財センター	平 26・ 3・25
	考古資料	東耕地3号墳出土品	市埋蔵文化財センター	平 26・ 3・25
	建造物	净空院本堂	上唐子 679 (浄空院)	昭 55・1・10
	建造物	浄空院庫裡	上唐子 679 (浄空院)	昭 55· 1·10
	建造物	净空院禅堂	上唐子 679 (浄空院)	昭 55· 1·10
	彫刻	妙昌寺日蓮上人祖師像	神戸 1121	昭 55・1・10
	考古資料	妙昌寺の瓦塔	神戸 1121	昭 34· 5·15
	考古資料	妙昌寺の板石塔婆	神戸 1121	昭 38・2・18
唐子	考古資料	青鳥城跡板石塔婆	石橋 1310	昭 38・2・18
	考古資料	虎御石 (板碑)	石橋 1335	昭 49・7・10
	考古資料	菅沼氏一族の墓	上唐子 679 (浄空院)	昭 55· 1·10
	考古資料	水神塔	上唐子 1677-2	昭 55・3・5
	無形民俗文化財	下唐子の獅子舞	下唐子(唐子神社)	昭 49. 7.10
	無形民俗文化財	神戸の獅子舞	神戸 (神戸神社)	昭 55. 1.10
	史跡	附川 1 号墳	石橋 330 (南中学校)	平 18・3・24
	建造物	正法寺の鐘楼	岩殿 1229	昭 46・6・4
	彫刻	八幡神社前庚申塔	宮鼻 252	昭 40・8・10
	彫刻	愛染明王	高坂 (個人蔵)	昭 49・7・10
	彫刻	毛塚の石仏	毛塚 (個人蔵)	昭 49・7・10
	彫刻	毛塚薬師如来坐像(石	毛塚 791	昭 55・1・10
		像)		
	彫刻	世明寿寺千手観音立像	正代 742-1 (世明	昭 55・1・10
			寿寺)	
	彫刻	世明寿寺二十八部衆像	正代 742-1 (世明	昭 55・1・10
			寿寺)	
	工 芸 品	短刀(英義)	宮鼻(個人蔵)	昭 46・6・4
	書籍	世明寿寺の算額	正代 742-1 (世明	昭 49・7・10
	±1. 1515	- 14 + 0 kk kg	寿寺)	HTT 40 F 10
高坂	書籍	正法寺の算額	岩殿 1229	昭 49・7・10
	典籍	明版大蔵経	岩殿 1229	昭 32・11・29
	古文書	代官文書	毛塚(個人蔵)	昭 32・11・29
	古文書	正法寺の中世文書	岩殿 1229	昭 49・7・10
	考古資料	双雀草文鏡	岩殿 1229	昭 37・3・26
	考古資料	阿弥陀堂の板石塔婆	岩殿 1043	昭 40・8・10
	考古資料	阿弥陀一尊板石塔婆	正代(個人蔵)	昭 55・1・10
	考古資料	阿弥陀三尊板石塔婆	正代(個人蔵)	昭 55・1・10
	考古資料	仁治二年の板石塔婆	正代(個人蔵)	昭 55・3・5
	考古資料	正法寺阿弥陀三尊板石塔婆	岩殿 1229	昭 55・1・10
	考古資料	正法寺阿弥陀一尊板石塔婆	岩殿 1229	昭 55・1・10
	歴史資料	石橋及び石橋供養塔	高坂(都幾川リバーサイド地内)	平 11・7・19
	展 由 恣 蚁	道標「八王子道」	高坂地内	平 25. 4.30
	歴史資料 歴史資料	道標「奉納経拝礼供養塔」	高坂地内	平 25. 4. 30 平 25. 4. 30
	正 又 貝 付	炟惊「华州灶什儿洪食冶」	同次地门	T 40. 4.30

地区	種 別	名 称	所在地	指定年月日
	有形民俗文化財	獅子舞道具一式(宮鼻)	宮鼻(宮鼻獅子舞	昭 40・8・10
			保存会)	
	無形民俗文化財	正代祭ばやし	正代(御霊神社)	昭 60. 7.17
	無形民俗文化財	後本宿のフセギ行事	後本宿	平 18. 3.24
	無形民俗文化財	宮鼻の獅子舞	宮鼻(八幡神社)	昭 55. 1.10
	無形民俗文化財	望月のフセギ行事	望月	平 18・ 3・24
	史 跡	諏訪山古墳	西本宿 (個人蔵)	昭 32・11・29
	史 跡	足利基氏の塁跡	岩殿 1051·1059	昭 40・8・10
	天然記念物	八幡神社の大欅	宮鼻 233 (八幡神	昭 37・3・26
			社)	
	天然記念物	あららぎ	宮鼻(個人蔵)	昭 40・8・10
	天然記念物	正法寺の大銀杏	岩殿 1221	昭 49・7・10
	天然記念物	観音下の清水	正代 741	昭 49・7・10
	天然記念物	カタクリの群生地	西本宿 2447	昭 60・7・17
高坂丘陵	史 跡	桜山窯跡群	桜山台 4	昭 62・4・1
市外	考古資料	古鏡と釧	埼玉県立博物館寄託	昭 37・ 3・26

■国登録文化財

地	区	種 別	名 称	所在地	指定年月日
松	山	登録有形建造物	旧埼玉県立松山中学校 校舎(埼玉県立松山高 等学校記念館)	松山町 1-1041 他	令 2・4・3

■国選択無形民俗文化財

地	区	種 別	名 称	所在地	指定年月日
大	岡	選択無形民俗	東松山上岡観音の絵馬 市の習俗	岡	平 10·12· 1

東松山市に被害を及ぼした地震災害

発生時期	被害概要	被害内容
関東大震災	□市域に家屋倒壊被害があり、役所に食	負傷者 18 名
(大正 12 年 9 月 1	料および小屋掛資材の救助願が提出さ	家屋全壊1戸
日)	れた。	家屋半壊2戸
震源:伊豆大島、	□東京地区からの震災罹災避難者(疎開	市外からの疎開者最大 223 人
相模湾	者)が多数滞在し、救護や避難所確保	
マグニチュート:7.9	等の対応に追われた。	
西埼玉地震	□松山町の商家はほとんど屋根瓦等が振	負傷者3名
(昭和6年9月21	り落とされ、庇の倒壊した家が多数あ	家屋全壊2戸
日)	った。	家屋半壊 12 戸
震源:埼玉県中部	□松山中学校の講堂天井屋根が墜落。	家屋破損 348 戸
マグニチュート゛:6.9	□箭弓神社の大鳥居が倒れた。	
	□日吉町地内の道路約百間が大亀裂を生	
	じ、付近の家屋が全部傾斜した。	
	□東上線は線路が数ヶ所陥没し、当面不	
	通となった。	

東松山市における地震被害想定

	想定地震							
蛋白 (坐件)	東京湾	茨城県	元禄型		72.1 <u>2.72</u> 野北西縁断層	骨带地震	立川断層	帯地震
項目(単位)	北部地	南部地	関東地	破壊開	破壊開始	破壊開	破壊開	破壊開
	震	震	震	始点北	点中央	始点南	始点北	始点南
震度	5強	5強	5強	7	7	7	6 弱	6弱
建物倒壊棟数 (棟)	0	10	1	3, 323	3, 204	4, 292	1	2
全壊棟数 建物倒壊棟数								
(棟) 半壊棟数	4	20	4	4, 406	4, 470	4, 819	13	47
火災焼失棟数 (棟) 冬 18 時・風 速 8m/s	11	9	9	1, 207	1, 435	1, 764	11	12
人的被害 (人) 死者数 冬 5 時	0	0	0	223	216	293	0	0
人的被害 (人) 負傷者数 冬 5時	1	1	0	1, 222	1, 211	1, 446	2	8
避難所避難者 (人) 一週間後	20	26	14	7, 513	7, 506	9, 135	18	22
急傾斜地崩壊 危険箇所数 (箇所) ランク A	0	0	0	14	13	12	0	0
急傾斜地崩壊 危険箇所数 (箇所) ランク B	2	2	2	0	1	2	4	5
急傾斜地崩壊 危険箇所数 (箇所) ランク C	41	41	41	29	29	29	39	38
停電被害世帯 数 (世帯) 冬 18 時・風 速 8m/s 1 日後	9	46	10	13, 271	12, 955	17, 095	12	16
不通回線数 (数) 冬 18 時・風 速 8m/s	7	7	6	1, 187	1,311	1, 664	7	8
携帯電話不通 ランク 冬 18 時・風 速 8m/s	_		_	С	С	В	_	_
都市ガス供給停止件数	0	0	0	6, 023	6, 023	6, 023	0	0
断水人口 (人) 1日後	212	49	2	57, 237	53, 182	55, 337	0	27
管渠被害・機 能支障人口 (人)	4, 081	3, 485	3, 683	8, 933	8, 883	9, 109	4, 289	4, 992

	想定地震							
項目(単位)	東京湾	茨城県	元禄型		野北西縁断層	骨带地震	立川断層	帯地震
	北部地 震	南部地震	関東地震	破壊開 始点北	破壊開始 点中央	破壊開 始点南	破壊開 始点北	破壊開 始点南
避難者(人) 冬 18 時・風 速 8m/s 一週間後	40	51	23	15, 027	15, 012	18, 270	30	44
避難者(人) うち避難所避 難者 冬 18 時・風 速 8m/s 一週間後	20	26	11	7, 513	7, 506	9, 135	15	22
避難者(人) うち避難所外 避難者 冬 18 時・風 速 8m/s 一週間後	20	26	11	7, 513	7, 506	9, 135	15	22
帰宅困難者数 平日 12 時 内閣府 (2013)	10, 074	8, 854	9, 338	12, 471	12, 469	12, 456	11, 163	10, 285
避難所収容人 数過不足 (人) 1日後	13, 259	13, 253	13, 265	5, 766	5, 773	4, 144	13, 261	13, 257
応急仮設住宅 等需要数 (数)	3	6	3	1332	1363	1744	3	5
食料過不足量 (食) 3日分	46, 791	46, 667	46, 827	-28, 871	-30, 150	-50, 534	46, 786	46, 699
食料過不足量 (食) 7日分	46, 517	46, 287	46, 654	- 135, 074	-136, 759	- 181, 644	46, 564	46, 368
飲料水過不足量(キロリットル)3日分	-2	-0	-0	-281	-204	-359	0	0
飲料水過不足 量(キロリッ トル)7日分	-3	-1	-0	-729	-677	-704	-0	-0
生活必需品過 不足量	9, 020	9, 009	9, 032	-5, 967	-5, 952	-9, 210	9, 025	9, 016
仮設トイレ過 不足量(基)	-0	-0	-0	-66	-67	-84	-0	-0
避難所避難者 に対する災害 時要援護者数 (人)	3	4	2	1, 220	1, 219	1, 483	3	4
エレベーター 停止台数 (台) 地震発生直後	1	1	1	65	65	65	1	1
高層階住宅支 障世帯数	3	3	3	89	88	102	3	3
災害廃棄物量 (万トン) 冬 18 時・風 速 8m/s	0.2	0.4	0. 2	77.7	80. 4	103.8	0. 2	0.3

	想定地震								
項目(単位)	東京湾	茨城県	元禄型	関東平野	野北西縁断層	骨带地震	立川断層	帯地震	
	北部地	南部地	関東地	破壊開	破壊開始	破壊開	破壊開	破壊開	
	震	震	震	始点北	点中央	始点南	始点北	始点南	
建物躯体・家 財被害(億 円) 冬 18 時・風 速 8m/s	6. 6	14. 1	6. 0	2, 477. 5	2, 554. 2	3, 166. 0	8. 7	15. 6	

		液状化可	能性ラン	ク別面積	(%)	液状化可能性ランク別面積率			積率
							(%))	
		極めて低	低い	やや高	高い	極めて	低い	やや	高い
		\ \		٧١		低い		高い	
東京湾北	部地震	57. 269	6.818	1. 274	0	86.3%	11.5%	2.2%	0.0%
茨城県南	部地震	59. 430	5. 547	0.384	0	89.1%	10.1%	0.8%	0.0%
元禄型関	東地震	60.083	5. 148	0.130	0	90.7%	9.1%	0.2%	0.0%
	破壊開始	53. 472	2.662	4. 536	4. 692	79.8%	4.6%	7.8%	7.8%
関東平	点北								
野北西	破壊開始	53. 407	3.031	4. 553	4. 371	79.7%	5. 1%	7.9%	7.4%
縁断層	点中央								
帯地震	破壊開始	53. 472	2.809	5. 554	3. 527	79.8%	4.7%	9.6%	6.0%
	点南								
	破壊開始	62. 411	2. 902	0.048	0	95. 2%	4. 7%	0.1%	0.0%
立川断層	点北								
帯地震	破壊開始	60.832	4. 529	0	0	92.6%	7.4%	0.0%	0.0%
	点南								

出典:「平成24·25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

<障害者施設>

施設名称	種別	所在地	設置主体
ケアホームリヴェール		五領町 4-1	(福)いずみ会
ケアホームエアージュ		五領町 4-5	(福)いずみ会
ソキウス		美原町 3-1-7	(福)昴
グランシャリオ	グループホーム	五領町 5-2	(医)緑光会
カーサ東松山A		六軒町 8-3	(医)緑光会
グループホームたすく 16 号館		小松原町 20-11	(株)Bravery
就労支援センターZAC		小松原町 17-19	(特非)東松山障害者 就労支援センター
株式会社メガテラフー ズ東松山第1事業所		六反町 3-32	(株)メガテラフーズ
多機能型事業所 FLEEK SQUAD	障害者通所事業所	五領町 1-27	(特非) jogo
サン・フレッシュ・メ イト事業所		砂田町 8-6	(特非)サン・フレッ シュ・メイト
オードリー		下青鳥 391-1	(福)いずみ会
てらぴぁぽけっと 東松山教室		御茶山町 1-3 アート東松山1階店舗	(株)インクレウム
縁キッズ 東松山	障害児通所事業所	六反町 1-13	(株)緑グループ
こどもプラス 東松山教室		松本町 2-9-21	(株)MOM

<高齢者施設>

施設名称	種別	所在地	設置主体
ひだまりの郷	短期入所生活介護	ア 括 1020 <i>C</i>	(株)ケアサービス彩
ショートステイ	(ショートステイ)	石橋 1039-6	松
ひだまりの郷		石橋 1039-6	(株)ケアサービス彩
デイサービス	通所介護(デイサー	/口間 1039-0	松
ブルーミングケア	ビス)	美原町 3-1-1	(株)アイライフサポ
市ノ川あかり		実原町 3-1-1 	- ▶
デイサービスリハビリ		石橋 1029-3	(有)こうふく
オフィス康復		△口間 1029-3	(有)こうかく
デイサービスわがまま	地域密着型通所介護	御茶山町 15-3	(有)プラン一樹
御茶山	(デイサービス)	柳糸川町 10-2	(有) / / / 一個
デイサービスふじの家		沢口町 2-1	(株)ふじ介護
東松山		(/\\ □ □ Z-1	
グループホーム	認知症対応型共同生		
いづみ野	活介護	東平 502-1	(株)いづみ野
(いつの野	(グループホーム)		

<病院>

施設名称	種別	所在地	設置主体
大谷整形外科病院	病院	下野本 517	(医)東征会

<学校>

施設名称	種別	所在地	設置主体
新明幼稚園	幼稚園	新宿町 23-7	(学)堀口学園新明幼 稚園
新宿小学校		新宿町 14	東松山市
市の川小学校	小学校	市ノ川 30	東松山市
新明小学校		御茶山町 7-1	東松山市
東中学校		六反町 4	東松山市
南中学校	中学校	石橋 330	東松山市
東京農業大学第三高等 学校附属中学校	十子仪	松山 1400-1	(学)東京農業大学
東京農業大学第三高等 学校	高校	松山 1400-1	(学)東京農業大学

<児童福祉施設>

施設名称	種別	所在地	設置主体
のもと保育園	保育園	下野本 830-2	(福)あけぼの学園

<放課後児童クラブ>

施設名称	種別	所在地	設置主体
きらめきクラブ いちのかわ	公立放課後児童クラ	市ノ川 132-4	東松山市
きらめきクラブ しんめい	ブ	御茶山町 7-2	東松山市
さくらやまクラブ		田木 670-4	(特非)東松山市学童 保育の会
第1たんぽぽクラブ	民間放課後児童クラブ	六軒町 18-11	(特非)東松山市学童 保育の会
第2たんぽぽクラブ		新宿町 12-11	(特非)東松山市学童 保育の会
第1のもとクラブ		下野本 626-1	(特非)東松山市学童 保育の会
第2のもとクラブ		下野本 626-1	(特非)東松山市学童 保育の会
かるがも学童クラブ		毛塚 756-1	代表者 島野悠介

<認可外保育施設>

施設名称	種別	所在地	設置主体
トーコーキッズベース	認可外保育施設	仲田町1	(株) アミー

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

平成 31 年 1 月 28 日

上砂災害警戒 区域等の名称 住所 上砂災害警戒区域 土砂災害の発生原 物別密成 の権類 以上なる自然現象の有種類 の種類 の種類 の種類 の種類 の種類 の種類 の種類 の種類 の種類 の		T	T	I	, , , , -	平1月20日
藤井 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-1 ○ 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 自坂団地 東松山市本町一丁目2 ○ 急傾斜地の崩壊 平成 22 年 3 月 30 日 高本2 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 平成 22 年 3 月 30 日 落下2 東松山市高会 ○ 急傾斜地の崩壊 平成 22 年 3 月 30 日 1 回 2 日 1 回 2 日 1 回 2 日 2 回 2 日 3 月 30 日 1 回 2 日 2 回 2 日 3 月 30 日 3 日 30 日 3		住所				指定日
天名海 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 白坂団地 東松山市松山 ○ 急傾斜地の崩壊 本町一丁目-2 東松山市本町一丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 高本-2 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 太平乙(下部斜面) 大平公(上部斜面) 東松山市野田 ○ 急傾斜地の崩壊 10 急傾斜地の崩壊 ●極斜地の崩壊 10 急傾斜地の崩壊 ●極傾斜地の崩壊 10 急傾斜地の崩壊 ●極線地の崩壊 10 急傾斜地の崩壊 ●原発型・2・1 10 急傾斜地の崩壊 ●原発型・2・1 10 急傾斜地の崩壊 ●原発型・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2	高本	東松山市下唐子	\circ	\circ	急傾斜地の崩壊	
岩殿-1 ○ 急傾斜地の崩壊 白坂団地 東松山市本町一丁 ○ 急傾斜地の崩壊 本町一丁目-2 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 高本-2 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 太平乙(下部斜面) 大平乙(上部斜面) (大部斜面) ○ 急傾斜地の崩壊 1 ○ 急傾斜地の崩壊 2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 2 東松山市 下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 2 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 3 ○ 急傾斜地の崩壊 <td>藤井</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td>	藤井		0	0	急傾斜地の崩壊	
白坂団地 東松山市松山 ○ ○ ○ ○ (無斜地の崩壊 東松山市本町一丁 ○ ○ ○ (無斜地の崩壊 東松山市下唐子 ○ ○ (東経山市下唐子 ○ ○ (東経山市下唐子 ○ (東経山市下唐子 ○ (東経山市葛炎 (上部斜面) 次平乙 (下部斜面) 東松山市野田 ○ (東経山市蜀央 ○ (東経山市超殿 ○ (東経山市超殿 ○ (東経山市田木 ○ (東経山市田木 ○ (東経)地の崩壊 ○ (東経)山市岩殿 ○ (東経)地の崩壊 ○ (東経)地の射域 ○ (東経)地の射域	天名海	東松山市岩殿	0	0	急傾斜地の崩壊	
本町一丁目-2 東松山市本町一丁 日 金傾斜地の崩壊 平成 22 年 3 月 30 日 本で	岩殿-1		0	\circ	急傾斜地の崩壊	
本町一	白坂団地	東松山市松山	0	0	急傾斜地の崩壊	
高本-2 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 太平乙 (下部斜面) 東松山市葛袋 ○ 急傾斜地の崩壊 (上部斜面) 東松山市町田 ○ 急傾斜地の崩壊 前原 東松山市町田 ○ 急傾斜地の崩壊 雪見峠-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 雪見峠-3 ○ 急傾斜地の崩壊 立野 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 が伊勢塚 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 帯殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 現代山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 現代山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 中門町 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊 電原1 ○ 急傾斜地の崩壊	本町一丁目-2		0	0	急傾斜地の崩壊	
(下部斜面) 東松山市葛袋 ○ 急傾斜地の崩壊 着狩野 東松山市野田 ○ 急傾斜地の崩壊 市原 ○ 急傾斜地の崩壊 雪見峠-1 ○ 急傾斜地の崩壊 雪見峠-2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 雪見峠-3 ○ 急傾斜地の崩壊 立野 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 市房 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 東松山市神明町二 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	高本-2	東松山市下唐子	0	0	急傾斜地の崩壊	3 Д 30 Д
大学区(上部斜面) 急傾斜地の崩壊 諸狩野 東松山市野田 急傾斜地の崩壊 雪見峠-1 急傾斜地の崩壊 雪見峠-2 東松山市岩殿 急傾斜地の崩壊 雪見峠-3 急傾斜地の崩壊 立野 東松山市田木 急傾斜地の崩壊 於伊勢塚 東松山市田木 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市下唐子 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 急傾斜地の崩壊 相東 東松山市治崎 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 急傾斜地の崩壊 児沢-2 急傾斜地の崩壊 中明町 東松山市神明町二 急傾斜地の崩壊 電原-1 急傾斜地の崩壊		,	0	0	急傾斜地の崩壊	
東松山市野田 ○ 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 雪見峠-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 上野 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 上野 上野 上野 上野 上野 上野 上野 上		米仏山川仏衣	0	0	急傾斜地の崩壊	
前原	猪狩野	東松山市縣田	0	0	急傾斜地の崩壊	
雪見峠-2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 宣見峠-3 ○ 急傾斜地の崩壊 立野 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 於伊勢塚 東松山市松山 ○ 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 下唐子 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 中月 ○ 急傾斜地の崩壊 地東 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 地別 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 地別 東松山市神町二 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	前原	宋仏田川野田	0	0	急傾斜地の崩壊	
雪見峠-3 ○ 急傾斜地の崩壊 立野 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 於伊勢塚 東松山市松山 ○ 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 下唐子 東松山市市唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 ○ 急傾斜地の崩壊 相東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	雪見峠-1		0	0	急傾斜地の崩壊	
立野 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 於伊勢塚 東松山市松山 ○ 急傾斜地の崩壊 赤城 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 下唐子 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 東松山市神局 ○ 急傾斜地の崩壊 地戸一2 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一3 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一3 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一4 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一5 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一7 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一7 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一8 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一9 ・ 急傾斜地の崩壊 地門町 東松山市大谷 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸一9 ・ 急傾斜地の崩壊 地戸 ・ シー・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	雪見峠-2	東松山市岩殿	0	0	急傾斜地の崩壊	
旅伊勢塚 東松山市松山 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 当殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 平成 24 年 9月4日 日本 1	雪見峠-3		0	0	急傾斜地の崩壊	
赤城 東松山市田木 ○ 急傾斜地の崩壊 下唐子 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 ○ 急傾斜地の崩壊 柏東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	立野	東松山市田木	0	0	急傾斜地の崩壊	
下唐子 東松山市下唐子 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-2-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 ○ 急傾斜地の崩壊 柏東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	於伊勢塚	東松山市松山	0		急傾斜地の崩壊	
岩殿-2-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 中東公山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ● 急傾斜地の崩壊	赤城	東松山市田木	0	0	急傾斜地の崩壊	
岩殿-2-2 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 ○ 急傾斜地の崩壊 柏東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 雷原-1 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	下唐子	東松山市下唐子	0	0	急傾斜地の崩壊	
岩殿-3 ○ 急傾斜地の崩壊 平成 24年 9月 4日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	岩殿-2-1		0	0	急傾斜地の崩壊	
神戸-1 東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 神戸-2 ○ 急傾斜地の崩壊 柏東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ○ 急傾斜地の崩壊	岩殿-2-2	東松山市岩殿	0	0	急傾斜地の崩壊	平成 24 年
東松山市神戸 ○ 急傾斜地の崩壊 柏東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ○ 急傾斜地の崩壊	岩殿-3		0	0	急傾斜地の崩壊	9月4日
神戸-2 ○ 急傾斜地の崩壊 柏東 東松山市柏崎 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ○ 急傾斜地の崩壊	神戸-1	東松川市神戸	0	0	急傾斜地の崩壊	
児沢-1 東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ○ 急傾斜地の崩壊 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	神戸-2	72 PH 11 11 1	0	0	急傾斜地の崩壊	
東松山市岩殿 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ○ 急傾斜地の崩壊 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	柏東	東松山市柏崎	0	0	急傾斜地の崩壊	
児沢-2 ○ 急傾斜地の崩壊 神明町 東松山市神明町二 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 電原-1 ○ 急傾斜地の崩壊 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	児沢−1	東松山市岩殿	0	0	急傾斜地の崩壊	
神明町 丁目 ○ 急傾斜地の崩壊 雷原-1 ○ 急傾斜地の崩壊 東松山市大谷 ○ 急傾斜地の崩壊	児沢−2		0	0	急傾斜地の崩壊	
	神明町	1	0	0	急傾斜地の崩壊	
雷原-2 ○ 急傾斜地の崩壊	雷原-1	東松山市大谷	0	0	急傾斜地の崩壊	
	雷原-2	70 PH 117 / VIII	0	0	急傾斜地の崩壊	

土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害 警戒区域	士砂災害 特別警戒 区域	土砂災害の発生原 因となる自然現象 の種類	指定日
蓮沼		0		急傾斜地の崩壊	
五領	東松山市若松町一 丁目	0	0	急傾斜地の崩壊	
梶久保		\circ	\circ	急傾斜地の崩壊	
一ノ坪-1-1	東松山市大谷	\circ	\circ	急傾斜地の崩壊	
一ノ坪-1-2	米仏田川八台	0	0	急傾斜地の崩壊	
一ノ坪-2		0	0	急傾斜地の崩壊	
本町一丁目-3	東松山市本町一丁 目	0	0	急傾斜地の崩壊	
吉原		0	0	急傾斜地の崩壊	
上郷		0	0	急傾斜地の崩壊	
水穴	東松山市大谷	0	0	急傾斜地の崩壊	
長中-2		0	0	急傾斜地の崩壊	
雷電下沼		0	0	急傾斜地の崩壊	
高坂-1	東松山市高坂	0	0	急傾斜地の崩壊	平成 26 年
本町一丁目-1	東松山市本町一丁 目	0	0	急傾斜地の崩壊	10月14日
壱番町	東松山市高坂	0	0	急傾斜地の崩壊	平成 27 年
高坂-2	東松山市高坂	0	0	急傾斜地の崩壊	12月25日
山根−1	東松山市葛袋	0	0	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 3 月 29 日
高坂 (1)	東松山市高坂	0	0	急傾斜地の崩壊	
高坂 (2)	東松山市高坂	0	0	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 10 月 11 日
扇谷	東松山市大谷	0	0	急傾斜地の崩壊	,, == ,,

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

<障害者施設>

施設名称	種別	所在地	設置主体
あかつき園	障害者支援施設	大谷 5360-1	(福)青い鳥福祉会
愛弘園	障害者支援施設	岩殿 1738	(福)愛弘会

<児童福祉施設>

施設名称	種別	所在地	設置主体
若草保育園	保育園	大谷 4217-4	(福)恵会

災害救助基準

令和5年6月16日現在

1 救助の程度、方法及び期間

種類	対象	費用の限度額等	期間	備考
避難所	災害により現に 被害を受け、又は 受ける者	避難所設置費	第1項第1号の避 難所では、災害発 生の日から7日以 内 2. 災害救助法法第4 条第2項の避開が では、救助を開始 した日から、別に 定める日までの 期間	及び管理のための賃 金職員等雇上費、消 耗器材費、建物等の 使用謝金、器物の使 用謝金、借上費又は 購入費、光熱水費並
応急仮設住宅	又は流失し、居住 する住家がない 者であって、自ら	6,775,000 円以内 2. 解体撤去原状回復の	○建設型応急住宅 災害発生の日から 20日以内着工 ○賃貸型応急住 宅 災害発生の日から 速やかに民間賃貸 住宅を借上	1. 供与期間2年以内(特定行政庁の許可を受けた場合) 2. 建設型応急住宅を50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置可能
の供与 かき出しその他による食品	 避難所に避難している者 住家に被害を受け炊事がきない者 災害により現に炊事のでない者 	1.1人1日当り 1,230円以内	災害発生の日から 7 日以内	

種類	対象	費用の限力	度額等	其	明 間			備	考
飲料水の供給	災害のため現に 飲料水を得るこ とができない者	1	ける通常	災害発 日以内	生の日か	67			
被服、寝具その他、生	住家の全壊、全 焼、流失、半 焼又は床上浸活上 等により、生活上 必要な被服、必 その他生と 品を 要により 傷等により 使用	(10月~3月 災害発生の て決定する。)の季別は 日をもっ	0 日以月		Б 1	り、 び食	器、光熱	事用具及
生活必需品	陽等により使用 することができ ず、直ちに日常生 活を営むことが		1 人世 帯	2 人世 帯	3 人世 帯	4 世		5 人世 帯	6 人以上 1 人増す 毎に加算
の供	困難な者	全 壊 夏	19, 200	24, 600	36, 500	43,	600	55, 200	8,000
与又		流失冬	31, 800	41, 100	·		900	84, 300	11,600
与又は貸与		半 壊 夏 キ 焼	6, 300	8, 400	·		400	19, 400	2,700
サ 医	医療のみちを失	床上浸水 冬 1. 救護班	10,100 薬剤、治療	13,200			300	28,100 した事情	3, 700 でやむを
医療	った者 (応急的処置)	材料、破損し 具の修繕費等 2. 病院又は診 国民健康保 酬の額以内	た医療器 等の実費 療所	: 14 日以			得な	:い場合、 ³ :所におい	
		3. 施術者 協定料金の額	質以内						
助産	災害発生の日以 前、又は以後7日 以内に分べんし た者で、災害のた め助産のみちを 失った者	1. 救護班等に は、使用した 等の実費	よる場合 衛生材料 る場合は	日以内	した日か	Б 7			

種類	対象	費用の限度額等	期間	備 考
被災者の	1. 災害のため現 に生命若しく は身体が危険 な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	
救出	2. 生死不明の状 態にある者			
(位家の被害を防止するため	が半壊、半焼又	1世帯当り		
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(たますな とずを資修が はる受力理で をは はる受力理で を が は が は が は が は が は が る が は り る が は り る は り る は り る は り る は り る と り る と る と る と る と る と る と る と る と	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小 限度の部分1世帯当り 1. 大規模半壊、中規模 半壊又は半壊若した世帯 706,000円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により 害を受けた世帯 343,000円	災害発生の日から 3 か月以内(非常災害 対策本部等が設置 された災害の場合 は6か月以内)	
の貸与 生業に必要な資金	住家が全壊、全焼	1戸当り	災害発生の日から3 か月以内(非常災害 対策本部等が設置 された災害の場合 は6か月以内)	1. 貸与期間 二年以内 2. 利子 無利子

種類	対象	費用の限度額等	期間	備考
学用品の給与	焼又は床上浸水 による喪失若し くは損傷等によ り学用品を使用 することがで ず、就学上支障の ある小学校児童、	・小学校児童及び中学校 生徒 教科書及び教科書以 外の教材で、教育委員 会に届け出、又はその 承認を受けて使用し ている教材の実費	災害発生の日から1 5日以内 (文房具及び通学用	
		2. 文房具及び通学用品 は次の金額以内 小学校児童 1 人当り 4,800 円 中学校生徒 1 人当り 5,100 円 高等学校等生徒 1 人当り 5,600 円		
埋葬	1. 災害の際死亡 した者	1 体当り 大人 219, 100 円以内 小人 175, 200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者も対象
死体の捜索	災害により現に により現 により現 にあり、かる ではよりで には では にして でいる と推定 される 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者	1. 洗浄縫合消毒等 1 体当 り 3,500 円以内 2. 一時保存 ・既存建物…通常実費 ・既存建物以外…1 体当 り 5,400 円以内 ・ドライアイス…通常実費 3. 検案 枚護班以外は慣行料 金の額以内	災害発生の日から 10日以内	検案は原則として救護 班

種類	対象	費用の限度額等	期間	備考
障害物の除去	居活ではがいに状つも該すなり、欠な関びた住にらて害こ場では必めであのし物といいに込めであのし物といいのである。と所害れ時な、力、除ではの又物で的いかを当去き	1 世帯当り平均 138, 300 円以内	災害発生の日から 10日以内	ロープ、スコップその 他除去のため必要な機 械、器具等の借上費又 は購入費、輸送費、賃 金職員等雇上費等
上費を受び賃金職員等雇		当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間	

2 従事命令を受けた者の実費弁償

[※]災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(埼玉県告示第750号)を参照。

トリアージ・タッグ

トリアージ・タッグ (災害現場用)	トリアージ・タッグ		
No. 氏 名(Name)	特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)		
住 所(Address) 電 話(Phone)			
トリアージ実施月口・時刻 トリアージ実施者氏名 月 日 AM 時 分 PM 分			
搬送機関名 収容医療機関名			
トリアージ実施場所 トリアージ区分 O I II III	その他の応急措置の状況等		
トリアージ実施機関 医 師 救急救命士 そ の 他 診断・処置内容 特記事項	前		
0	0		
I	I		
II	II a		
III	Ш		

東松山市地域防災計画資料編

昭和38年10月1日 東松山市防災会議条例 施行

昭和48年 3月 修正

昭和61年 3月 修正

平成 6年 3月 修正

平成10年 3月 修正

平成21年 2月 修正

平成27年 3月 修正

平成27年 7月 修正

令和 4年 3月 修正

令和 6年 3月 修正